

# 会 議 録

## 令 和 3 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和3年12月 1日  
令和3年12月17日  
(17日間)

小 海 町 議 会

# 第4回定例会会議録目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 議事日程等                       | 2   |
| 第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託） |     |
| 招集あいさつ・報告                   | 5   |
| 議案第37号～40号（条例）              | 10  |
| 議案第41号～42号（補正予算）            | 13  |
| 陳情・請願等                      | 25  |
| 第7日（一般質問）                   |     |
| 第6番 的埜美香子 議員                | 27  |
| 第3番 篠原 哲雄 議員                | 40  |
| 第2番 鷹野 文則 議員                | 50  |
| 第9番 小池 捨吉 議員                | 57  |
| 第11番 篠原 伸男 議員               | 65  |
| 第1番 黒澤 敦史 議員                | 82  |
| 第5番 渡邊 晃子 議員                | 90  |
| 第17日（委員長報告、討論、採決、追加議案）      |     |
| 議案第38号～40号（条例改正）            | 107 |
| 議案第41号～42号（補正予算）            | 110 |
| 陳情第4号                       | 112 |
| 議案第43号（補正予算）                | 113 |
| 署名                          | 116 |

令和 3 年 第 4 回  
小海町議会定例会議事日程

|        |  |      |
|--------|--|------|
| 開会年月日時 | 令和3年12月 1日 午前10時00分                                  |      |
| 閉会年月日時 | 令和3年12月17日 午後 3時46分                                  |      |
| 開会の場所  | 小海町議会議場  |      |
| 議件番号   | 付 議 件 名  | 審議結果 |
|        | 開会宣言   |      |
|        | 会議録署名議員の指名<br>第7番議員、第8番議員                            |      |
|        | 会期の決定<br>(1) 会期<br>自 令和3年12月 1日<br>至 令和3年12月17日 17日間 |      |
|        | 町長招集あいさつ   |      |
|        | 諸般の報告<br>(1) 議長の報告<br>(2) その他の議員の報告                  |      |
|        | 行政報告<br>(1) 町長の報告<br>(2) その他の報告                      |      |
| 議案第37号 | 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について                   | 原案可決 |
| 議案第38号 | 小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                            | 〃    |
| 議案第39号 | 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                           | 〃    |
| 議案第40号 | 小海町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について                           | 〃    |
| 議案第41号 | 令和3年度小海町一般会計補正予算(第5号)について                            | 〃    |
| 議案第42号 | 令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について                    | 〃    |
| 陳情第4号  | 最低制限価格の設定に関する陳情書                                     | 継続審査 |

《追加議案》

|        |                           |      |
|--------|---------------------------|------|
| 議案第43号 | 令和3年度小海町一般会計補正予算(第6号)について | 原案可決 |
|--------|---------------------------|------|

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 会議の顛末 | 令和3年12月 1日 午前10時00分に始め |
|       | 令和3年12月17日 午後 3時46分に終る |

|                                 |                           |
|---------------------------------|---------------------------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名 | 町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出智善       |
|                                 | 副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出宗則   |
|                                 | 教 育 長 中島行男 教育次長 井出直人      |
|                                 | 総務課長 井上晴正 観光交流センター所長 小池 司 |
|                                 | 町民課長 黒澤五雄 やすらぎ園所長 宮澤賢司    |
|                                 | 産業建設課長 吉澤君雄               |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名              | 議会事務局長 井出知之               |
|                                 | 書 記 柳澤武彦                  |
|                                 |                           |

### 会議開会日及び議員の出欠

| 議席番号                       | 氏 名   | 12/1           | 12/7 | 12/8 | 12/13<br>民生文教<br>委員会 | 12/13<br>予算決算<br>委員会 | 12/14<br>総務産業<br>委員会 | 12/14<br>予算決算<br>委員会 | 12/17 |
|----------------------------|-------|----------------|------|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 第1番                        | 黒澤 敦史 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第2番                        | 鷹野 文則 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第3番                        | 篠原 哲雄 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第4番                        | 井出 和人 | ○              | ○    | ○    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 第5番                        | 渡邊 晃子 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第6番                        | 的埜美香子 | ○              | ○    | ○    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 第7番                        | 井出 幸実 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第8番                        | 品田 宗久 | ○              | ○    | ○    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 第9番                        | 小池 捨吉 | ○              | ○    | ○    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 第10番                       | 有坂 辰六 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 第11番                       | 篠原 伸男 | ○              | ○    | ○    | ○                    | ○                    | —                    | ○                    | ○     |
| 第12番                       | 篠原 義従 | ○              | ○    | ○    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○     |
| 計                          |       | 12             | 12   | 12   | 7                    | 12                   | 6                    | 12                   | 12    |
| 地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員 |       | 第 7 番 井出 幸実 議員 |      |      |                      |                      |                      |                      |       |
|                            |       | 第 8 番 品田 宗久 議員 |      |      |                      |                      |                      |                      |       |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <b>令 和 3 年 第 4 回</b>          |  |
| <b>小海町議会定例会会議録</b>            |  |
| 「第 1 日」                       |  |
| *                             | 開会年月日時 令和3年12月1日 午前10時00分  |
| *                             | 閉会年月日時 令和3年12月1日 午後 1時56分  |
| *                             | 開会の場所 小海町議会議場  |
| <b>会 議 の 経 過</b>              |  |
| <u>○ 開 会</u>                  |  |
| <b>議 長</b>                    | <p>皆さん、おはようございます。令和3年第4回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まずは、先月、11月2日に小海町の一職員による公金横領の件が新聞により報道されました。議会としてはその当日に議会全員協議会を開会し、町側からその経緯について説明を受け、当事者の懲戒解雇処分や町長をはじめ特別職、そして関係する管理職員などの監督責任について、協議がなされました。この件は、小海町の六十有余年の町政の中で初めてとも言える重大な不祥事であり、今後においても、決してあってはならないものと受けて止めております。このような不祥事が二度と起きることがないように再発防止に取り組むとともに管理者を含む全職員が綱紀粛正と服務規則の徹底に努め、信頼の回復に向けて、全力で公務に取り組む謝罪の言葉が黒澤町長からありましたが、あれから1ヶ月過ぎ、本定例会の開会にあたり、管理職、全職員の皆さんに対し、改めて町民の皆さんの信頼の回復に向けて、職務に努めていただきますよう思うところであります。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p> |
| <b><u>日程第1 会議録署名議員の指名</u></b> |  |
| <b>議 長</b>                    | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。<br/>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長に</p>   |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
|                                    | <p>において第7番井出幸実君 及び 第8番品田宗久君を指名いたします。</p>   |
| <p><b><u>日程第2 会期の決定</u></b></p>    |  |
| 議 長                                | <p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る11月16日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 的埜美香子 君。</p>   |
| 議会運営<br>委員長                        | <p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の令和3年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、条例等改正案4件、補正予算案2件、陳情1件の合計7件であり、会期は本日より12月17日までの17日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば8日午前10時から、合同現地視察および全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せて宜しくお願い申し上げます。以上でございます。</p> |
| 議 長                                | <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月17日までの17日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>   |
| <p>(異議なしの声)</p>                    |  |
| 議 長                                | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>  |
| <p><b><u>日程第3 町長招集あいさつ</u></b></p> |  |
| 議 長                                | <p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。黒澤町長。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| <p>町 長</p> | <p>皆様おはようございます。本年最後の第4回議会定例会にあたりまして、招集のご挨拶と提出案件の概要につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>本日は令和3年第4回定例会をご案内申し上げましたところ、議員の皆様方には、師走を迎え何かとお忙しい中ご参集いただきましたことに対しまして心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>まずは、先般発生しました教育委員会義務教育係長による公金詐取横領事件に関しまして、町の信頼を大きく失墜させたことに関し衷心よりお詫びを申し上げ、2度とこのようなことが起こらないよう綱紀粛正を図り、職員一丸となって信頼回復に向け対策を講じていきたいと存じます。関係者の処分等の内容や今後の対策につきましては、11月26日発行の広報におきまして、町民の皆様にもお知らせしたところでございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株の流行による第5波が爆発的に広がり、一時はどうなることかと大変心配されましたが、ワクチン接種が進んだことも功を奏しているのか現在は沈静化した状況が続いて安堵感があります。しかし最近オミクロン株という非常に感染力の高い変異株が世界各国で確認されはじめているとのことですので、引き続き緊張感をもって対策をしていきたいと考えているところであります。わが町のワクチン接種につきましては、後程町民課長から説明させますが、11月12日までに希望された方の96.9%が2回目の接種を完了しました。都合で出来なかった皆さんにつきましては、今後千曲病院にて接種ができることになっております。また、3回目の接種につきましても3月中旬開始を目途に準備を進めていくことにいたしました。引き続き皆様のご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>災害につきましては、台風の襲来もなく大きな災害はありませんでしたが、盆の集中豪雨により若干の災害が発生いたしました。災害査定も終わり事業費が確定いたしましたので、今回補正で復旧工事費の計上をお願いいたしました。来年の作付けに間に合うよう工事を進めて参ります。</p> <p>次に町の今シーズンの農業ですが、詳細につきましては後程産業建設課長から申し上げますが、そ菜類につきましては、シーズン初めからの安値安定、夏場の長雨と高温による出荷量の減少などにより売上で対前年比91%、花卉につきましては、生産者が減ったことを考慮するとほぼ例年並みになったとのことです。商工観光につきましては、コロナ対策で国から交付される地方創生臨時交付金を活用し施策を講じておりますが、依然厳しい状況にあります。</p> |
|------------|--|

スケートセンターは11月20日にオープンいたしました。現在選手の皆さんは大会に向けて一生懸命練習に打ち込んでおります。議会中にも町長杯及び松原湖スケート大会が開催されますが、今年もやはりコロナの影響で開会式等、人が密集することは行わないということですが、ご都合のつく皆様には応援をよろしくお願いいたします。また、例年行われております新年の行事ですが、成人式と消防団の出初式につきましては、来賓のご臨席を仰がず縮小して開催する予定です。新年祝賀会につきましては、残念ではありますが式も懇親会も今回は中止させていただくという決定をいたしました。賛否はあろうかと思いますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、早いもので私の任期も残すところ4ヶ月足らずとなりました。「積極的に挑む町、元気な小海町づくり」を公約に掲げ、行政経験のない私が皆様のお力をお借りし、希望に満ちて船出をしたわけですが、途中新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのない嵐に遭遇し、任期の半分を未知のウイルスとの戦いに費やす日々となってしまいました。幸いにも町民の皆様のご理解とご協力のお陰で、当町においては大きな感染拡大もなく現在に至っております。この2年間、失われたものも多々ございますが、このような事態がなければ見えなかったもの、新たな価値観のようなものが沢山生まれたのではないかと思います。地方の時代と言われてから幾久しいわけですが、今後社会は、地方の時代に向けて大きく変わっていくのではないかというような予感がしております。そしてそのような中、町民一人一人が生きがいを感じられる元気な小海町づくりのため、再度先頭に立って引っ張って行きたいという思いが日々つよみまわりました。この4年間の中で構想を練ってきた施策について、ぜひ次の4年間の中で実現していきたい。そのような想いで、皆様のご理解をいただきながら審判を仰ぎたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案を申しあげました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず、議案第37号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先般の職員の不祥事の責任を取り、特別職3名の給料を2か月間引き下げるものでございます。

次に議案第38号小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、産科医療保障制度の掛金が16,000円から12,000円に減額となりますが、出産育児一時金の総額420,000円の水準を維持するため、差額4,000円を加算するものでございます。

次に議案第39号小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、子育て世代の経済負担軽減の観点から、未就学児の均等割りを1/2に軽減を行う国民健康保険制度の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第40号小海町部落差別の解消の推進に関する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律に準じ、部落差別の解消に関し町の責務を条例化するものとするものでございます。

次に議案第41号令和3年度小海町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ90,902千円を追加し、総額で4,604,119千円とするものでございます。歳入の主な要因につきましては、町税で30,000千円の増額、国庫支出金で11,011千円増額、県支出金では、災害復旧に関わる県支出金等で29,937千円の増額、財産収入では土地交換に伴う差金清算等で4,948千円の増額、寄付金で500千円増額、諸収入では詐欺横領事件に関わる返還金等で4,006千円の増額、災害復旧事業債で10,500千円の増額などを見込みました。

歳出の主な要因につきましては、総務費ではJAとの土地交換関連で3,500千円の計上、チャレンジ支援金の実績見込みで3,840千円の減額、民生費のうち社会福祉費では、町民生活応援事業の新規計上等で7,271千円の増額、児童福祉費では保育料無償化に伴う私立保育園に対する給付費の増などで3,250千円の増額、農林水産費では、景観整備事業が事業採択にならなかったことにより2,000千円の減額、商工費では、新型コロナ対策事業及び八峰の湯の修繕などで7,239千円の増額、教育費では新型コロナ対策バス借り上げ及び詐欺横領事件関連費などで7,247千円の増額、災害復旧費では、8月の豪雨に関連した災害復旧で63,900千円の増額となりました。

次に議案第42号 令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の総額に1,500千円を追加し、総額を555,951千円とするものでございます。主な要因は、国保税の増によるものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案についてその概要説明を申し上げました。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。

#### 日程第4 諸般の報告

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 議 長                     | <p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いいたします。</p>  |
| 議 長                     | <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>   |
| <p><b>日程第5 行政報告</b></p> |  |
| 議 長                     | <p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>  |
| 町 長                     | <p>では2件ご報告申し上げます。</p> <p>本年はコロナ禍ということもありましたが、密を避け実施ということで、各区ごとに地区懇談会を実施しました。7月19日から11月25日までの間で20カ所で実施し、様々なご意見ご要望をいただきました。すぐできることについてはやるように指示をし、大きな予算を伴うものについては長期振興計画等に反映させるようにいたしました。中でも要望が多かったのは、集落支援事業について、減額前の1集落100万円に戻してほしいということでした。これにつきましてはほとんどの区からの要望ですので、議会のご理解をいただきながら実施していきたいと思っております。</p> <p>次に2件目ですが、新たな可能性を創造し、豊かで快適な社会を目指すことを目的に、全国の自治体や企業360の会員で組織されるプラチナ構想ネットワークが主催するプラチナ大賞の優秀賞に、当町の憩うまちこうみ事業の活動が認められ、10月21日に表彰されました。長野県内では初めての受賞になるとのことです。これを励みに更なる充実した取り組みにしていだければと思います。以上報告といたします。</p> |
| 議 長                     | <p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>  |
|                         | <p>総務課長 【佐久広域連合議会第3回定例会の報告】</p> <p>町民課長 【南佐久環境衛生組合第2回定例会の報告】</p> <p>総務課長 【小海町長期振興計画審議会の報告】</p> <p>町民課長 【小海町介護保険懇話会の報告】</p> <p>【小海町差別撤廃人権擁護審議会の報告】</p> <p>【小海町交通政策審議会の報告】</p> <p>産業建設課長 【農業振興審議会の報告】</p> <p>生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>観光交流センター所長</p> <p>【小海町松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p> <p>産業建設課長【野菜、花卉の販売状況についての報告】</p>  |
| 議 長                       | <p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>                                   |
| <p><u>○ 議案の上程</u></p>     |   |
| 議 長                       | <p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第37号につきましては上程から採決まで、議案第38号から陳情第4号につきましては上程から付託までといたします。</p> <p>それでは、順次議案を上程いたします。</p>         |
| <p><u>日程第6 議案第37号</u></p> |   |
| 議 長                       | <p>日程第6、議案第37号</p> <p>「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>  |
| <p>(事務局長朗読)</p>           |   |
| 議 長                       | <p>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。</p>  |
| <p>(総務課長説明)</p>           |   |
| 議 長                       | <p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 6 番議員                     | <p>はい6番的塾です。宜しく申し上げます。先日の説明の中で減額に関して、佐久穂町の例を参考にしたようなことの説明があったと思いますが、基準というものはあるのかないのか、その辺がどうなっているのか分かりづらかったので、その辺の説明をお願いします。</p> |
| 総務課長                      | <p>特に基準というのとはございませんで、事の重大さと言いますか、その事の大きさ等によりまして、これは自ら理事者が下げるもので、これだけ下げさせていただきたいということで、周りの町村の事例等は当然参考として、やらせていただいております。以上です。</p> |
| 6 番議員                     | <p>自らということですけど、特別職報酬審議会とかでの判断、最終的な判断なのか。開かれたのか。その辺をお願いします。</p>  |
| 総務課長                      | <p>これにつきましては、特別職報酬審議会にかける案件ではないので、か</p>   |

|                              |  |
|------------------------------|--|
|                              | けておりません。   |
| 6 番議員                        | そういう決まりはないというふうな捉え方でいいですか。お願いします。  |
| 総務課長                         | その通りでございます。  |
| 議 長                          | これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。                               |
| (討論なし)                       |  |
| 議 長                          | これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。             |
| (挙手全員)                       |  |
| 議 長                          | 挙手全員と認めます。したがって議案第 37 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。                           |
| <b><u>日程第 7 議案第 38 号</u></b> |  |
| 議 長                          | 日程第 7、議案第 38 号<br>「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。  |
| (事務局長朗読)                     |  |
| 議 長                          | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。  |
| (町民課長説明)                     |  |
| 議 長                          | 説明が終わりました。これから質疑を行います。<br>質疑のある方は挙手をお願いします。                              |
| (質疑なし)                       |  |
| 議 長                          | これで質疑を終わります。   |
| <b><u>日程第 8 議案第 39 号</u></b> |  |
| 議 長                          | 日程第 8、議案第 39 号<br>「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 |
| (事務局長朗読)                     |  |
| 議 長                          | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。  |
| (町民課長説明)                     |  |
| 議 長                          | 説明が終わりました。これから質疑を行います。   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | 質疑のある方は挙手をお願いします。  |
|                    | (質疑なし)   |
| 議 長                | これで質疑を終わります。   |
| <u>日程第9 議案第40号</u> |  |
| 議 長                | 日程第9、議案第40号<br>「小海町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。  |
|                    | (事務局長朗読)   |
| 議 長                | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。  |
|                    | (町民課長説明)   |
| 議 長                | 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。  |
| 6番議員               | 6番です。お願いします。9月の全員協議会の場で少し説明がありまして、その時も私少し聞いた気がしますが、周りの周辺の町村はどのようになっているかお聞きしたと思いますが、もう一度お答えをお願いします。   |
| 町民課長               | 近隣の町村状況ということでございます。それぞれの町村におきまして、人権擁護に関する条例をお持ちのことと思います。その条例に組み込む町村もあれば、改めてこのような形で制定する町村もあると認識しております。各自治体におきまして、独自に取り組む部分もございます。この条例の制定に関しましては当然、近隣の町村の状況も踏まえることは必要なことだと認識しております。そういう中でありますが、今回の条例の制定については、小海町の姿勢を示したいという趣旨からご提案させていただいているものであります。宜しく申し上げます。 |
| 6番議員               | 9月の説明の時には、確か佐久穂町の話が出た気がしますが、今課長説明されましたように、今の条例の中を少しいじるというような認識だったと思いますが、この流れの中でまた新たな動きがあるのかどうか。すいません。その辺お願いします。  |
| 町民課長               | 新たな動きは、佐久穂町は申し上げた通りでございます。そして佐久市は部落解放に関する条例がございまして、そののちょっと手直しをするようなイメージでございます。またこの席上で発言がまずければ、取り消しさせていただきませんが、ここから南部の町村につきましては、またこのような経過を教えてくださいというようなことで相談を受けておりま   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
|                               | す。以上でございます。   |
| 議 長                           | これで質疑を終わります。これより 11 時 20 分まで休憩とします。<br>(ときに 11 時 03 分)  |
| <b><u>日程第 10 議案第 41 号</u></b> |   |
| 議 長                           | (ときに 11 時 20 分)<br>休憩前に引き続き会議を開きます。<br>日程第 10、議案第 41 号<br>「令和 3 年度小海町一般会計補正予算 (第 5 号) について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。   |
| (事務局長朗読)                      |   |
| 議 長                           | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。   |
| (副町長説明)                       |   |
| 議 長                           | 説明が終わりました。これで午後 1 時 00 分まで休憩と致します。<br>(ときに 11 時 57 分)   |
| 議 長                           | (ときに 1 時 00 分)<br>休憩前に引き続き会議を開きます。議事に入ります前に、先程、12 時 30 分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 的埜美香子 君。  |
| 6 番議員                         | ご報告いたします。<br>議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。<br>12 月 13 日 (月) 午後 1 時 00 分より民生文教常任委員会、視察なし、午後 2 時 00 分より予算決算常任委員会 民生文教関係の審査を行い、12 月 14 日 (火) 午後 1 時 00 分から総務産業常任委員会、視察なし、午後 2 時 00 分より予算決算常任委員会 歳入全般、総務産業関係の審査を行います。また、午前中も申し上げましたとおり、一般質問が 1 日で済めば、現地視察及び全員協議会を、12 月 8 日合同で行ないます。以上で、報告を終わります。 |
| 議 場                           | ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。  |
| 総務課長                          | 大変申し訳ございません。先程提出しました、上程しました特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の条例案の中でお手元に差し替え分をお配りしてありますが、4 行目 5 行目に記載す  |

|       |   |
|-------|---|
|       | るべきものが抜けておりましたので、お詫びして、訂正し、差し替えをお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。  |
| 議長    | これより議事にあります。日程第10 議案第41号の質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。  |
| 議長    | <p><b>【歳入】</b></p> <p>5 ページ 第2表 地方債補正</p> <p>8 ページ</p> <p>    款1 町税 項1 町民税</p> <p>    款15 国庫支出金 項1 国庫負担金 目1 民生費国庫負担金</p> <p>        目2 衛生費国庫負担金</p> <p>        目3 災害復旧費国庫負担金</p> <p>    項2 国庫補助金 目1 総務費補助金</p> <p>        目2 民生費補助金</p> <p>9 ページ</p> <p>    目3 衛生費補助金</p> <p>    款16 県支出金 項1 県負担金 目1 民生費負担金</p> <p>        項2 県補助金 目2 民生費補助金</p> <p>        目4 農林水産費補助金</p> <p>        目6 災害復旧費補助金</p> <p>10 ページ</p> <p>    目8 土木費補助金</p> <p>    項3 県委託金 目1 総務費委託金</p> <p>    款17 財産収入 項1 財産運用収入</p> <p>        目2 利子及び配当金</p> <p>    項2 財産売払収入</p> |
| 11番議員 | はい、11番です。10ページの財産収入、1の財産売払収入で財産売払収入で500万円計上されておりますが、その内訳等の説明をお願いします。  |
| 総務課長  | これにつきましては、農協さんとの土地交換に伴う評価に対する差額という意味合いで農協さんの方からいただくものでありまして、交渉の中でこの金額になったということで、特にその内訳というものはございません。ただ交渉の中で農協さんの隣の土地で売りに出ているものを農協  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>さんの方で取得して、建物を壊して、それで、その土地と一緒に町の方にくっつけて、交換しようという話をしたところ、農協さんの方で土地を一旦取得して、それを町の方に渡すということが財務上できないということで、その分、お金で精算しますので是非町の方で取得をして、取り壊しをして欲しいということで、その取得費については農協さんの方でその土地の持ち主の方と交渉していただいたところ、土地代は350万で、土地建物付いてますけど、350万、それで取り壊しに掛かる費用が概ね150万掛かるということで、500万という金額で農協さんと折り合いをつけたものでございます。以上です。</p>  |
| 11 番議員 | <p>あのまだ支出の方じゃなくて、財産売払で先程副町長の説明ですと、千代里分校どれくらいの面積か、それからあと農協の倉庫、それから駅前の農協が持っている所のそれぞれの土地、それから課税評価でどれくらいになっているのかその収入分についてお聞きしているわけです。</p>   |
| 総務課長   | <p>土地鑑定を致しました。それで町から農協に渡す千代里分校跡地、これにつきましては、面積が2044.75㎡です。評価額が鑑定評価額が2,638万円というものでございます。それで町が農協から交換で今度取得する土地これが、駅前が4筆ありまして、合計が623.74㎡で、鑑定評価額が1,372万円と、それと豊里まま下、旧火葬場へ登る途中の米倉庫のあった所ですが、ここが930.467㎡で938万円ということになります。両方を足しますと2,311万円ということになりまして、差額が327万円ということになって、町の方が取得する分が327万円マイナスになるということで、そういったことを含めて500万農協の方からつけていただきたいと交渉をした結果でございます。以上です。</p>                       |
| 11 番議員 | <p>327万が差額になって、農協が500万つけてとその根拠はどういうことですか。</p>   |
| 総務課長   | <p>今の評価の金額については、申し上げたとおりですが、町としては土地の有効利用を図るために農協さんの前のお米の倉庫の裏にある土地もできれば農協さん取得して、一緒にいただきたいという話を交渉の中でさせていただきました。農協さんの方が、農協ではそれを取って、くっつけて、町へ渡すことはできないので、その分については、お金でお渡ししますと、お金で渡す場合に地主さんと交渉した結果が先程申し上げました土地建物で350万、それから取り壊し賃が概ね150万という金額が出ましたので、500万を交換に伴って、プラスして出しますので、それで町の方でそのお金で取得をして、取り壊しをして欲しいという交渉結果になりまして、交換に至ったということで、結果的には、170万程は町の方が、先程も副町長が予算説明しましたけど、170</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | 万程、評価の上は得になったという勘定になります。  |
| 11 番議員 | そうすると差額 327 万の上に、今農協さんの方で解体料を込みにして、500 万にしたそういうことの解釈で宜しいですか。  |
| 総務課長   | そういうことでもいいと思います。  |
| 議 長    | 10 ページ他にありませんか。<br>11 ページ<br>款 18 寄付金 項 1 寄付金<br>款 21 諸収入 項 4 雑入<br>款 22 町債<br><br>【歳出】<br>12 ページ<br>款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費<br>目 2 財産管理費<br>目 4 企画費  |
| 5 番議員  | 5 番渡邊晃子です。お疲れ様です。宜しくお願いします。戻って 2 の財産管理費、16 節、先程の関連ですけどもちょっと時系列を改めて、いつだったかはっきり教えていただきたいのですが。JA からの申し出はいつあったのか。また町からこの米の倉庫の裏のお家を売り出し中だった、これも一緒にということをしていつ JA 側に提案したのか、その辺り時系列をお願いします。   |
| 総務課長   | 時系列で言えという話になりますと、私も記憶が定かではありませんので、かなり前の農協さんからの申し出はかなり前の申し出で、ちょっといつだったか今は覚えがありませんので、また整理してお答えすること、今答えると間違ったことを答えかねないので、整理して答えさせていただきたいと思いますので宜しくお願いします。  |
| 5 番議員  | ではそのことはまた資料で出させていただきたいと思います。それですね、先程のご説明でも前回 9 月議会の資料の評価額も変わってきているようですし、またその時のご説明では、米倉庫跡地及び周辺の土地と合わせて、町営住宅建設用地としたらどうか、3 階建てなら単身用、世帯用合わせて 20 戸程度の建設が可能と思われるので、これ突然言われまして、私もとても驚いたのですが、どこにそういう、何と言いますか、緊急性があるのか驚きました。先程副町長のご説明ではそういうことは一切無くなっていて、町に対して大変有利、有効活用に関してはこれから皆さんとご審議とこの説明の変わりようはどういうことかということをご説明をお願いします。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p><b>総務課長</b></p> | <p>9月の議会にはそういう活用もできるというお話をさせてもらって、ただ決定ではありませんので、町有地有効利用のためにはそういう活用もありますということでご説明させてもらったつもりですが、捉え方が違いましたら、申し訳ないと思いますが、ただ緊急性というのは、今もの凄く緊急性があると思われれます。町営住宅1軒も空いておりません。宅地造成で分譲していたところも全て売りきってしまって、町の宅地分譲できる区画は一区画も残っておりません。そういう意味では緊急性はもの凄く高いと思います。以上です。</p>  |
| <p><b>6番議員</b></p> | <p>ただいま緊急性はあると、しかし先程副町長はこれから皆さんと考えていくということで、9月で話された内容とは私は違ってきていると思います。そして長期振興計画見ましたら、長期振興計画の5ページに住宅整備の計画として、住宅16戸と載ってますが、これはこの関係なのか、ちょっとその辺もお願いします。</p>   |
| <p><b>総務課長</b></p> | <p>町営住宅は私の関係ではないですけど、あくまでも計画は計画ですので、そこに載せてあるということで、当然実行するまでには議会で予算的に上程をしまして、やっていくものですから、これから議論をしていきたいといふふうに思っております。以上です。</p>  |
| <p><b>町民課長</b></p> | <p>町営住宅を担当してますから、私の方から答弁をさせていただきます。長期振興計画では令和5年に16戸の町営住宅を2億5千万で計画をしているという計画でございます。その中で令和4年度において、しっかりと議論した中でどこへ、どういうものが必要かという中で、令和5年に実施の段階に移したいという長期振興計画の内容でございます。以上です。</p>  |
| <p><b>6番議員</b></p> | <p>当初の長期振興計画の中では住宅8戸分で、令和6年本間ということになっていますが、ここは令和5年度のことに关しては場所も書いてありません。こんなの緊急性というのでしょうか。こういう土地の取得だったり、ましては町営住宅の計画がこんなに急に出てくるのはおかしいのではないかと思います。せめて1年以上前に議会の方にしっかりと話をさせていただく、この間9月がこの話初めてですよ、この話聞いたの。それはやっぱりちょっとおかしいと思います。本間の計画もまだ進んでおりません。そんな中でまた町営住宅の話でしょうか。ニーズがあるかどうかまだ分からないのではないのでしょうか。その辺どうお考えでしょうか。</p> |
| <p><b>町民課長</b></p> | <p>長期振興計画の話であります。ニーズがあるかどうか分からない、そういうことも当然であります。令和6年度に住宅8戸本間というものについては具体的な構想としまして、現在宅地造成を計画しております枠を想</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | 定しています。そして令和5年度につきましては長期振興計画の来年、再来年のことです。そういう中でありますが、実際にどれだけの需要があるかということ、今確かに住宅がないということは、先程総務課長が説明したとおりですが、実際にどの程度の規模のものが必要かということは、しっかり検討していくということになると思います。そして議会のご説明が早い遅いということもあるかもしれませんが、これにつきましては、また本定例会全協の中でしっかりと長期振興計画について、ご説明を申し上げる予定でありますので、宜しくお願いしたいと思います。  |
| 6 番議員  | 今回土地交換ということらしいですが、土地交換というのは、どうしても必要性がある場合に土地交換になるのではないかと、これは土地の売買かと私は思います。町は土地を転がす、そういうものではないのでしょうか。土地取得にあまりにも計画が、計画性がなさすぎではないのでしょうか。行政がやることはもっと明確な目的がないとだめだと思います。ましてや町長の任期あともう3、4ヶ月の時にこういうものが出してくる話はだめだと思います。   |
| 12 番議員 | はい、12番篠原です。私は当選した当時から馬流区の空洞化を考えてもらいたいということを再三申し上げてきました。なかなか空洞化を無くすと言っても、いろんなチャンスが巡って来なければ、町としてもなかなか動きようがないということで、今回農協さんの方からこういうお話がどうですかという話に来て、町もやっと動いてくれたなと私は感じております。ただですね、ちょっと今言ったように私はだいたいあそのそばに住んでいますから土地勘はあるのですが、ない議員さんもいるからさっき総務課長整理して、またと言った時に公図もですね一緒に添えて、これがこういうふうになりますよということを一言お願いしまして、私としては馬流区活性化のために一生懸命頑張りたいと思います。以上です。 |
| 11 番議員 | だんだん討論みたいになってきて、質疑をさせていただきますので、350万で購入予定でございますが、これは何㎡でしょうか。  |
| 総務課長   | 面積は505.8㎡になります。  |
| 11 番議員 | 505.3というのは100坪の上ということか。  |
| 総務課長   | 概ね153坪になります。   |
| 11 番議員 | これ解体料は解体料で、将来150万でここを解体すると、これについては、町が別途で予算化してきて、壊すという解釈で宜しいですか。町の一般的な公示価格が1㎡16,800円で約坪55,000円くらいしている。そうするとこの単価はとても安いわけでありまして、そういう意味では  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>買得かもしれませんが、今町は決算とか作る時、土地財産については、面積で出してあるから増減トータルで問題ないですけど、今、何年か前に確か地方公会計システムを1,200万円くらい掛けて導入してますよね。今年も確か予算は140万くらい委託料で載っかっているわけですけど、その地方公会計のシステムからいくと貸借対照表それから行政コストとか収支とか4項目くらいあって、それを町が抑えておかないといけないようになっていきます。北海道の夕張が大破産を起こした時から地方自治体と言ってもいつ破産になるか分からないからそういういったものの管理をしないさいと公会計システムが導入されてきてますけれども、そうになっていった場合、ただ土地交換を差引き勘定だけで、この350万、505.38㎡を載せてくるということは今度貸借対照表に載せた時、資産の目減りにもなるのではないかと、こういう場合の計上の仕方を工夫して載せていかないと実際の土地購入と違ってくるのではないかと思います、その辺はどうですか。</p> |
| 総務課長   | <p>ご質問最初の解体は後日やるのかということですが、先程も副町長の方から予算の時に説明させていただいたとおり、農協から500万もらいますが、実際に売買で支払うお金は350万と、残り150万については一般財源かというふうにご説明しましたけれども、とりあえず一般財源化して、壊す時にまた一般財源で壊すという形になろうかと思えます。それから今篠原議員さんがおっしゃった目減りをするのではないかと、というご指摘は、私は逆だと思います。この土地は土地建物を評価しますと全部で687万円程になる物件でございます。それを350万で取得するということですので、公会計上は税の評価額で評価して載せることになると思えますので、目減りではなくて、逆に増えるという形になろうかと思えます。</p>   |
| 11 番議員 | <p>土地建物で687万と言っているけど、建物はいずれ壊すでしょう。建物は建物で、資産の中で載せていこうし、建物が無くなった時に土地の正味量ということで私は申し上げた訳です。そのところがいつ、普通評価されているあの辺は坪55,000円からです。そういった時に16,800円で適正な数値として、財産として、計上できないのではないかと、ということでもあります。3回過ぎましたのでまた後は委員会で質問させていただきます。</p>   |
| 議 長    | <p>はい、12ページ 他にありませんか。</p>   |
| 12 番議員 | <p>はい、12番篠原です。12ページの12節委託料、これ先程副町長説明したかどうかちょっと私の聞き損じかもしれませんが、特定地域づくり事業委託とありますが、どういう目的で当初お金を予算を組んで、ど</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | うしてそれが無くなったのか説明をお願いします。   |
| 総務課長 | これにつきましては、外部から人口を増やすために勤め先をこちらで用意をして、外部から人材を招き入れて、その人材をこの地域づくり事業体という法人を作って、その法人の皆様の方に招き入れた労働者というか、そういう皆さんを回しながら使っていて、人口を増していく、それから手の足りない事業体にすぐに人を回せるようにというふうな、そういう事業体を作りたいということで、当初その事業体を作るために委託料を50万調査研究、あと設立の経費として載せたわけですけど、先程副町長の方からも説明させてもらいましたけれども、先進地視察をやらせていただいたり、総務省の説明会を聞きに行ったりする中で、このコロナ禍でそういった形の事業体の設立がなかなか、運営がなかなか厳しくなってしまったと、自由に行き来できない、それから外国人人材も今入って来れないというような情勢の中では、今これを設立しても運営が立ち行かなくなるという判断をさせていただきまして、当初、何もしなかった訳でなく、勉強はさせてもらったのですが、このお金を使って、設立の委託までもっていくのはちょっと無駄遣いじゃないですけど、立ち行かなくなるものにお金を掛けるというのはちょっと今の段階ではできないと、将来的にはいい事業ですので、これコロナが落ち着いて、できるようになれば、やりたいと思いますけど、とりあえず一時休止ということで、今回予算を落とさせていただきました。 |
| 議長   | 12ページ他にございませんか。   |
| 6番議員 | はい、6番です。お願いします。一番下の5目の地域振興費ということで、先程チャレンジ支援金の方の説明がありました。それで13件の見込みだということなのですが、なぜこの時期に減額なのかということ、前回、去年はそんなことなかったと思いますが、申し込みが終わったのか、交付決定がもうされて、それが終了したのか、その辺ちょっと説明をお願いします。  |
| 総務課長 | 申し込みの件数が減ってきたことと、当面どうもなさそうだという見込みの中で、予算をいつまでも抱えていても、最終予算で落とすということも時には、議会からご指摘をいただくこともありますので、今回見込みの分を含めて、残りを落としてもらったと、そういうことでございます。  |
| 議長   | 他にありませんか。<br>次13ページ。<br>項3 戸籍住民登録費<br>項4 選挙費 目2 衆議院議員総選挙費<br>目3 参議院議員補欠選挙費  |

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | 14 ページ<br>参議院議員補欠選挙費続き<br>款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費<br>目2 老人福祉費  |
| 5番議員 | はい、5番です。お願いします。民生費の社会福祉総務費の10需用費19扶助費の灯油券のことをお聞きしたいのですが、先程副町長から国からの特別交付税の対象になると、またコロナの補助金の対象にもなるであろうというお話でした。今のところ、基本的なところで恐縮ですが、一般財源ですが、この交付税などが決まれば、そちらを使ってという解釈で。  |
| 総務課長 | 特別交付税というのは一般財源ですので、何も変わりません。  |
| 5番議員 | 失礼しました。それで灯油券に関して、小海町は先進の町だということで、全県でまだそんなにやられていなくて、この機会に是非ということで、全県で他の所もやろうという動きになっているのを私も承知していますが、今このタイミングで国からの補助が来るという流れの中で小海は、率先しているから、もう1歩踏み込んで従来の場から非課税世帯、子育て世帯だけではなくて、民間福祉施設、事業所だとか、もっと枠を広げるお考えは今のところお持ちかどうかお聞きしたいと思います。 |
| 町民課長 | この灯油券、生活支援でとなっております。平成19年からおおよそ灯油の価格が90円以上に単価がなった時に行ってまして、過去に8回実施をしております。そういう中で生活困窮者の生活支援ということで行っておりますので、対象者は子供さんがいらっしゃる世帯、そして非課税の世帯ということで、今年も進めていきたいと思っております。以上であります。  |
| 議 長  | 他に14ページありませんか。<br>15 ページ<br>項2 児童福祉費 目1 保育所費<br>目2 児童措置費<br>目3 児童館運営費<br>目4 結婚推進・子育て支援費<br><br>16 ページ<br>款4 衛生費 項1 保健衛生費 目2 予防費<br>項2 生活環境衛生費 目4 住宅管理費<br><br>17 ページ  |

|        |   |
|--------|---|
|        | 款5 農林水産費 項1 農業費 目1 農業委員会費<br>目2 農業振興費<br>目4 農地費<br>項2 林業費 目1 林業振興費  |
| 9番議員   | はい、9番小池捨吉です。林業費のところでは先程200万減はいいですが、あと100万使って、バームクーヘンの所の伐採をしたということですが、あの切ったのは、切りっぱなしということですか。最初そういう説明だったよね。  |
| 産業建設課長 | はい、お答えいたします。景観整備事業ということでして、バームクーヘンの事業所のある所から上、八ヶ岳ビューロードというふうに呼んでおります。そこから八ヶ岳を見る景観が美しいということで、以前に伐採した経緯があります。そして、段々カラマツ以外の雑木ですけど、伸びてまいりまして、車からはなかなか八ヶ岳を眺めるのに、支障があるというような状況になったということで、是非補助事業を使って、整備をしたいということだったのですが、景観整備の補助事業が申請から外れてしまったという結果を受けまして、ではできるだけ少額で補助なくても単独費でできる範囲を僅かですけど、道から本当はもっと下の方まで、そして延長ももっと上の方まで、長くということでしたが、そこはある程度単費ということで幅を縮小しまして、それでその残りの300万のうちの200万を除いた100万円以内で事業を実施した経緯があります。以上です。 |
| 9番議員   | 今100万円をやったということですが、木切ったのは、後始末がああいう格好でいいかどうかということですが、100万円の中で切りっぱなしということですよ。   |
| 産業建設課長 | 切った木につきましては、木と言いますか、枝と言いますか、細いものですが、そのまま現地に運び出さずに置いてある状況でございます。費用を掛けないという観点からもそのようにさせていただきました。以上です。   |
| 9番議員   | 予算の関係で切った枝だけあそこで処理したということですが、あまり景観が良くないので、今後やる時には枝まで片付けるようなことを計画していただきたいと思います。以上です。   |
| 議長     | 他に17ページありませんか。<br>18ページ<br>林業振興費続き<br>款6 商工費 項1 商工費 目1 商工業振興費   |
| 6番議員   | 商工業振興費で先程商店街まちづくり事業の関係で説明がありました   |

|        |   |
|--------|---|
|        | が、これは、駅前の検討委員会とは全然リンクしないというか、全く関係ないものになってくるのでしょうか。お願いします。   |
| 産業建設課長 | はい、お答えします。これにつきましては、結果としてどうなるかということは別としまして、かねてから行っていたことで、新たなものでなく、継続して、話し合いというか、交流は行ってきていますが、それで今回、そういう講師を呼んで、勉強会と言いますか、そういう形式で学びたいということでございます。その予算でございます。  |
| 6番議員   | 先程高校生と研究するというようなことだったと思いますけど、職員はこれに何名か入って、一緒にという意味でしょうか。すいません。お願いします。   |
| 産業建設課長 | はい、お答えします。商工観光係がこれまでも関わって、交流してまいりました。以上です。  |
| 議長     | 他に…。<br>目3 国際交流センター運営費<br>目4 松原湖高原観光交流センター運営費<br><br>19ページ<br>款7 土木費 項2 道路橋梁費 目1 道路維持費<br>款8 消防費 項1 消防費 目1 非常備消防費<br><br>20ページ<br>款9 教育費 項1 教育総務費 目2 事務局費<br>項2 小海小学校費 目1 学校管理費<br>目2 教育振興費<br><br>21ページ<br>項3 社会教育費 目1 社会教育総務費 |
| 6番議員   | はい、6番です。大洗交流事業のことで伺いたいと思います。先程説明の中で夏は中止と言った気がしますが、冬はどうなるのか。これ見ると、需用費の方は全額減ってないので、その辺の説明をお願いします。   |
| 教育次長   | 大洗については、夏はこちらから小学校6年生を連れていく事業、冬は大洗町の方からこちらへ招待する事業でございます。2月の方はこれからですが、いずれ今の大洗町さんと交渉している感じだと難しいということで、夏についてはもうやらないと決定しました。以上です。旅費については、こちら大洗に行く小学校6年生の分と引率者の分ということで全額落とすということになります。需要費については、夏分が今回落                                |

|        |  |
|--------|--|
|        | とさせていただきます。残りまだ20万円程は冬分として、残してございます。以上です。  |
| 議長     | <p>目2 公民館費<br/>目3 美術館運営費<br/>目4 音楽堂運営費</p> <p>22ページ<br/>項4 保健体育費 目3 スケートセンター運営費<br/>款10 災害復旧費 項1 公共土木施設災害復旧費<br/>項2 農林施設災害復旧費</p> <p>23ページ<br/>農林施設災害復旧費続き</p> |
| 12番議員  | はい、篠原です。22ページの12節委託料、設計監理委託料とありますけど、これ農林施設災害復旧費ということで、この資料綴をもらったこの復旧設計委託料ですか。それとも別。  |
| 産業建設課長 | はい、お答えします。議員さんおっしゃられる先程の資料、写真付きの資料がございますが、その現地の設計で、今査定設計が終わっている状況であります。今後実施設計ということで、発注する前にもう一度実施設計というものを致します。その費用も、工事中の監理費もそういうものも含まれた数字でございます。以上です。           |
| 12番議員  | それでは農林復旧費3現場あるわけですが、その3現場全てのということですか。  |
| 産業建設課長 | それぞれ3箇所ずつということでございます。  |
| 議長     | 他に22ページ、23ページありますか。<br>次、24ページから28ページ 補正予算給与費明細書<br>24ページ<br>25ページ<br>26ページ<br>27ページ<br>28ページ<br>その他全体を通して質疑のある方はございますか。<br>これで質疑を終わります。                       |

| <u>日程第 1 1 議案第 4 2 号</u> |  |
|--------------------------|--|
| 議 長                      | 日程第 1 1、議案第 4 2 号<br>「令和 3 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。   |
| (事務局長朗読)                 |  |
| 議 長                      | 朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明を求めます。  |
| (町民課長説明)                 |  |
| 議 長                      | 説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。<br><b>【歳入】</b><br>6 ページ<br>款 1 国民健康保険税<br>款 6 繰入金 項 1 一般会計繰入金<br><br><b>【歳出】</b><br>7 ページ<br>款 3 国民健康保険事業費給付金 項 1 医療費給付費分<br>款 7 予備費 |
| 議 長                      | その他全体を通して質疑のある方はございますか。  |
| (質疑なし)                   |  |
| 議 長                      | これで質疑を終ります。  |
| <u>日程第 1 2 「請願・陳情等」</u>  |  |
| 議 長                      | 日程第 1 2、陳情第 4 号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情等はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いをいたします。  |
| <u>○ 常任委員会付託</u>         |  |
| 議 長                      | 以上を持ちまして議案に対する質疑を終結いたします。本日、議題としてまいりました議案第 3 8 号から議案第 4 2 号、陳情第 4 号は、会議規則第 3 9 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございません  |

|              |  |
|--------------|--|
|              | か。   |
|              | (異議なし)   |
| 議 長          | 異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしく審議の程をお願い申し上げます。   |
| <u>○ 散 会</u> |  |
| 議 長          | <p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>一般質問は7日、午前10時から行います。これにて本日は、散会いたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 1時56分)</p> |

| <b>令和 3 年 第 4 回</b> |   |
|---------------------|---|
| <b>小海町議会定例会会議録</b>  |   |
| 「第 7 日」             |   |
| *                   | 開会年月日時 令和3年12月7日 午前10時00分   |
| *                   | 閉会年月日時 令和3年12月7日 午後 4時54分   |
| *                   | 開会の場所 小海町議会議場   |
| <b>会議の経過</b>        |   |
| <u>○ 開 会</u>        |   |
| <b>議 長</b>          | <p>皆さん、おはようございます。本日は令和3年第4回定例会、一般質問であります。今回は7名の議員の皆さんにより一般質問が行われます。毎回のことであり、改めて申し上げるまでもありませんが、質問に与えられた60分の中で、事前に提出された通告書の趣旨、要旨の範囲内であれば、何回でも質問ができます。質問をされる方も、答弁をなさる方も、簡潔かつ丁寧な質疑応答をお願いいたすところであります。また、議員必携の131ページからなる第5章中、発言の要項にのっとり、建設的で活発な質疑となりますよう、かつ議場の品位を損なうことのないよう、併せて申し上げる次第であります。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> |
| <u>○ 議事日程の報告</u>    |   |
| <b>議 長</b>          | <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。</p>  |
| <u>日程第1 「一般質問」</u>  |   |
| <b>議 長</b>          | <p>日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>   |

## 第6番 的埜 美香子 議員

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 初めに第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。   |
| 6番議員  | <p>第6番 的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。</p> <p>さて、皆さんご承知のとおり、9月議会において職員の懲戒処分に関する陳情が提出されました。職員の懲戒処分を町長に勧告していただきたい旨の内容であり、職員の懲戒処分は任命権者の権限に属し、任命権者の専権事項で、議会が勧告することは越権行為であり、議会の審査になじまないと判断し、配布のみの扱いとなりました。</p> <p>確かに懲戒処分に関することは、扱いにないにしても、陳情書に添付されていた説明文書は、陳情者が職員の処分を求めるまでに至る内容で、一般個人間のやり取りで生じたものではなく、町職員のトップである総務課長の公務上のやり取りで生じたことであり、決して曖昧にできることではない重大な問題だと思いました。</p> <p>そう感じたのは私だけではありませんでした。議会でどのように扱うことができるのか、県の機関等にも相談しながら考えてきました。この間にも、議会は一体何をしているのか、何かとんでもないことが起きているみたいじゃないかと町民の方から言われることが多々ありました。それではなぜこのような事態にまで発展してしまったのか、事実関係を明らかにする必要があります。と思います。</p> <p>まず初めに、事の発端はチャレンジ支援金の申請だったのかと思います。チャレンジ支援金の申請から交付までの流れを資料として作っていただいたので、それと陳情書に書かれてある日を照らし合わせながら、チャレンジ支援金の取扱い順序の説明をお願いしたいと思います。お願いします。</p> |
| 副 町 長 | <p>おはようございます。大変お疲れさまでございます。それでは今の質問に対しましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、お配りの資料のつづりの1ページ、A4横長になりますけれども、チャレンジ支援金申請から交付までと。これは一般的な申請から交付ということで、若干読まさせていただきますけれども、①が相談、申請の案内ということで、相談を受け、明らかに対象となり得ない事業に関しては係内で協議し、内容変更等を提案しますと。申請時に必要な書類の説明等を行いますということで、ちょっと不備があったりすれば、出し直しとか、そ</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>ういうことでやります。2番が申請受けをし、3番が審査会、これは毎月課長等の会議、月1回ですけれども、申請内容等を要綱等に照らし合わせて、支援金交付対象となるかどうかを審査すると。4番以降、決定して、10番、補助金の支払いと、これが通常の流れということになります。</p> <p>2ページには、実際の令和3年度の11件のものが出ていますけれども、この2番、足元から健康を見直すプロジェクト、これがそうなんですけれども、今回問題となっている件につきまして、私のほうで簡単に実際の経過的なものを述べさせてもらいますけれども、5月下旬に申請書が届きました。メールできたということで、担当者のほうへ届きまして、説明が必要ということで、6月に係員がご本人さんと面談をして説明を受けました。当然電話でのやり取りもいろいろあったんですけれども、その中で、どうしても住所要件というのが一番の問題というか、そこら辺が納得いただけなかったというところで、電話でずっとやり取りしていたんですけれども、今回の問題のようなことに発展してしまったと。</p> <p>続いては、7月1日、審査会を開きまして、審査会の中では内容等を審議して、それはいいだろうと。ただ、住所要件だけしっかりクリアができれば採択しようという結論を得まして、7月9日、住所要件がクリアできたということが確認できましたので、7月9日に交付決定ということになりました。</p> <p>それで、7月から9月に事業を実施していただきまして、9月上旬には実績報告、その他交付額の決定通知をしまして、10月には交付金の支払いということで、経過的なものでございます。以上です。</p> |
| <p><b>6番議員</b></p> | <p>今の説明ですと、陳情者の申請書の提出は①の前の5月27日ということで、①の相談というのが6月3日に当たるということでしょうか。そして、その住所がないというようなことはどこで相談されたのか。6月3日に申請書の相談ということですが、そこでそういうやり取りがあったのか、すみません、その辺もう一度お願いします。</p>  |
| <p><b>副町長</b></p>  | <p>5月下旬に申請書が届いてから、7月1日の審査会までの間におきまして、最初は係員とやり取りをして、内容の話もしながら、一番は住所要件が要綱にある、ないということで、ずっと話をできていて、最終的に7月1日には、審査会で住所要件をクリアできればいいよということで認めたもので、それを本人に伝えて、住所要件がクリアできればいいということで、住所要件をクリアできるようにしていただいて、住所要件だけクリアできたということなもので、5月下旬から6月中の間でのやり取りということに</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | なります。   |
| 6番議員 | それでは、問題の6月18日の電話ですが、申請書に関して役場担当者に問合せの電話をしたところ、総務課長が電話を代わりとありますが、このときも住所のことでもめて、電話を代わったのでしょうか。その辺もう一度お願いします。   |
| 副町長  | 何が問題だったかというところ、また質問いただければ、私考えてきましたのでお答えするんですけども、それ以外のことにつきましては、現在公的機関で事実確認ということ始めておりますので、事実をしっかりとそういうところではっきりさせてもらって、その上でいろいろ質疑するとか、そういうことならいいんですけども、今そういう調査が始まっているところですので、ちょっと細かいそういう内容についての答弁は控えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。  |
| 6番議員 | 先ほども言いましたけれども、この問題は公務上で起こったことであり、その事実関係を私は今やっているわけで、もう一度お聞きして、答えられないなら答えられないであれですけども、この陳情書に細かく書かれているそのときの会話の中で、総務課長は今回の申請は2021年6月1日の課長会で却下されていると。町長も出席した上での却下だと言っていますが、今の話だと、6月1日ではなく、7月1日に課長会があったということですね。町長に対して、勘違いだったと説明しているとのことですよというふうに書かれています、勘違いだったのでしょうか。お願いします。  |
| 副町長  | 7月1日の審査会ということでございますので、6月1日には審査会はしておりません。以上です。   |
| 6番議員 | 謝罪はされたのでしょうか。   |
| 副町長  | ちょっと私、確認しておりません。  |
| 6番議員 | 今勘違いというふうには副町長はお答えされませんでした。勘違いでは済まされないのではないのでしょうか。そこが私は、まず大きな誤りだったのではないかと思います。<br>6月18日の会話で、住民票がないから却下したと課長は答えているわけですが、そういうことであれば、申請したときにすぐに住民票がないからとお断りできたのではないのでしょうか。事業の中身の説明までしているわけでしょう、それできて困った、この事業はチャレンジ支援金の目的に合っているのかと係が説明がつかなく、悩んでしまったのではないのでしょうか。そういうことではないですか。 |
| 副町長  | 一番の問題は、住所要件がある、ないだけでございまして、中身につま  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>しては、いろいろ意見はありますけれども、おおむね中身は問題ないということで、7月1日の審査会になりましたけれども、係員とのやり取りも、住民票の要件がクリアしていないということで、何度も言ったんですけども、要綱には記載されていないということなもので、そこでもめてきていたというのが事実でございます。</p>   |
| 6 番議員 | <p>すみません、住民票がないことだけで、そんなにもめるとは思わないんですけども、どうしてこんなに手続がうまくいかなかったのか。町長としてはその間どういう指導に当たったのでしょうか。</p>   |
| 町 長   | <p>この要綱に沿って適切にものを行うように指示してあります。</p>   |
| 6 番議員 | <p>その要綱が適切だったのかどうかということが問題だったのではないのでしょうか。チャレンジ支援金の要綱を見直しますと、趣旨は、町民参加型町政の実現を図ることを目的に、協働のまちづくりの担い手となる町民を支援するため、町の活性化に自主的かつ主体的に取り組む発想豊かで発展性のある取組に要する経費に対して助成をします。対象となる者は、町内に事務所及び活動場所を有する者等、特定非営利活動法人、公民館グループ、ボランティアグループ、直売所登録グループ、区、新規企業者等をいうであって、町長が交付対象者として適当であると認める者とする。そして、交付対象事業を見ましても、幅が広いし、解釈によってはいろいろに取れる内容ではないかと思えます。そういうことが判断しづらいことにもつながっていると思えます。</p> <p>令和3年度のチャレンジ支援金の事業一覧表も資料として用意していただきました。これを見ましても、陳情者の方の事業を断る理由はどこにあったのかと思ってしまいます。よっぽどチャレンジだと思います。</p> <p>私は住民票がないことでもめていたわけではないのではないかと思います。結局住民票を移していただいて交付決定をしたと。これは本当に問題だと私は感じています。</p> <p>先ほど副町長、この問題はどうか考えているかということをお説明しますとおっしゃったので、その辺をお願いします。</p> |
| 副 町 長 | <p>何が問題だったかということでお答えしたいと思います。先ほどから申し上げておるとおり、住所要件につきまして、チャレンジ支援金交付要綱の中の第2条は、的埜議員おっしゃったとおり、町内に事業所及び活動場所を有する者等で、NPO法人とか、公民館登録グループですとか、新たに起業する人等ということであって、町内に住所があるという要件が第2条には明記されておりません。それは事実でございます。ただし、実際には、第</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>1条の1番の趣旨の中に、協働のまちづくりの担い手となる町民を支援するためということになっておりますので、ここを読み込んで、担当者というか、ずっといろいろな申請については、町民であると、住所がある人だということやってきているというのが事実でございます、そこの第2条に住所要件をしっかりとらたてなかったというのが一つの大きな問題だったということ考えております。</p> <p>この趣旨からすると、まちづくりを今後ずっと担っていただきたいと。1年ぽっきりではなくて、ずっと今後も町のために、せっかくチャレンジ支援金を申し込んでいろいろな事業をやっていきますので、継続性を持ってやっていただきたい。事業内容については、チャレンジ支援金を申請してもらえば、よっぽどのことでない限りは、せっかく新しくできた事業ですので、審査会の中でもなるべく認めましょうということでは進んできているんですけども、一番はそこに本当は、例えばIターンでもなんでも住みついて、今後もずっとやっていける人の申請をしていただきたいと。</p> <p>だから、たまたま都会に住んでいて、こっちへ来ないけれども、地元でその事業を継続してやっていけるような人をつくってもらって、その人の申請ならば全く問題はないというようなことで、どうしても住所要件、町民というのを私たちは主張していたということで、そこら辺がどうしてもご理解をいただけなかったということが一番の問題で、さらに、そこら辺の内容を審査会にかけて、審査会の回答として本人に、こういう理由で不採択ですよという通知をすれば、そういう手順で進めばよかったですけれども、電話でこうこうだからという説明をしてご理解を得ようとしたところが、ちょっとそこら辺も一番いけなかったと。しっかり審査会にかけて、内容はいいけれども、住所要件がないからそれはちょっと難しいねという判断を本人に渡せば、文書でやり取りすればこういう問題には発展しなかったのではないかとというふうに私は考えております。以上です。</p> |
| <p>6 番 議 員</p> | <p>住所に関して、要綱の不備があったと。そのことは私、9月議会の委員会の中でも、不備があったのではないかと議論はさせていただきました。確かにチャレンジ支援金のこういったやり取りがきっかけに、この問題はなったと思いますが、しかし、一番大きな問題がどこにあったか、やはり私はこのときの電話のやり取りでの課長の言動だと思いますが、そのことについて、町長はどのように感じておられるでしょうか。</p>  |
| <p>町 長</p>     | <p>チャレンジ支援金の当事者様とは、私と副町長がその内容について、町長</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>室で十分伺い、そして、それをつけて実験をさせてもらい、それでその熱意、あるいは説明等々いただきました。そして、はだして歩くのとこれの歩くのとか、そういった説明の中にありまして、これは非常に和気あいあいとできたわけなんです、そういうことで7月の審査会に出て、これを採択したという結論になっております。</p> <p>ただいまご質問の電話のやり取りということにつきましては、当人はもとより、総務課直属3名に直接一人一人伺いましたが、あの文章のような対応ではなかったということでもあります。以上です。</p>   |
| 6番議員 | <p>ただいま町長、文章のと通りの対応はなかったとおっしゃいましたが、語尾が多少違ったとしても、町の職員が民間人に対して、チャレンジ支援金がほしければ、町に住民票を移して税金を落としてから物を言えとか、再審査してくれというので再審査してやろうということだ、住民票を移したところで俺が通さないけどなとか、チャレンジ支援金は町民のためのお金だ、部外者に渡すお金ではないと。しかも勘違いだったわけですよ。これは暴言ではないですか、町長。</p>  |
| 町長   | <p>ですから、先ほど申したとおり、その文章のとおりであるのかと聞いたところが、そうではないということが分かったので、私はほかのことについての口頭注意をしたということになっております。その文章にあることが全てそのとおりであるとすれば、これは私も議員と同じ考えになろうかと思いますが、そうではないということです、はっきり申し上げておきます。</p>  |
| 6番議員 | <p>私は、そうではないと町長はおっしゃいますが、暴言ではないかなと思います。私この陳情を何度も読み返しました。陳情者の方は、何に対してここまで怒り、陳情を出すまでになったのか。きっかけはチャレンジ支援金だったかもしれませんが、そのことについて係に何か言ってきているわけではないのです。行き過ぎた総務課長の暴言に怒っているのではないのでしょうか。</p> <p>懲戒処分の標準的な量定基準で見ますと、暴言により職場の秩序を乱した場合は減給、または戒告とあります。しかも、総務課長の暴言は、今回が初めてではないわけです。町の長として、そこがしっかりとできていないことに私は大きな問題があるのではないかと思います。</p> <p>内容を知り、関わっていた町長が速やかに事の真相をつかみ、明らかにし、陳情者に応じて対応をしなければならなかったのではないのでしょうか。それが今回の問題をずるずると長引かせ、大きくなっていった、そういうこ</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>とではないでしょうか。</p> <p>次の質問とも関連しますので、次の質問に移ります。</p> <p>職員の休職についてということで、女性職員の長期療養休暇は、先ほどの問題がもとと見えるわけです。町長はこの陳情が出てから、この女性職員に対して、10月からの異動の内示を出したと聞きました。そういうことが心労につながったとは考えていませんか。お願いします。</p>   |
| 町 長   | <p>おりません。</p>  |
| 6 番議員 | <p>私はこの問題がきっかけになったと思います。法的判断はともかくとして、きっかけの原因は役場にあると。問題が長引けば長引くほど女性職員の誹謗中傷が広がっているということを私は感じています。役場に入って半年もたたない試用期間の間に、異動の内示が出されるということがあるのでしょうか。そして、療休に入る。こんな悲劇がありますか。彼女は、論理的に物事を考え、いろいろな提案もしてきたと聞いています。町長は彼女の提案に対してしっかりと応えてあげたのでしょうか。お願いします。</p>   |
| 町 長   | <p>様々なご提案をいただいたわけですけれども、役場の中の仕組みとか、それから、ほかのことに対しても相当時間のかかる問題であり、職に就いて2か月の人が私に言われても、その部分は少々時間をもらわなければ駄目ですよということはお伝えしてあります。</p> <p>また、先ほど私がいかに飛ばしたかのような発言ではございますが、当人との話し合いを副町長のほうでしっかりさせていただいた中で、そういう結論になったということだけのご認識願いたいと思います。</p>   |
| 6 番議員 | <p>長期にわたって話し合いをしながら彼女の提案にも応えてきたと言われましたが、こういう理詰めができるタイプの人には、理詰めに対応したり、議論をしたりする、相手の言いたいことをきちんと捉えて相手が納得する返答をする、若い彼女が合理的だと思っても、実は慣例で行っていることが合理的だったりするかもしれません。そういうことも丁寧に説明したり、応えてあげることが大事ではないでしょうか。</p> <p>私は彼女が役場に就職が決まり、小海に住み始めた頃に話をしました。子どもの頃から小海へ遊びに来て、登山によく連れて行ってもらい、山に魅了され、小海を就職先に決めたと。身近に山があることをとても喜んでいました。夢を膨らませて働き始めた。公民館報にも載っていました。そんな若い職員が半年で療養休暇をしなければならいなんて、よっぽどつらかったと思います。彼女が復帰できるような手だてを何か考えておられますか。</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p><b>副町長</b></p>  | <p>ちょっと質問と違いますけれども、休職になった原因というか、そこら辺を私なりに考えて、それを報告しながら、どうすればいいかということで申し上げたいと思います。実際の原因というのは、いろいろなことがそれぞれ影響の大小はあるかと思いますが、積み重なってきているというふうに思います。一つの課題だけではなくて、職場の雰囲気、仲間づくり、仕事の面、当然今回の問題等々あるかと思いますが。やはり本人の気持ちですとか、関係する職員ですとか、ドクターとか、関係する皆さん、専門家の皆さんからそういう聞き取り調査をして、総合的に判断をして、まずどういう原因があっただろうかということをもっと明らかにして、単純ではきつくないと思います。</p> <p>ただ、一つだけ言えることは、私もそうですけれども、自分の親族の方と上司がもめているところで仕事をするというのは、誰であってもそれは本当に心が落ち着かないし、仕事を一生懸命やろうというふうには当然ならないということだと思います。そればかりではないんですけれども、結局、要はその場から離れるほうが心が安定しますので、異動とかいうことも当然望んでいたし、今度は休職という形になってしまったんですけれども、ちょっと今離れた状態の中で、聞き取り調査をしながらも、どういうふうに復帰していけばいいかというのは、それぞれ関係する皆さんの意見を聞きながらどういう形にもっていくかということになろうかと思いますが、なかなか難しい問題だなというふうには考えておりますけれども。以上です。</p> |
| <p><b>6番議員</b></p> | <p>いろいろなことが積み重なってきて、こういうことになったと副町長はお答えしました。しかしながら、この間のもめ事、もめていることも関係すると。私は今回のことは、放っておけばそのうちに静かになるだろう、大したことにはならないなんて、そういう考えがあるとすれば、それは大間違いで、問題はますます大きくなると思います。誤りを速やかに認め、反省の下、きちんとした対応を取る、この問題を解決するにはその方法しかないと思います。</p> <p>最後の質問に移ります。</p> <p>町長は、12月1日の招集の挨拶の中で、町長選挙立候補の表明をされ、いよいよ町長ご自身もこの4年間のまとめをされていることと思います。私もいろいろ思い返してみました。黒澤町長の半分は自然災害とコロナという新しい困難が立ち上がる町政運営で、職員の仕事も大変増えているということも感じています。この間、そういう中で職員の労務管理に関して</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>は、何度もほかの議員からも質問などがありました。私も職員数の問題や臨時職員の条件の問題、また、職員ではやり切れない仕事をカバーする専門的なプロパーの登用などを求めてまいりました。</p> <p>町長に改めて伺います。この間働き方改革の動きも進む中で、役場の仕事と職員の実務のバランス、その辺はどのように感じていますか。</p>  |
| 町長   | <p>私が3年8か月前、その約1年前ですが、一念発起という形で会社を退職し、そして準備を始め、いろいろなものを勉強しながら、3年前の3月26日初登庁ということで、そのときから私は町長となりました。そして、その間、まず私が民間人からの登用ということで感じたのが、職員との格差、そして、職員の認識を今までどおりでよいのかということをもまず考えました。入ってみますと、本当に各職員一生懸命でございます。しかし、その中にある認識というものがだんだん町民とのずれが出ることや、誤解や表現不足というようなことがあるので、職員一人一人と個人面談を決意し、そして、その年の7月から全員の職員の皆様と面談をし、考えを聞き、私の考えも伝えました。そうした中でずれがあったことは確かでございます。そして、私はそれがどこから起きるのかと。ある町民の皆様には、職員はいかにも高慢ではないかというようなことをお聞きすれば、それを伝え、そして、能力の問題がございますから、そこにはいろいろな格差が出てくるかと思えますけれども、それを是正するために、研修会等々をやってくれというようなことも伝えました。それから、とにかく管理職に至っては、この町を背負っているんだよということの中で話をさせていただきました。そうした中で、私が民間の社長と一番何か違うかというのは、予算につきましては、民間は利益の上がる事業をし、そして、集金をしてくるという段取りになりますけれども、行政はそれがございませぬ。しかし、我々が使っているお金は、税金という大切なものを使わせていただいております。それを我々は大切に使うなければいけない。これは地方自治法第2条で、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって住民の福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で最大の効果を求めるということが書いてございます。そのとおりだと思います。まさに我々はこれを忠実に守らなければいけないのだということで、職員の皆様にお伝え申し上げました。そうした中ですが、私が着任して、この間、相当私の弘イズムといいますが、黒澤イズムといいますが、そういうものは浸透してきたのではないかと自負しております。</p> |
| 6番議員 | <p>質問とは若干お答えは違ったと思うんですけども、職員の実務と balan</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>スというふうに、私聞いたんですが、町長そのようにお答えいただいたので、次に、この4年間の事業の進め方について、今町長ずれがあったという話もされましたが、前回の議会の中でも拙速ではないかというふうに、私申し上げました。事業計画をもっと慎重に行うべきだと、そういうことも指摘をしました。町長は慎重に慎重を重ねてやっていると、拙速であるとか、軽はずみであるとか、そう言われる覚えはありません、遺憾でございますとまでおっしゃいました。私は事業を計画する段階での事業の目的や方法などの議会への相談というプロセスが十分ではなかったのではないかと感じています。計画、調査、検討、事務手続が段階を踏んでいないがゆえに説明ができない。実行するときに事務が追いついていかない。そして、住民への理解を得る努力がされていない。</p> <p>単身者雇用住宅建設、ひまわり加工所、観光公社設立、庁舎敷地購入、移住体験施設建設、公園整備調査、地域活動支援センター、たぬきや改修工事、町営住宅建設、駅前再整備事業、そして、先ほどのチャレンジ支援金事業など、皆減したものもあり、修正動議で削除になったもの、再検討のもの、もめたもの、事業が全然進んでいないもの、そういった事業がいっぱいです。やはりその原因は、長期振興計画にのっとなって一つ一つ丁寧に進めていないからではないでしょうか。その辺は町長はどのように総括をされていますか。</p> |
| 町長   | <p>ご指摘の計画、数々言っていただきましたけれども、うまくいっているものも相当あるかと思います。そして、私が町長になって一番感じているのが、議会の皆様と共にやっていかなければ町は進まない。それで議決をいただかないと、とにかくどんないいアイデアのものでも前に進まないし、実行もできないということを感じました。</p> <p>私が社長であれば、私の考え、あるいは一言で全てが進み、そして予算立てでもできるわけですが、町長なるものは、やはり職員の立案に対して議会のご理解が得られなければ、これは実行ができないということを痛切に感じております。したがって、その感じたことをそのようにやってきたつもりでありますけれども、的埜議員のご指摘は、いかにもなっちゃいないというような表現でございますけれども、それなりの成果があり、それなりのことで進めてきたと私自身は思っております。</p>  |
| 6番議員 | <p>それなりの成果があったということで、それでも私は少し混乱の4年間だったのではないかなというふうに思っております。</p> <p>そして、先ほど町長、弘イズムというふうにおっしゃいましたが、私は町</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>長が言う、職員に度々お話しされている機動力五か条、1、言い訳をするな、2、できない説明よりやる方法を考えることに労力を注げ、3、心配の先取りをするな、すぐにやる、4、困らなければ知恵は出ない、5、パーフェクトを狙うな、60%でもよい、とにかく進めよう、この五か条にも問題があるのではないかと考えています。</p> <p>心配の先取りをするな、すぐにやる、それは町長の言う、慎重に慎重を重ねてとは、私はまるで逆と思います。そして、地方公務員法の根本基準とも逆行するものではないでしょうか。第30条、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ全力を挙げてこれに専念しなければならないというふうにあります。60%ではいけないのではないのでしょうか。全力を挙げて取り組んだ結果、駄目ならやり直す。個人事業主ならとにかくとして、町職員は憲法や地方自治法、公務員法にのっとり町民の暮らしを守る、それが基本ではないでしょうか。町長自身が基本的なもの、人権感覚もそうです、日々高める努力をすることが大事ではないでしょうか。町長どうでしょう。</p>  |
| 町 長 | <p>的埜議員のおっしゃること、捉え方について相当な開きがあるかと思えます。私は、おてんとう様が東から上がって西へ下りるまで、机に座ってパソコンを眺めているというような職員では困るというのが第一でございます。そして、町のために汗をかけたというその基本をいったものでありまして、6割ぐらいで進んでいないと、とにかく今はスピードから遅れてしまいます。それは立案をして、そこから検討していくという形になるかと思えます。とにかく自分が動かなければ、この行政も何も進まないと思えます。そして、変な恐怖を与えたり、それから、頭ごなしにこれは駄目であるというようなことを職員に言うのはいかがなものかと私は思います。</p> <p>的埜議員のおっしゃる慎重に慎重を重ねて、そして企画立案をすべきだと、それも一理ございます。そこに向かっていくためには、まず、タイヤを転がさなければ車は動いていかないわけですから、その一歩出るそのことを私は大切であるということを職員の皆さんに分かっていただきたくて、私の五か条をお伝え申し上げました。</p> <p>そういう中で、それぞれの中に誤解があってはいけないので、一人一人と面談をし、どう感じているかというようなことから始まり、そして、今のポジションで何ができるんだというようなことを真剣に話し合っているのが実態でございます。</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>したがって、その言っていることがいいとか、いけないとかというのは取りようがあり、使いようであると思います。それを上手に使って、うまく行政をやっていくと。そして、議会のご理解も得られるようにというのがルールでございますので、ルールはしっかり守っていかなければいけないという考えでございますし、そのとおりやっていると私は思っております。</p>  |
| 6 番議員 | <p>捉え方に相当な開きがあるとおっしゃいました。私は公務員として基本的な話をしたつもりであります。また、いろいろな混乱、私議会にも責任があると思っています。議会と行政との関係はどうだったか、二元代表制の下、制度的には議会と町長は対等、並列の関係にあるとはいえ、町長は日常行政を執行する中で、特に優位になりがちです。だからこそ、住民を代表する議員で組織される合議体の議会は、町長の行う町行政をしっかり抑制し、監視、チェックする必要があります。それは町の政治、行政の民主化を実現するためには欠かせないことです。</p> <p>議員がやるべき仕事は議決、チェック、提案といわれています。議員は町民の税金が無駄なく使われているのかをしっかりとチェックをしなければならぬ。それを議会の場でしっかりと議論を重ねるという当たり前のことができているのか。反対の者を目の敵にする、そういう場面も多々見られました。それが間違いの元になっているのではないのでしょうか。</p> <p>先ほど町長、議会との関係の話もされました。私は修正があれば修正をかけながらよりよいものにすればいいと思います。その辺、町長どのように考えておられますか。</p> |
| 町 長   | <p>ご提案申し上げたことに対しての修正ということは、必ずどこでもあるかと思えます。そして、そのことが町民、あるいは町のためになるという判断ができた時点で、それは修正させていただくということではなからうかと思えます。</p> <p>一つのものでごり押しする、私は議会議員の皆さんとも、この5月に議員さん代わったわけですがけれども、そういった前の議員さんにも、やはり私は自分から対話を求め、相談はしたつもりでございます。もともとここは戦うところではないんです。ご相談を申し上げて、そしてやってきたつもりなんですけれども、今的埜議員、もめ事と申しましたが、これは議論ではないかというふうに私は思っております。</p> <p>したがって、議論は幾らしてもいいと思いますので、そういった中での議会であり、行政であるというふうに認識しております。私は町長になって</p>   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | 初めての議会がその議会だったので、先輩である的埜議員にはそう映ったかもしれませんが、私とすれば、当然の議論をお互いにしたのではないかというふうに感じております。また、説明不足だったということに関しては、それは認めるところがございます。以上でございます。  |
| 6番議員                       | 私が4年間の黒澤町政を見ていて感じたことを述べさせていただきました。私が見るからには、4年間黒澤町長、気に入らないものを徹底的に排除する、そういう場面が私は見られたと思います。社会には自分と合う人ばかりではありません。いろいろな人がいて、それぞれに長所、短所があります。この人はこういうところがあるから嫌い決めつけてしまわず、思いやりを持って多様性を認め合うことが大事だと思います。人は誰しも間違いや誤りもあります。それは仕方がないことで、それに早く気づいて謝る、曖昧にしない、それを黒澤町政はできたのか。私はそれはお互いかばい続けてきた、それがいろいろな混乱の元ではないかと言わざるを得ません。その姿勢を改めない限り、元気なまちづくりは進まない、この混乱は収まらないと思います。長の指導力が問われているところです。春に向けてしっかりと軌道修正をお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。 |
| 議長                         | 以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。<br>これより11時5分まで休憩とします。<br><br>(ときに 10時51分)  |
| <b><u>第3番 篠原 哲雄 議員</u></b> |   |
| 議長                         | 休憩前に引き続き会議を開きます。<br>次に第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。   |
| 3番議員                       | 3番、篠原哲雄です。よろしくお願いいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。<br>最初に、環境保全型農業推進事業ということで、農政補助金についてお聞きします。本年の野菜、花卉の出荷も終了いたしました。野菜は7月までの高温、干ばつ、8月中旬から9月の大雨による病気等の発生により大変ご苦労されたとお聞きします。価格もコロナ禍、豊作の影響等で安値で推移したようで、小海支所の野菜売上金額は前年比91%、農家によっては大変な1年であったと思います。花卉も前年比95%の売上げにとどまりました。そういった中、原油価格の高騰による化学肥料、農薬、マルチ等資材の10%   |

近い値上げが令和4年度にはあるようです。ほかの資材によっては20%、30%というような値上げも予定されているようでございます。逆に農産物は、今現在も非常に安値で推移しております。来年度どうなるか分かりませんが、農家の経営はますます厳しくなります。

現在農水省で進めている環境保全型農業推進事業があります。この事業は農業の持つ物質循環機能を生かして、生産と調和などを留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を軽減し、作物を栽培しない期間は緑肥を栽培して、土を耕すときに一緒にかき混ぜてしまうことで天然の肥料として化学肥料の使用を控えることができます。

まず、この事業には環境保全型農業直接支払交付金という助成金があります。補助対象は有機農業、緑肥の作付、家畜の堆肥などです。小海町では有機農業者には環境保全型農業直接支払交付金が、堆肥には町独自の補助が出ております。緑肥作物の種子代金には、小海町の場合は補助金が出ておりません。

そこで、資料を見ていただけますでしょうか。これを見ますと、令和3年度各町村の農政補助金ということで、川上村ですと、緑肥に対して本年度500円増額されてえん麦10アール当たり1,500円、ライ麦1,200円、南牧村は種子代金の3分の1が補助されています。先月中旬頃に、農林係に小海町でも補助を考えてくれないかと提案したところ、前向きに検討するという返事をいただきました。

9月定例会一般質問で、7番 井出議員から根こぶ病対策についての質問と連作障害、地力向上という質問がありました。根こぶ病は、白菜、キャベツ、ブロッコリー、野沢菜に発生します。特に近年白菜に大量発生が見られます。高温、ゲリラ豪雨、連作等も一因にあるかと思えます。

ここ小海町でも今年度かなりの発生が見られていましたが、南佐久全体でもかなりの根こぶの発生が見られて、畑によっては作付ができないような畑もございます。白菜根こぶ病抵抗性品種でも対応できなくなっております。数年前からライ麦で土中の根こぶ菌の密度を減らして、根こぶ病の発生を軽減する品種が開発されており、こちらの資料のほうにあると思えますけれども、ライ麦でダッシュライ太郎という品種が南佐久管内では主力に使われております。

ここにも書いてありますけれども、この品種は、超極早生種ということで、白菜収穫後、播種して1か月から2か月以内に敷き込むことができます。ですから、二毛作が終わった後でも時期によっては十分すき込みができる

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>という形になります。こういった麦類で根こぶ病を回避していくことができます。あと線虫抑制効果のあるものもあり、連作障害抑制効果があります。こういった緑肥を敷き込んで、有機堆肥と合わせて地力向上をして化成肥料、農薬を減らし、農家の経費節減にもなればと思います。また、作型の安定生産にもつながります。小海町でも他村と同様程度の麦類の種子代金の補助をお願いしたいと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。</p> <p>もう一つ、併せてもう1点、農家の皆さんは畑の土壌分析をして自分の畑の状況を知り、来年度の肥料設計をいたします。この分析の費用も村から30%から40%ぐらいの補助金が出ております。これも資料のほうにありますけれども、川上村では村が機械、試薬等を全部買って、検査をJAに委託して、農家負担はなしという形になっております。南牧村では、検査料の30%から40%と、南相木村でも補助金がついております。小海町でも資料のとおり、まだこれに対しても補助金がなしということで、ぜひ今回土壌分析の助成をお願いしたいと思います。</p> <p>あと土壌分析価格の小海支所の資料がありますけれども、各セットでA、B、Cと表にありますけれども、Aが770円、Bセットが2,530円、Cセットが1,375円、水田が1,320円という中で、農家を選択してJAに申し込むという形になります。</p> <p>ちなみに、小海支所の土壌分析実績は、令和元年138件、令和2年度182件、令和3年度131件になっております。補助金がつけばもっと増えるのではないかと思います。併せて答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いします。</p> |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お疲れさまです。お答えいたします。</p> <p>ただいまの緑肥、麦類の種子代の補助と検査費用の補助についてということでございます。ただいま資料の3ページにございますように、小海町におきましては、まだ緑肥の種子の補助はしておらず、一番下にありまして、堆肥についてのみの補助ということでございます。こちらのほうにつきましても、小海コンポース、以前第三セクターで誘致されたものでございますが、それからずっと土づくりのためにということで、補助をしてきた経緯がありまして、年間2,700トンを超える利用がされてきたということでございます。その分大きな費用ということで、ほかのものに対しては補助はしてこなかった経緯ということはあるんですけれども、ただいま議員おっしゃられましたとおり、農地への緑肥を播種することで、土壌改良や地力の回復といった効果が期待できます。先ほどのお話にもありまし</p>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>たように、環境保全型農業というのは、農林水産省が進める取組の一つでございます。近年の天候不順によりまして発生が増えている根こぶ病の被害抑制に対しましては、収穫終了後に麦類を播種することで、菌の密度が低減され、効果があるとされております。</p> <p>小海町においては、緑肥作物の利用状況、おおむね20人程度ということで、まだまだ農家の割合からすれば少ないでしょうけれども、根こぶ病等の低減や持続可能な農業ということを目的に、利用拡大を図ることが重要ではないかと考えております。いずれにしましても、利用実態、農家の要望など確認いたしまして、JAと協議し検討してまいりたいと思います。</p> <p>また、土壌検査の関係です。先ほども検査数のご紹介ありましたとおり、130件を超えるような利用もあるということですので、農家の皆さんもかなり注意しながら土づくりをしているということでございます。</p> <p>土壌中の成分の状態を作物に合わせた適正量に調節する、そしてまた、成分のバランスを取ることは必要でして、土壌分析に基づいた適正な施肥をする。そして、作物の収量の安定、施肥のコストの低減により、環境に配慮した取組ができる、そういうふうになると思いますので、こちらのほうもJAと協力しまして、検査費用の助成についても前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。</p> |
| <p><b>3番議員</b></p>   | <p>堆肥の補助金の中で、コンポースの堆肥を使ったものに関しては補助金をつけていたわけですが、ほかにも畜産農家が数件あると思うんですけども、今の説明の中にあつたかどうか、ちょっと私あれだったんですけども、そういった畜産農家から買った分に関しても、同様の補助金をつけてもらうことができるのかどうか、その辺も聞きたいと思いますので、お願いします。</p>  |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お答えいたします。今年度、農政懇談会ということで、農業従事者の方々にお集りいただいて、状況をお聞きしたり、どんな課題があるのかというようなことを聞く機会がありました。10月に実施をさせていただきました。その中で、畜産農家数も減っていること、それから、堆肥舎の建設等もそれぞれ実施しているんですけども、処理については大変量が多いので課題であるということもお聞きしました。そういう中で、コンポースが利用できるかということも、牛ふんを持ち込むことができるか、そんな話も出たわけですが、なかなかうまくはいかないということですが、畜産農家の振興ということの観点から、その堆肥についての補助ということも確かに考えられることだろうと思います。まだどの農家さんがどの程度堆</p>  |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>肥として販売し、またはそれぞれの農家さん、畑の作物の堆肥として出しているのか、そういうことを調査しながら、可能かどうかの検討も進めてまいりたいと思います。以上です。</p>  |
| <p><b>3 番議員</b></p> | <p>その辺も課長おっしゃったように、実際にある畜産農家の堆肥が本当に完熟堆肥という形になっていて、使えるかどうかということもありますし、畑によってはコンポストから運ぶことが非常に困難だ、遠くて大変だというようなところもあるかもしれないので、そういった堆肥を精査していただいて、畜産農家のものも一緒に使っていただきたいと思います。</p> <p>コンポストの場合は第三セクターというような形で進んでおりますけれども、南牧村、川上村へ行くと、畜産農家の堆肥をかなりの量を使っておりますので、小海町もその辺を精査していただいて、補助金をつけられるものは補助金をつけていくという形でお願いしたいと思います。</p> <p>土壌分析の関係も補助金をつけるということで、前向きに考えていただけるようなことで、麦類、土壌検査、堆肥と併せて来年度の予算にぜひ計上していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。</p> <p>緑肥栽培はアメリカでもかなり拡大しており、農家の52%が栽培しているという新聞記事を見ました。この背景には世界的な化学肥料の高騰があるようです。雨や風から土を守り、最終的には有機成分となることから、農家の多くの土壌の健康が改善され、化学肥料削減につながれば、農家の負担もかなり軽減されると思います。また、先ほども申したように、連作障害の軽減にもなるかと思えます。</p> <p>今後 J A と町が連携して、小海町の基幹産業、農業発展のためには土づくりが大切だと思います。農家の財産というのは私は土だと思っております。その土をいかに維持してつくっていくかによって、今後の農業の発展ができるかどうかというのが決まると思います。その補助金に関しても、J A の方々にも同様の補助金制度をお願いしたいと思います。J A の組合員以外にも有機農業の方々もいると思いますので、そういった方々にも同じ補助制度をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、麦類への補助金の方は終わりにして、次に移りたいと思います。続いて、駅前整備とショッピングセンターアルルについて質問させていただきます。私は今までアルルについてあまり興味は持っておりませんでした。経営の内容がどうなのかも知りませんでした。4月に議会議員になっていろいろ問題があることを知りました。そうした中で、関係者の皆さんと話をし、今までの議事録等を読んで、私なりに調べ、思ったことを述</p> |

べさせていただきます。

最初にアルルについてお聞きします。現在の事業組合の組合員は4件、テナント1件、アルルについては令和元年11月、地上権と建物を無償譲渡するので寄附を受けていただけないかと提案書が出され、町から、確か翌年3月だと思うんですけども、町議会全員協議会に報告、議論されましたが、議会の了承を得られずに今日に至っているということです。

本年9月の第3回定例会一般質問で、黒澤議員より、アルル無償譲渡を町が受けることは、商店街活性化、ひいては町の活性化のためのチャンスと考えますが、町長の考えはという質問に、町長は、事業組合の皆様、新規参入者、活用いただいている皆さんと調整を図り、大いに前向きにこれを見据えていきたいというふうに考えておりますと答弁されております。

本議会も先月11月18日、アルルについて全員協議会を開き、勉強会を開き、今後どのように考えていくか、議員それぞれの意見交換がなされました。今後同じような事業所の施設、計画のあるところの視察研修を重ねて、調査研究を議会としても進めていく方向であります。これからは、議会と町が同じ方向に向かって、どうしたらいいのか議論すべきであると思えます。議会がこうだから手を出せない、出さないということではなく、お互いに向き合って議論をすべきであります。4月から新しい議員も5名ほど増えましたので、そういった議論をこれから町と向き合っていく必要があるかと思えます。

先般私はアルルの理事長、事務長さんとお会いして、現在の状況、無償譲渡の件について話を聞き、意見交換をいたしました。理事長さんいわく、アルルは1年ぐらいで解散をして清算したい。あと1件脱退したら、建物の維持管理負担金である組合賦課金がさらに増えて、もう残った組合員ではますます負担することはできない。2年前の意見書から、町への要望については、1から4の項目のうち、2から3は要望しないと。1の地上権、建物の権利の無償譲渡を受けてほしい。町で早く結論を出してほしいし、議会でも議論をしてほしいとの要望がありました。

アルルについては、地方自治法第96条第1項9号の負担付きの寄附に該当しない。先日の協議会の資料の中で見ましたところ、負担付きの寄附には該当しないということで、負担付きの寄附の負担に寄附物件の維持管理費は含まれないということが明記されておりますので、問題はないと。町長の判断で寄附を受け入れることができることとなります。このままアルルを放置し、町が受け入れなければ、建物の老朽化、もしくは不動産会社にわ

|      |   |
|------|---|
|      | <p>たるとようなことが起きれば、町としても手が出せないことになりかねない。そういったことを鑑みると、私は議会も勉強会、調査を始めたので、町としても無償譲渡の受入れを前向きに考えてもよいと思います。</p> <p>そこで質問ですが、9月の答弁で大いに前向きに考えているということなので、町長は受け入れることだと私は思います。寄附を受けることが本当に適切かどうか十分に検討して、受入れを考えてほしいと思いますが、受入れを受けるのかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>  |
| 町長   | <p>篠原議員におかれましては、ただいま本当に建設的なご意見を賜りました。誠にありがとうございます。9月議会で黒澤敦史議員から質問で、私はお答えしました。その本筋は変わっておりません。しかし、このことにつきましては、無償譲渡ということが先に出てしまいまして、それについての議論というものがほぼないままきいているのが実態ではないかというふうに思います。したがって、この部分につきましては、議会のご理解を得ながら、私は前向きに進めるというお答えをいたしました。前向きに進めるということは、受けるということでございますので、そういった形のもので正解であるというものを導くために、整備委員会、あるいは町民の皆様、商工会、それから、商売をなさっている当事者の皆様、そういった意見を集約しまして、結論を出していきたいというふうに思っておりますが、ただいま篠原議員から、受けるのか受けないのかということですので、私は受ける方向で考えをしていきたいというふうに思っております。以上です。</p> |
| 3番議員 | <p>町長のほうから、無償譲渡に対しては受けるという返答がございました。それでは、無償譲渡を受けるに関して、これは議会の議決というのには必要ないようですが、議会にしっかり報告をして、了解をしてほしいと思います。了解を得た後、アルルの改修、その後の管理コストがどのくらいかかるのか、耐用年数はどうなのか、もし解体するならば、解体費用はどのくらいかかるのか、調査研究が必要であると思います。調査後、改修なのか、解体なのか、方向性と計画立案をしっかり立てるべきであると思います。また、その説明を議会にも報告して、議論をさせていただきたいと思います。</p> <p>また、現在の組合員の皆さんの対応についてはどのように考えているのか、アルルの調査と併せて町長の答弁を聞きたいと思いますが、よろしくお願いたします。</p>  |
| 町長   | <p>現在アルル1店舗で、経営されている方が3件でございます。そうした方た</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ちは、あそこをなくすということは、職をなくすと同じだというふうに今のところ考えております。自分の商売は自分でしっかりやっていくのが基本ではございますけれども、そういうことを受けたときに、知らぬ存ぜぬでは済まないというのが行政ではないかというふうに思います。</p> <p>また、2件のフランチャイズと申しますか、ほかに店舗をお持ちのお店もあの場所に広く期待し、そして、努力をされているということでございます。そういったものを全て含めまして、ただいま篠原議員おっしゃるように、まずは当事者、そして、先ほど私申し上げましたとおり、駅前通り、それから商工会、町の皆様、そして議会の皆様のご理解の下、これは進めていきたいというふうに思っております。</p>                      |
| 3番議員 | <p>今現在されている3件の組合員の皆様にはそこへ残っていただくということでもありますけれども、それは改修なりされた後、残るといふことなのか、また、そうなりますと、周りの駅前の商店街の人たちも、アルルだけ直してそこへその人たちは入ってそのままするのかというような、ちょっと不公平感というようなものもあるかもしれませんけれども、その辺は町長、どのようにお考えでしょうか。</p>   |
| 町長   | <p>店舗の皆様につきましては、お店は各自で努力して直すなり、あるいは経営していただくというのが基本でございます。総合的な中におきまして、譲渡を受けた場合に、私はまずは今の状況のものの中で改修、あるいはコミュニティの部分はどうやって使えるかというものが課題になろうかと思っております。この議論をしてこなかった、あるいは解体ということが強く出ていたということが一番強いと思っております。</p> <p>それは9月議会でも出ましたが、JRとの取り合いの関係で、総合的に最終的には考えなければ駄目ではないかというふうな考えでございます。したがって、ただいま篠原議員のご質問の核は、壊すのか、あるいは改修するのかというのが主だと思いますが、私は改修をもくろんでいければというふうに考えております。</p> |
| 3番議員 | <p>町長の考えは、改修をして今の現状を残して、中の内装等はまたこれからやって、できるだけ残したいということでもあります。</p> <p>続きまして、小海駅とアルルを含めてということで、町長のほうからもJRの土地の関係等も出ましたけれども、小海駅前再整備検討委員会の答申も出されました。令和4年度、町ではJRから駅前ロータリー、駅舎土地を取得する計画がありますが、この土地をどのように活用するか、この計画と併せてアルル建物の改修、ここでも私、解体というのを入れますけれど</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>も、解体、駅舎の改修、トイレの設置等、駅舎からアルルと一体の導線で調査計画を考えるべきであると。今年度中に行う予定でした駅舎2階の改修、エレベーター、トイレの調査等は具体的にはなされていないと思います。その令和3年度予算、駅前再整備調査費1,000万円を3月補正予算で皆減にして、令和4年度予算に再度計上したらどうでしょうか。今年度もあと僅かの中で、慌ててもしょうがないので、じっくり計画を立て来期のほうへ向かったほうがいいのかと思いますけれども、その辺の考えをお聞きしたいと思います。</p>  |
| 町長   | <p>議会にお願いした調査費1,000万円につきましては、常に調査はつきものでございますので、それは一旦止めるというようなことではなく、調査研究は進めていきたいと思っております。また、JRからの譲渡というものはまた別な問題ではございますけれども、それを受けた場合の措置ということで考えていくというのは当たり前のことでございまして、それがアルルとの共通認識といいますか、整合性といいますか、そういうものが取ればというふうに思うわけですが、これは相当な研究をしなければ前に進まないというふうに考えております。</p> <p>大変すばらしい有効な土地であったり、建物でございますので、これは小海町のためになるものに変身できるというふうに確信しておりますので、その辺のご理解もいただきたいと思っております。</p> |
| 3番議員 | <p>駅前の土地をJRから取得して大いに活用することは、非常に私もいいことだと思います。今言いましたように、それと併せてアルルのほうも、こういうふうにしていく、ああいうふうにしていくという形で、駅前と駅舎と含めながら考えていただきたいと思いますし、3月定例会に予算が通って1,000万円ということであったんですけども、これはそのときによっても変わってはくると思うんですけども、来年度の中で十分にこれを活用しながら、アルルも含めてということであれば、研究は増やしても、駅前全てを一線の中で考えていただきたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。</p>  |
| 町長   | <p>今の時点でお答えできる範囲のものが限られてございます。私とすれば、総合的に考え、総合的に進めていくことが得策ではないかというふうに考えております。</p>  |
| 3番議員 | <p>駅前全て総合的に考えていただきたいと思います。</p> <p>議会初日に、町長2期目の出馬の中に、まだやり残した仕事があるということで、当然2期目の公約に駅前再整備及び駅前商店街を考えております</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>が、次の任期の中で、じっくり仕事をしていただきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。</p>  |
| 町長   | <p>先ほど私がお答えできる範囲があるというのはそのことをございまして、初日に、私は次の4年という発言をさせていただきました。そういった形の中で、私にあと4年仮に預けていただけるということになれば、当然それは考えていくというふうに思っております。しかし、これはルールの中で選挙というものがございますので、その後のこととご配慮願いたいと思います。</p>  |
| 3番議員 | <p>今の質問に関しては、3月黒澤町長が当選した暁には、またそういった形を進めていっていただきたいと思います。</p> <p>駅前商店街の皆さんも非常にその辺は期待されていると思います。本日も何人かの皆さんが見えていることをございすけれども、そういったことで、次にもしやるとすれば、4年間の間でしっかり進めていっていただきたいと思います。</p> <p>駅前商店街、アルル建物について、これは私の考えなんですけれども、専門家のコンサルタント会社を入れて計画、立案を考えるのも一つの判断かと思えます。コンサルタントを入れてもそれが100%ということにならないが、検討委員会の答申をいただいたので、今度は専門家の目線で調査してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか、答弁をお願いします。</p>   |
| 町長   | <p>まさにそのとおりだと思います。一考させていただきます。</p>  |
| 3番議員 | <p>ぜひこの辺のところは進めていただいて、調査費も少し余分にかさむかもしれませんけれども、長い目で見た将来を見据えていく中で、そういったコンサルタントを入れるとか、そういうことも必要ではないかなと思いますので、ぜひこの辺のところも検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今までいろいろ述べさせていただきましたが、駅前ショッピングセンターアルルは、駅前のシンボルとおっしゃいますが、中込駅前中央名店後に、カム21は、昭和、平成の駅前シンボルとして君臨してまいりましたが、佐久平の商業施設、141号バイパス道路の開通による買物客の減少により、現在は病院と公民館、駐車場に姿を変えてしまいました。規模は小さいですが、アルルも同じよう流れを歩んでおります。</p> <p>小海駅舎は小海線の中でも他に類を見ないすばらしい駅舎で、小海線の駅の中ではこれに勝る駅舎はないと思いますので、改修なりして残さなくて</p> |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | <p>はならない。これからの駅前整備、非常に難しいとは思いますが、今の現状に固執してはなかなか前には進まないこともあります。思い切った決断を奮わなければならないことも必要な状況もあるかもしれません。</p> <p>先ほども言いましたが、駅前は駅前、アルルはアルルという考えでなく、一つの動線として調査、計画をしっかりと立てて、これは私がふだん思っていることですが、今の駅前を見ますと、駅の前に駐車場がほとんどありません。アルルの駐車場はありますが、店舗の裏側になっております。これは今の時代にちょっとそぐわないと思います。観光客の皆様が見えても、どこに車を止めたらいいのか分からない。駅前商店街で食事をするにも駐車場を探してしまう。</p> <p>駅舎周辺を見ますと、診療所、ポップ、暮らしの保健室こうみ等、福祉施設関係がそろっています。今後の中で駅前福祉ゾーンというような考えもあっても私はいいいと思いますので、これからの中でいろいろ、町、議会、検討委員会等で議論をして、また、町民の意見を大いに聞きながら議論をして、みんなで知恵を出し合って駅前をどのように整備していくのか、計画立案をしっかりと立てていただきたいと思います。せっかくあるこの駅前ですので、大いに活用していったほうがいいと思いますので、計画を出していただきたいと思います。</p> <p>以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| <p>議 長</p>                        | <p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。</p> <p>少し早いですが、これより午後1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 11時46分)</p>   |
| <p><b><u>第2番 鷹野 文則 議員</u></b></p> |  |
| <p>議 長</p>                        | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>  |
| <p>2番議員</p>                       | <p>2番 鷹野文則です。通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>東京証券取引所では、外部から見ても健全性・透明性が分かるように定められたガバナンス・コードの提出が義務づけられております。これは、企業の社会的信頼や価値の指針として活用されております。役所の場合は、ガバナンスではなくガバメントとなるのかもしれませんが、本日、一般的</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>にガバナンスということをお願いします。企業とは違いますけれども、町長のガバナンスに対するお考え並びに現在取り組まれている施策についてお伺いします。</p>   |
| 町長   | <p>2番議員の御質問のガバナンスですが、用語の意味といたしまして、健全な自治体としての管理体制としての御質問をいただいていると思います。その点について、お答えをさせていただきます。そもそも東京証券取引所で上場企業を対象にコーポレートガバナンス・コード規定を策定した背景として、金融庁が設定したコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議において、会社が株主をはじめ、多くのステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明、公正、かつ迅速、果敢な意思決定を行う仕組みを意味するものとされており、また、私の立場からこの趣旨を読み解くと、株主は町民の皆様であり、多くの町民の声を聴く耳を傾け、透明、公正かつ迅速、果敢な意思決定を行うためにはどのような体制が好ましいかという内容と考えます。この点、私としては、公約にもうたいましたとおり、女性や若者等多くの方々の声を聴きながら政策決定に反映し、地域や性別、世代間格差をなくすため、公平な行政運営を心がけてまいりました。また、迅速、果敢な意思決定を実現するためにも、我々の努力が必要だと思っております。そのことを一番に行ってまいりましたが、例えば、憩うまち事業だとか、そのほかのことについても、職員の意見を多く取り入れ、今後の町の体制としましても、住民の声を第一とし、透明性と公平性をもって、迅速かつ果敢な意思決定が行えるために、職員の育成を中心に取り組んでいるところでございます。</p> |
| 2番議員 | <p>とはいえ、最近、町はガバナンスが効いた状態とは言いにくいような状況ではないかと思っておりますけれども、今後、ガバナンスの強化を図っていく計画はありますでしょうか。内部統制の在り方、マネジメント、コンプライアンスについてお伺いしたいと思います。</p>   |
| 町長   | <p>鷹野議員のまず言いたいことは先般の不祥事の件だと、私は思っております。大変申し訳ないということで、何度かおわびを申し上げたわけで、招集時にも、挨拶の中でおわびを申し上げました。再発防止に向けて、鋭意対策を講じております。今後、内部統制の在り方として、まずは業務の透明性をより一層図っていく所存でございます。現在、問題になっていた通帳につきましては、会計室の管理と支出の事務につきましても、会計係が行うよう改善いたしました。また、マネジメント、特にリスクマネジメントにつきましては、その予兆を把握し、事態が悪化する前に対応するとい</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>うことが最も重要で、そのために、職員にも常に言っておりますが、まずはどんな微細なことでも相談をしてくれと、上司と部下の連絡を密にしなければなりません。仕事の基本である報告、連絡、相談をしっかり行い、一人で抱え込むことなく、何か問題があれば、上司に相談するという体制と関係性を築くことを常々お願いしているところでございます。コンプライアンスにつきましては、これは職員の意識を向上させ、組織全体としての問題意識を共有することが最も大切であると感じております。そのため、今年度、コンプライアンスの研修も実施してきましたが、引き続き、研修等を通じて職員の法令遵守の教育を行っていくところでございます。</p>  |
| 2番議員 | <p>コンプライアンスについては、公務員の皆様、普通生じない単語なんですけれども、現在のところだと、コンプライアンスについてお聞きせざるを得ない状況ではないかと思えます。コンプライアンスについては、法令遵守ということだけではなくて、今、社会規範、それからモラルの厳守というところまで含まれたコンプライアンスというものが求められております。それで、コンプライアンスの中でハラスメント対策、これにはやはり教育、研修、プログラムというものが大切になってくるかと思うんですけれども、そういうものがあるのかないかを教えてください。</p>   |
| 町長   | <p>鷹野議員は前職について、大変そういうことにたけておられると私は思っておりますが、コンプライアンスにつきましては、先ほど答弁したとおりで、私はじめ行政も努力しているところでございますが、ハラスメントの対応につきまして、毎年、専門家を招き、職員研修を行っているところでございます。しかし、この問題は非常に難しい問題で、受ける者の感情、状態でハラスメントという問題に発展してしまうケースが多いのではないかとこのように感じております。最近では、職務命令で仕事の指示をしたにもかかわらず、その仕事が苦手だからという理由で、それを命令したことがパワハラだというふうに受け止められるケースも、耳にすることがあります。鷹野議員はこういったケースをどう思われるかは分かりませんが、私とすれば、今までどの職員もやってきたことをできないということに、大変違和感を覚えることであります。今、問題となっていることも、一方的な言い方を聞くのではなく、ぜひ真実を見極めていただきたいと思えます。最も大切なのは、事実確認ではないかというふうに思っております。</p> |
| 2番議員 | <p>今、町長おっしゃるとおりに、ハラスメントに関しては、受け手側の受け取りの感覚というふうに思います。それで、業務命令に対してのハラスメ</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ントかというのは、またちょっと違った意味合いが出てくるんで、そこら辺のところは、その場合、ときどきで検討しなきゃいけないと思うんですけども、そういうことが出てくるということは、やはり教育、研修、この辺のところはまだ足りないのではないかと。それを実施していくプログラムについて、もう少し検討しないと、何のための研修か分からなくなってしまふのではないかというふうに思います。昔、巨人の正力オーナーが「巨人軍選手は紳士たれ」と言いました。これ、コンプライアンスに関しては非常にすばらしい標語かなというふうに私は思っているんですけども、法令遵守に関しても紳士たれ、それから、ハラスメントにおいても紳士たれで事足りてしまいます。そういう中で、ある一面、指導者としての非常に強い指導力というものを感じる言葉だというふうに思います。ついては、町長も組織の長としてのカラー、これからどうしていくのかというカラーがありましたら、オレンジは嫌だというならば、黄色と黒で構いませんので、教えてください。</p>   |
| 町長   | <p>私、もともとオレンジには興味はございません。そして、正力松太郎氏というのは大変すばらしい方であり、読売の社主、あるいは日本テレビの長を務めた方と認識しております。その方が常に「巨人軍は紳士たれ」と言い続け、そして読売巨人軍は12球団の中でも、ひげを生やさなかったり、過度な長髪というような身だしなみから始まりまして、大変多くの規則があります。その点、黄色と黒のチームは、非常に関西の中でも枠が少ないというようなことで、大変ハラスメント等々心配される場所なんですけれども、町の考え方といたしまして、私はリーダーとして、今、鷹野議員がおっしゃられる引っ張っていくカラーがあればということでございますが、職務は黄色と黒は関係ございませんし、いろいろありますけれども、私は職員はアイデアマンであれということを訴えたいと思います。やはり行政を行っていく上に、それぞれの職員がそれぞれのアイデアを出し、そして町を発展させていく、この気概がなければ、この役場というところに勤めている価値が半減してしまいます。常にやる気を持って、そして、アイデアマンでいてほしいというのが私のカラーでございます。</p> |
| 2番議員 | <p>ありがとうございました。いずれガバナンスの効いた町政ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続いて、次の質問をさせていただきますけれども、今年も11月20日にスケートセンターがオープンしまして、子供たちが練習しております。スケートセンターについては、冷凍機の更新が計画され、今後の運営が大変厳し</p>   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>い状況が予想されます。については、スケートセンターの今後の運営について、お考えをお尋ねしたいと思います。</p>  |
| 町 長   | <p>お答えを申し上げます。南佐久南部の地域の小学生、中学生、そして高校生等々が、我が松原湖高原スケートセンターで練習を重ね、そして、オリンピックでも金メダルまで届くというようなところまでいっております。そして、スピードスケートというのは、私はこの寒冷地、あるいは小海の文化というふうに考えております。教育の中心であるのではないかというふうに思います。寒い中、大変な思いをし、自分の努力の中でタイムを縮め、そして技術の習得に当たっているということでございます。私は、このスケート場、続けていくという強い意志がでございます。そして、その中で、こここのところ言われております冷凍機の更新でございますが、大変お金のたくさんかかるところでございまして、更新の費用や維持管理について、様々なものの中から比較検討をしているところでございます。より低コスト、より効率のよい更新計画を作成し、できる限り経費のかからないよう冷凍機を更新し、運営費についても経費節減に努め、スケート場の維持をしていきたいというふうに考えております。</p>   |
| 2 番議員 | <p>ただいま、続けていくというお答えいただいたわけなんですけれども、私としても、スケート文化という言葉の中の恩恵を受けた一人でもあるかなというふうに思いますんで、ありがたい言葉なんですけれども、ただ文化だけで経営していくには大変厳しい状況になっているのではないかというふうに思います。先般、国営化まで視野に入れているようなお話を伺いましたけれども、これは大変道のりが遠いかなというふうに感じております。と申しますのは、皆さん御存じのように、長野市のオリンピック施設でありますエムウェーブ、これは民間であります。また、直近で建設された青森県のYSアリーナ、これが八戸市営であります。ということで、なかなか国営というところに行くまでには、大変道のりが遠いような気がいたしますけれども、ただ、今後、やはり文化だけで運営していくのは大変厳しい状況なので、やはりまずは希薄になりつつある町民の皆様のスケート文化に対する理解を深めることが、施設存続の道と考えます。まずは、やはり競技振興を図って競技人口の増加に努めることと、やはり県レベルの大会、県中学校スケート大会ですとか、県高校スケート大会、この辺のところが開催できるようなスケートリンクというところへもっていかなければ、まずはいけないのではないのでしょうか。これはスケートリンクが駄目というわけではなく、周りの環境、宿泊施設とか、そういう環境が整</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>っていないための今の実情じゃないかと思うんですけども、松原湖周辺の宿泊施設はじめ、リエックスですとか、あとは開発公社の貸別荘を利用する等の考え方の下に、全体的に考えたスケート大会のできる環境施設というものを考えたほうが良いような気がいたします。それから、やはり経費節減だけでは大変厳しいところに来ているので、ランニングコストの軽減を図るような施策を考えていったらいかがでしょうか。</p>   |
| 町長   | <p>大変貴重な御意見ありがとうございます。とはいえ、スケート人口の底辺拡大を目指して、小学校低学年の児童や保育園児を対象に親子スケート教室を毎年3回実施し、延べ70人ほどの親子に参加していただいております。今シーズンは通常の大会、先般行われました町長杯、センター杯、小・中学校それぞれの部の松原湖スケート大会に加えて、オール信州選手権大会、県スプリントスケート大会及び全国国公立大学対抗スケート競技会の開催が予定されております。施設についてだけではありませんが、県レベルの競技は開催ができる状態となっております。それから、一番最初に申された国営ということでございますけれども、先般の衆議院選挙のときに、井出庸生議員、自民党に要望はないかということで、私は松原湖スケート場の国営化を望みました。それは遠い道ではあるかと思いますが、まずは発信しなければ、これは始まらないことでもありますし、井出庸生議員はあのスケート場で、氷上トライアスロンのアンカーとして何回か出場しております。そういったことも含めた中で、これはできるできないはともかく、私は長としての主張として、遠い近いは別、主張をまずしなければ、これは物事が始まらないという意味で発言させていただきました。必ずや来る日を待ち望むところではございますけれども、やはり今、鷹野議員のおっしゃったとおり、道は相当遠いものだと思いますけれども、それには、我々がどういう施策があるかというものを提案していくことも大切だと思いますので、いろいろなことを含めた中で、要望の方は進めていきたいというふうに考えております。</p> |
| 2番議員 | <p>よく分かりました。先ほど言いましたように、経費節減だけでは、なかなか町民の皆様の理解を得るのは厳しくなっているんじゃないかなというふうに思います。そこで、また1つ提案させていただきたいなと思うんですけども、横のわみのやちでソーラー発電して、スケートセンターの電力を幾らかでも賄うように考えたらいかがでしょうか。先ほど来、町長言いますように、一番近いところでは、やはりあのリンクから育った川上村の大林君がワールドカップで優勝しておりますし、今後、さらにいろんな</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>選手が出てくるというふうに思いますので、国のほうへ働きかけ、一生懸命、夢の実現を働きかけていただきたいと思います。では、よろしく願いします。</p> <p>続きまして、もう一点お願いします。先般、長野市において、石碑が倒れ、けが人が出るという事故が起きました。ついては、小海町においての公園の石碑とか、遊具の管理についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いします。</p>   |
| 教育長  | <p>お疲れさまです。それでは初めに、私のほうから、長野市の事故によりまして、町ではどうなっているか、学校現場の話をさせていただきます。小学校も正門入ったところの右側にそういったものがあります。これについては、既に修繕済みということで、かなり前といいますか、これがあって直したということではなく、それ以前のこととして修理が済んでいるところでございます。これを受けて、中学のほうではどうだったかということになりますと、中学校のバックネット裏に野球部が北信越大会へ出場した記念というもので立っているものがありましたけれども、ぐらつきが見られたため、至急直すよう命じたところでございます。公園等については、担当課長のほうからお答えをいたします。</p> |
| 総務課長 | <p>お疲れさまでございます。公園の遊具の管理ということでございますけれども、基本的には各区の公民館等に設置されているものにつきましては、区のほうにお願いをしております。それから、例えば栄町公園ですとか、町のなかよし公園ですか、それにつきましては、町のほうで管理をさせていただいております。以上です。</p>  |
| 2番議員 | <p>分かりました。それで、遊具等に関しては、更新基準というものがあるんでしょうか。だんだんに換えていく計画があるならば教えてください。</p>  |
| 総務課長 | <p>それにつきましては、平成27年に、国土交通省から公園施設の安全点検に係る指針というものが示されておまして、この指針に従って、日本公園施設業協会が定めている遊具の安全に関する基準に基づいて安全点検をし、基準に合わなくなった遊具については、撤去もしくは使用禁止等の措置をお願いしております。以上です。</p>   |
| 2番議員 | <p>今後、新しくしていくという計画はあるんですか。</p>  |
| 総務課長 | <p>すみません、説明不足で。遊具の更新につきましては、基本的には区で管理していただいているものについては、区のほうにお任せをしております。例えば、集落支援金等を使っていただいて、整備をしていただくという方針でやっております。以上です。</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 2番議員                | 分かりました。もう一点、旧松原保育所の遊具なのですが、あれは公園とみなすのか、廃止後の施設とみなすのか、どちらなのでしょう。  |
| 総務課長                | 松原保育園の遊具を設置した経過はちょっとはっきりとはしませんけれども、松原保育園設置の頃からのものだと思います。保育園閉園後は特段の管理はしておりませんが、29年度に遊具の一斉点検を町内で行いました。その際に、山型はしごと滑り台2基については、現在の基準からすると、使用不可という判定が出されました。したがって、ちょっと今まで手つかずでいて大変申し訳なかったんですが、このご質問を機に、撤去する方向で進めていきたいというふうに思いまして、現在、区の方と協議をさせていただいております。以上です。                   |
| 2番議員                | ありがとうございました。そういうことでしたら、できるだけ早い時期の撤去をよろしくお願いします。あそこ、松原分校の跡地なもので、八那池、松原、稲子関わっている共有地なもので、そこら辺と協議お願いいたします。以上で質問を終わります。  |
| 議長                  | 以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。   |
| <b>第9番 小池 捨吉 議員</b> |   |
| 議長                  | 次に、第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。  |
| 9番議員                | 9番 小池捨吉です。通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。町長も任期4年、残すところ数ヶ月となりました。1期目の集大成として今回の議会が、最後の山場だと思います。3月議会もありますが、心置きがない議会に努めていただきたい。<br>住宅火災防止についてということで、個人住宅及び町営住宅の設置状況について再度であります。調査、検討をした結果を教えてください。特に、町営住宅の火災報知器設置状況について確認をするということでありましたが、確認の結果、何%設置しておりましたか、教えてくださいと思います。 |
| 町民課長                | お疲れさまでございます。令和3年の第1回の定例会におきまして、今申されたような御質問をいただいております。当時は町営住宅の設置状況が明らかでない、早急に調査をしますというようなお答えをさせていただいているかと思っております。そういう中におきまして、町営住宅の設置の状況につきましては、未設置の住宅が4戸ほどございます。そういう中において、今年度、設置をさせていただいたということでもあります。現時点におきまし  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ては、全世帯について火災報知器の設置はされているということをお願いしたいと思います。</p>   |
| 9番議員 | <p>いずれにしろ、ある程度、設置はされているということで、100%は設置されていないというような回答であります。それで、今年3月の一般質問の際、回答で、平成21年に70歳以上の482世帯の高齢者に対して、住宅用火災報知器を設置したとのことでした。また、今年3月の回答で、住宅用火災報知器の助成金制度、助成制度をつくるということでしたが、これはどのようなになっているのでしょうか。</p>  |
| 町民課長 | <p>佐久広域連合の火災予防条例におきまして、21年に設置が義務づけられたという経過がございます。そういう中で、先ほど申された内容で、当時、設置した経過もございます。そして、11月7日に、全町において防災訓練を実施しました。その総括としまして、意見や要望、そして反省事項が挙げられております。その中に、町で設置した火災警報器、点検はどうすればいいかというような趣旨の反省事項もあります。平成21年に配布、設置して以来、12年が経過し、機器の劣化や電池切れ、正常に作動しない心配もあります。何らかの対応が必要だと考えております。住宅火災の被害を最小限にとどめる、そして地域の安心・安全を保つためにも、消防団と調整しながら、継続して検討をさせていただきたいと考えております。</p> |
| 9番議員 | <p>今、町民課長のほうから、平成21年に設置して12年という話がありました。いずれにしろ、70歳以上の高齢者世帯に配布した消火器を12年たっておるということと、それも電池も大体10年ぐらいが寿命ということでもありますもので、電池交換についても、これは町営住宅をはじめ、ほかのほうもみんなそうなんですけれども、できれば助成金制度をつかって、町が、住民が安心していただけるようにしていただきたいということで、令和4年度に予算化されることを期待しますが、町長として、この辺はいかがでしょうか。</p>  |
| 町長   | <p>町民の安全・安心は、行政の基本中の基本だと思います。前向きな方向で考えさせていただきます。</p>  |
| 9番議員 | <p>今、町長もご案内しましたとおりであります。いずれにしても、今年3月の質問した回答の中で、火災報知器の助成金制度は、南佐久郡内ではどこの町村でもないということでした。いずれにしろ、他町村に先駆けて住宅用火災報知器の助成金制度、これをしっかり確立していただきたいと思っております。町民課長もいろいろ話をしますが、町として考えてはと思っております。この制度の確立というのはいかがのでしょうか。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 町民課長 | 先ほど町長からお答えをさせていただきましたとおり、地域の安心・安全という面からも、前向きに検討させていただくという事でお願いしたいと思えます。  |
| 9番議員 | 最近、新聞紙上でも、県内外の火災情報とか火災報道では、亡くなったり、けがをしたりする人が大勢います。被害を受けるのは、大半は高齢者と子供です。火災を起こさないことが第一であります。町内で、全家庭で、昼夜を問わず火災が起きたときに、早期に検知できる火災報知器で安心してまちづくりをしていただきたいと。それから、今年、町で一斉に防災訓練を行いました。町民の意識も高まりました。今回の訓練は、集落ごとに消火栓で訓練するとか、消火器を使つての訓練、または災害時を想定して、高齢者の誘導體制の確認等もあつたでしょう。火災時の初期消火には絶大なる力を発揮する消火器ではあるわけですが、どの家庭でも、玄関とか裏口とかに、そういう出入りするところに消火器が設置してあると思えますが、この魔法の消火器購入に助成金を出すことはできないかということですが、この辺はいかがでしょうか。 |
| 町民課長 | 先ほどの11月7日の防災訓練、それぞれの区長さんをはじめ区民の皆様、町民の皆様、全員にお力をいただきながら、防災、火災への備え、そういうものについて、どこかしかで認識、意識を高めることができたのではないかと、非常にやってよかったと、こんなことを思つております。そして、その結果については、12月の区長会で区長さん方に報告をしまして、内容は消防団と共同で検討をしてまいりたい、対応してまいりたいと考えております。そして、消火器の購入の助成金、これも制度化したらどうかという御提案でございます。日常生活の安全、そして初期消火体制の充実を図ることは、消火器が大変有力なものだと認識をしております。いずれにしても、火災報知器、そういうものとセットで全体的な構想をつくつた中で進めてまいりたいと、こんなことを考えております。                        |
| 9番議員 | 今、町民課長から前向きの答弁をいただきました。いずれにしろ、町民の命と財産を守る観点から、ぜひ住宅用火災報知器及び消火器の、配布してもらえば一番いいわけですが、配布ができなければ、助成を出すことを強く要望しておきますので、よろしく願ひします。<br>次に、通学路の安全確保についてお伺ひいたします。これは、今年6月、千葉県での児童の交通被害を踏まえて、8月に市町村に安全確保のための点検実施の依頼を受けて調査したと思ひます。通学路ですから、保育園から高校生までが対象範囲ということで、この辺は範囲が大きくなつたという   |

|        |  |
|--------|--|
|        | ことだと思いますが、理解してよろしいでしょうか。   |
| 教育長    | お答えをいたします。議員さんおっしゃられるとおり、千葉県の八街市での飲酒事故により児童が亡くなったということを受けまして、国のほうから、通学路の一斉点検をせよということでございました。小海町の場合、基本、スクールバスということですので、バスに乗っての行程については特に点検の経路には入らないわけですが、バス停まで行く、またはスクールバスによる登校をしていない児童さんも、馬流、土村、それから釜掛とか、おいでになるわけですが、そういったところが対象として上がったわけです。小学校のほうでは、7月にPTAを介して行いました通学路の危険箇所アンケートというものを基に点検を行いました。誰ぞで行ったかということにつきましては、佐久警察署、佐久建設事務所、町の産業建設課、教育委員会、そして小海小学校の5者というもので、9月22日に合同で点検を行ったところです。その結果、信毎の報道にもありましたように、小海町では10か所が特に危険という判断の下、新聞報道されたわけでございます。その具体的な対策等については、まだでしたね。10か所上がったというそういう経過がございます。よろしく申し上げます。 |
| 9番議員   | 今、教育長のほうから、小海としては10か所あったということで、調査も建設事務所から警察、それから教育委員会と保護者ということでもありますね。調査、行政だけでなく保護者も立ち会ったということでもありますので、よかったですと思います。私は、危険箇所があまりちょっと、今、教育長言いましたとおり、10か所ということで、安心かつ心配するような感覚でした。この10か所の中で、ソフト面とハード面の対策があろうかと思いますが、これ、どちらが多くて、国とか県を含めて、めったにない機会ですので、思い切った対策を考えたらと思います。その辺はいかがだったでしょうか。ソフト面、ハード面の対策、10か所あるうち、どのようなところか教えていただきたいと思います。   |
| 産業建設課長 | お疲れさまです。10か所の内訳でございますが、その中で町道関係が3か所あります。町道の松原海尻線についてですが、周囲が住宅地である、松原集落内です、拡幅や歩道設置、それについては、現状では不可能だという判断をしてまいりました。次に、町道土村八那池線の芦谷公民館付近ということなんですけれども、これは東側の芦谷集落から本通りに出てくる停止線のことです、そのラインがちょっと見えにくいということで、業者さんに依頼いたしました。そして、もう一つ、土村八那池線のJA小海営農センター前、こちらについては、下校時、バスから降りて、   |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>そのバス停から芦谷の町営団地方面に渡って帰る、そういった子供さん方についての横断歩道がないので、あったらなというようなアンケートだったんですけれども、それについて、横断歩道の設置を佐久警察署から、後日、交通量なり現地の様子を再度点検していただいたんですけれども、設置できないというような回答をいただきました。町のほうでは、車道の白線の引き直しとこれに併せた、水路が道路沿いにあるわけですけれども、道路と水路の間の安全柵の設置を実施する予定で、それで実際にもう既に終了しております。あとの7か所についてですが、これは国道と県道でございます。県道の松原湖高原線では松原の集落内、それから湖水入口、八那池上村バス停付近の3か所。そして、141号線ですけれども、国道の、松原湖駅北口付近ということで、黒澤組さんの住宅のある付近、そして鎰掛洞門、それから直売所前の交差点、本間上のバス停の4か所です。建設事務所から、その場でどうするといった回答はなかったわけですが、今後の検討になるかと思われま。また、国道141号線の松原湖駅北口付近の横断歩道の要望があったんですけれども、これにつきましては、やはり後日、佐久警察署から、横断歩道の設置をすることでより危険になる、そういう判断により、設置は不可能という回答をいただきました。あと、141号線の鎰掛洞門については、洞門の中が暗いという御指摘だったんですけれども、洞門内の歩道にかかる樹木が原因ということで、その伐採は既に県のほうで終了しております。以上でございます。</p> |
| <p><b>9番議員</b></p> | <p>いろいろ細かいところを聞かせてもらって、ありがとうございました。いずれにしろ、横断歩道とか、それが無理ということも出てきているということですが、できれば場所によっては押しボタン式の信号機ぐらいは設置できないかということ、いずれにしろ、これも国から指示というか、そういう指示があって、この際ということがありますもので、その辺も踏まえた中でやっていきたいと、やってもらいたいということでもあります。いずれにしろ、先ほども課長のほうから話ありましたけれども、かなりのところは、もう手をつけてもらったということではありますが、再度、例えば警察のほうで無理だと言っても、この辺は町としてこうしたいということで強い要望を出していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。いずれにしろ、対策として絵に描いた餅にならぬようにしていただければいけないということでもあります。対策をした後の検証も必要ではないかと思えます。町としては、基本的に、先ほど言いました保育園から中学まではバス通学で、危険な箇所は少ないという、教育長などの話もありました</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>けれども、私が見ているときに、今、鎔掛の話も出ましたけれども、鎔掛の上のほうから子供が歩いてくるのを時々見ております。恐らく2キロ以上は歩いてきて、それで洞門のところを通過しまして、橋を渡って、学校へ行くというようなことでありますもので、あらゆることを想定した中で対策をお願いしたいと思えます。町もいろんな施策とか要望を行うわけですが、住民の命と財産を守ることを先行していただきたいと思えますので、この辺は強く要望しておきますもので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、ひきこもりについて、お伺ひしたいと思えます。ひきこもりについて、個人情報絡むので大変難しいかと思えます。ひきこもりの定義ということで、私もいろいろちょっと見ましたら、定義の文献によりますと、ひきこもりにはいろんなパターンがありまして、定義としては、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続ける状態のことだそうです。それで、ひきこもりのタイプも種類が多いということで、私もこんなに多いと思わなかったですけども、まず、通常言われているのは、適応障害、それから知的障害等ということで、この辺はよく聞く話ですが、あとは切迫性障害とか、精神的にいろいろあるとかということで、要するに10種類あるということで、10種類に分類されるそうです。一昨年の調査で、全国で15歳から39歳までは、全国で54万1,000人いると、それから40歳から64歳ぐらいまでは61万3,000人のひきこもりの人がいるというふうに報道されています。全国で両方合わせると、111万4,000人ぐらいはいるということであります。県内で、昨年の調査で2,290人とのことです。その中で、40歳以上の人は6割とのことです。小海町としまして、ひきこもり状態の人は、トータルで大まかに言って、該当と思われる人は何名ぐらいいるか、その辺は分かたら、概算で、結構でありますがお願ひします。</p> |
| <p><b>町民課長</b></p> | <p>先ほど議員さんから、ひきこもりの定義、そして全国の状況、また県の状況を御説明をいただきました。ありがとうございます。そういう中で、小海町の年代別のひきこもりの方の状況であります。ひきこもりの方、当事者は様々な経過の中で、深く傷ついたり、自己肯定ができずにいらっしやると、こんなことを感じております。そして、一番は家族で解決すべきだとそう思うことが多く、なかなか相談窓口にお越しになること自体が難しい。そういうことでありますから、具体的な調査は難しいものであります。実際の相談内容などによりまして、その対応をまとめることにより、現状、実態の把握に努めるということになろうかと思えますが、町内にひきこも</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>りという方はいらっしゃると思います。しかし、具体的に何人と言われても、この場ではお答えができませんので、勘弁をしていただきたいということでございます。以上です。</p>  |
| <p>9番議員</p> | <p>今、町民課長がおっしゃることはもつともだと思います。いずれにしろ、なかなかひきこもりというのは、家族も本人も相談ということがなかなか難しいし、そうかといって、周囲の人がこうだああだと言うことも、また非常に難しいような状態であろうかと思いますが、その辺も踏まえた中で、今後は考えていかなくちゃいけないと思います。そこで、ひきこもりの者に対する支援体制ですが、年代により支援方法は異なると思いますが、例えば20代以下でしたら、生活支援と教育支援と思われれます。60歳以下では、福祉の支援と労働、要するに就労支援が必要になるのではないかと思います。親も高齢化し、80代の親が50代の子を見て、困窮に陥るといったパターンが多いということで、それは80・50問題が顕在化するということで、私も80・50って何だと思ったら、そういうことだそうですので、実際こういうふうに見てみますと、今、高齢化社会で非常にそういう方も出てきているのではないかと思います。どの世代でも、国とか県、市町村、あと地域の住民が支えていかなければいけないと思う。よって、いかに就労に就いてもらうかということが問題です。町として、ひきこもりの者に対する福祉支援から就労支援までということではありますが、福祉のほうはある程度、ちょっとしたところでやっていると思いますけれども、就労支援とかその辺はどんなように考えているのでしょうか。</p> |
| <p>町民課長</p> | <p>町の全体的な支援体制ということでございます。相談につながりにくい、先ほど申し上げさせていただきましたが、そのような壁を越えるためには、民生児童委員といった地域福祉、そして医療、教育、地域、企業などが連携をしまして、保健事業の展開の中で個別に相談支援を行っておるところでございます。親の介護、そのようなことをきっかけに、家族や御本人との関わりを持つことも重要だと感じております。先ほど就労体制の支援というようなお言葉もありましたが、就労ありきではなく、抱える悩みや問題に向き合いながら、安定した生活が送れるよう、息長く寄り添いながら課題の一つ一つを解決していくための取組を進めております。地域の皆さんの温かいサポートを受けられている方もいらっしゃいますが、どんな状態にある方であっても、居心地のいい地域でなければならない、このようなことを思っているわけでありまして。一例ではございますが、このような活動を通じまして、就労に至った、就労につながったそんな方もいら</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | っしやいますので、併せて御報告をさせていただきます。以上です。   |
| 9番議員 | 今、町民課長からのある程度話をお聞きして、安心したところもあります。私として、また町として、国民健康保険とか介護保険とかを考えた場合、どうしてもあまりひきこもりになっては困るということで、それが重症にならないうちにフォローする体制を確立して、いかにして就労していただけるかということです。各集落にいる民生委員からの情報を得て、町の保健師がサポートする、こういうシステムが必要ではないかと考えます。ひきこもりに対しまして、専門知識を持った人は町にはいないと思いますが、行政として、ひきこもりの者をサポートできる人材を養成することはできませんかということです。この辺はどんなようでしょうか。 |
| 町民課長 | 行政として、ひきこもりの方のサポートを専門的にできる方という御発言だと受け止めました。支援員の育成は当町では行っておりません。ですが、個別の相談体制は整っております。先ほど申されましたように、孤立してしまわないように、つなぎ、寄り添い、先ほどの発言にありました民生児童委員の皆さんの家庭への訪問、そしてその情報の提供、そういうものによるつなぎ、寄り添い、このようなことを大切にしながら、地道に取り組を進めてまいるといふ考えでおります。以上でございます。  |
| 9番議員 | どうもありがとうございます。いずれにしろ、サポートというか、これはこの仕事にもし従事される職員は、精神保健関係に精通して、長く従事してもらうのが一番望ましいわけですけれども、保健師採用時に、ひきこもり支援従事者養成研修を受講された人とか、現在、保健師の方にひきこもり支援従事者の養成研修を受けてもらうことが望ましいわけです。この辺、もし採用時点でこのようなことはできるかどうか、お願いします。  |
| 町民課長 | 職員の採用についてということになりますと、ある程度、広い範囲で職務を遂行するということでもありますから、専門的な知識がある方、保健師さん、そういう方は、広い範囲においていろいろな面を習得をされていると思っております。そういう部分で対応していくということでもあります。そういう中で、心の相談室、そういうものの活用を十分しまして、先ほど申し上げさせていただきましたが、居心地のいい地域づくりに努めていくということで、御理解をお願いしたいと思います。以上です。   |
| 9番議員 | 今、町民課長も話したとおりでありますけれども、将来を予測しますと、人口も減るとともに、恐らくひきこもりも減っていくと思います。支援員についても考えておく必要もあろうかと思えます。町長におきまして、これは町長にお願いになりますが、町独自で困難ということであろうかと思  |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
|                                       | <p>いますが、南部5か町村で、ひきこもりの支援員の養成とか雇用することを話題にさせていただきたいものですが、この辺は5か町村の中で話ができると思いますが、いかがでしょうか、町長。</p>   |
| 町長                                    | <p>ひきこもりについては、私に直接言ってくる方もおりました。なぜにそういうことが起こったのかという部分につきましては、ちょっと把握できませんけれども、保健師あるいは民生児童委員の皆様にもまず相談をしてくれということをお願い申し上げました。そういった中で、そこでもクリアできないということになれば、これは今、小池議員のおっしゃった部分になるかと思いますが、状況を私のほうから、またよく首長の皆さんに聞いてみまして、そういったことが可能であれば、また考えてみたいというふうに思います。</p>                          |
| 9番議員                                  | <p>いずれにしても、この問題については非常に、何ていうか話題にするのもなかなか難しいというか、よって対策も非常に難しいと思います。そんなことで、こういう方が居心地のよい町ということで住んでもらえば一番ありがたいわけですが、財政のこともあるし、いろいろしますもので、その辺も考慮した中で、町も考えていただきたいというふうに思います。以上で、いろいろ、ちょっと発言しづらいところがありましたが、私の質問を終わらせていただきます。</p>  |
| 議長                                    | <p>以上で第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。<br/>これより2時20分まで暫時休憩といたします。<br/><span style="float: right;">(ときに 2時10分)</span></p>   |
| <p><b><u>第 1 1 番 篠原 伸男 議員</u></b></p> |  |
| 議長                                    | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。<br/>次に、第11番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>  |
| 11番議員                                 | <p>11番 篠原伸男です。通告による一般質問に入らせていただく前に、私が事前通告いたしました質問の中で、3番目の憩うまちこうみ事業について、②のところで「この事業と歳計予算主義について」ということを書いて提出しましたが、これは「歳計予算主義」ではなく、「総計予算主義」ということでお認めのほどをお願い申し上げます。<br/>11月30日の信濃毎日新聞によれば、関係者の取材で、黒澤町長が来年3月25日任期満了に伴う町長選に出馬の意向であると報じられ、今のところ、ほかに目立った動きはないと伝えていました。そして、12月の定例会の冒</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>頭、黒澤町長が町長選への立候補を表明したと、12月2日の信濃毎日新聞は伝え、町長選をめぐるのは、ほかに候補擁立を探る動きがあると報じました。この狭い小海町で、町長選をめぐる動きが僅か2日で変化しそうでありまして、多くの町民の皆さんの町政への関心が高まってきているのではないかと考えるものでございます。</p> <p>それでは、通告に従いまして一般質問を行います。この4年間、町政に寝食を惜しんで尽力されてきました黒澤町長に、町長が重点を置いて執行されてきました3つの事業についてお尋ねいたします。まず初めに、チャレンジ支援金事業について質問いたします。この事業の対象者は、町長が交付対象者として適当であると認める者と要綱で規定しておりますが、どのようなお考えの下で適当と認めるのか、お尋ねいたします。</p>   |
| 町長    | <p>先般の御質問にあったとおり、町で職の継承、あるいはこの事業につきましてチャレンジ性のあるもの、そして様々な面におきまして要綱を満たしているというものであります。私はこれを出したときに、とにかくチャレンジしていただきたいということが一番基の考えとして出したわけですが、そういったことでも出させていただきました。これにつきましても、議会のあるごとにいろいろな話が出ておりますけれども、それはやはり、この町が何かチャレンジしているあかしではないかというふうに、私は思っております。</p>  |
| 11番議員 | <p>要綱のタイトルがチャレンジということでありまして、町長自身もチャレンジということが一番主に置くということでありまして、この要綱を読みましても、住民票云々というようなことは書かれておらず、要綱の目的の一番大きなところは、町民参加型町政の実現を図るために、この支援金事業をやるというようなことでもありますので、あまり住民票とかそういうことにこだわらなくてもよろしいのではないかなと、私は思っておりましたところでありまして。そして、現に昨年度、令和2年度には一般社団法人ふれジョブ長野支部、これが旧農協の跡、入りまして、この事業の対象になっておるわけでありまして、この支部の主たる住所は小諸市柏木でございます。ですから、多分、町長がおっしゃったように、チャレンジというところに主眼を置いて、町長は認めるものではないかなと思うところがございます。それで、昨今、小海町の中に、にぎわしているという言葉が適切かどうか分かりませんが、八那池の方が申請したときには、小海町の住所ということが問題になったようでございますけれども、私もチャレンジ支援金事業の申請書を見させていただきましたら、小池さんは、住所</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>はちゃんと豊里何番地と書いてあり、そして、その隣に括弧書きで活動拠点と記してありました。したがって、交付第2条のところでは、町内に事務所及び活動場所を有する者と書いてあるわけですから、言った言わないの問題はともかくとして、町に住民票があるないにかかわらず、チャレンジとか、あるいは大局的な観点に立って、町の町民の福祉向上に、私はどれが一番役立つかというような基準判定で、このチャレンジ支援金事業というものは進めていくべきだということのように思うところでございます。</p> <p>次に、今年度の申請というのは、私が当初頂いた資料では10件ほどでしたけれども、今日の議会の一般質問の資料を見ると、11件が採択されて、1件は不採択となっておりますが、その採択基準をお尋ねいたします。何故1件が不採択となったのでしょうか。</p> |
| 総務課長  | <p>不採択になったものにつきましては、課長会議の中で、みんなで議論をしまして、申請内容の中に、小学生というような、子供たちに対してやりますというような内容もございました。しかし、教育委員会のほうから、そういったものについては一切相談を受けておらず、要するに申請の内容が真実なのかどうなのか、その辺が判断できないということもございまして、取りあえず不採択ということにいたしました。それで、そのときに、多分、条件をつけて、その辺がクリアになればというような話で、担当のほうからは話をさせてもらっていると思います。以上です。</p>  |
| 11番議員 | <p>教育委員会というのは、学校教育、義務教育の中での主管をしているものではないかなと思います。そして、この申請された方、木との触れ合い事業ということで、木を愛でる会というんですか、の方の分野になってくると、これはどちらかという、学校教育、義務教育というより社会教育の分野になってくるのではないかなと、私は思っております。そういった中で、この方の目標としては、森林を大切にす気持ちるを育むため、伐採した木を記念品に加工する木工旋盤機の購入ということで申請したようでございますが、今年度申請した中では、この方1件だけが不採択となっております。よくよくチャレンジ支援金事業というのを見ますと、昨年度、令和2年度に申請した方が不採択となった事業が今年度は採択というようになっておりますが、それはなぜでしょうか。</p>          |
| 総務課長  | <p>すみません、具体的にどの事業でしょうか。どれですかね。</p>  |
| 11番議員 | <p>去年の不採択になったの、例えばフォークリフト。</p>  |
| 総務課長  | <p>去年、不採択にはなっていません。</p>   |
| 11番議員 | <p>だって、今年が初めてじゃないの、1年目で。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 総務課長  | 今年1年目ですけれども、不採択ではなくて、見直しを求めたということです。   |
| 11番議員 | 見直しした内容をお願いします。  |
| 総務課長  | <p>この方、有機農業のグループでございまして、共同で堆肥購入等をする事によって、堆肥の単価が安くなったり、効率が上がったり、経営改善にもいくと。小海町も有機農業をやっている方何人かおりますけれども、やはり先ほどもほかの議員さんのほうから有機農業というような話もございましたけれども、やはり有機農業というのは、ある程度、町としても責任を持って推進していくべきだなというふうに思います。それで、ここにも書いてありますとおり、フォークリスト導入によって効率的な運搬をし、作業者の負担軽減、効率化を見込むというふうにございますけれども、これについて、当初はフォークリストの購入と、購入に対して50万補助いただきたいということだったですけれども、チャレンジ支援金の審議会の中で、こういったハードのものに対して、資産形成を伴うようなものについてはちょっと望ましくないんじゃないかと。リースであればリース料は認めてもいいという話になりまして、3年間に限って、リース料金について再申請をしてもらって認めたものでございます。ちなみに、この方、若い皆さんを4人ほど従業員として使っております、その皆さん、外からIターンをしてきた皆さんもいるというようなことで、そういう部分では、町の雇用拡大ですとか、新規就農者の増加には寄与しているものと思われまます。以上です。</p> |
| 11番議員 | <p>そうすると、有機農業というのは、今年から始めたわけですか。去年もやっていたわけですね。それで、今年と去年で一番違ったというのは、一つには購入からリースに変わったということが、大きな点というように解釈してよろしいわけですか。要綱の第3条に、既に地域等に定着した事業等は対象外というようなことで書いてありますけれども、就労の機会を確保するという大きな観点から見て、多分採用されたんではないかなというように、私は解釈するんですけれども。自己資産になるので採択はしないといいますが、今年度採択された中にも、例えばワインブドウのところで試験栽培のための資材の購入、これは多分、何ていうか支え棒とかそういうものだと思うんですけれども、この人も今、町の委託を受けて一生懸命頑張っている中、来年以降というか、今年以降は、今度はこれ、自分でやらなきゃならないから、こういうものを申請して認められたかなと思いますけれども、こういうのも広いやはり意味でいけば、資産の形成になっ</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>てくるのではないかなと私は思うところであります。それで、今回申請しました木と触れ合い事業というのは森林を大切にし、伐採した木で自分だけの手作りの鉛筆などを作って、小海町での学校生活での思い出づくりにも役立つ、だから木工旋盤機を購入という形で申請した申請書を見ますと。実際に幾つかのいろいろな個性豊かな鉛筆等を作ってやっていきたいというようなことで申請されたわけですね。フォークリストは昨年は購入だから駄目だったと、今年はリースにしたからというんでしたら、そういう昨年の例があるんだったら、なぜ木工旋盤購入の人に対しても、修正して出させることはできないんですか。1年待てということになって、この人の言い分もあれですけども、せっかく今、森林事業というものに対して、町でもかなり力を入れてやっている、それで、またその伐採をしたものをまた子供たちが一人一人自分のものをこしらえていくというようなものは、小海町におけるいい思い出づくりにもなるのではないかなと思いますけれども、幾日までということじゃなくて、申請期間も長くなっているわけですから、これはそういった意味でもうちょっと広く捉えて、リースなら、これは町では採択してやれますよというような配慮は考えられなかったわけでしょうか。</p> |
| <p><b>総務課長</b></p>  | <p>審議会の中で決めたことですので、私一人で決めたわけではございませんで、全員の一致した意見で、取りあえず不採択にしたというものでございます。</p>  |
| <p><b>11番議員</b></p> | <p>全会一致、議会でも全会一致じゃなきゃ、ものは先に進みませんけれども、いいですけども、先ほど町長も申しておりましたけれども、要綱の趣旨、チャレンジ、これがどうかということは、今、そこに並んでいる管理職の皆さん、誰一人そういうことは考えないわけですか。要らなくなった伐採した木を使って、それで子供の思い出の自分のマイペンシル作っていったりしたりすることもまた一つの、私は楽しい小海町というものを子供たちに与えて、将来的には、やっぱりまた小海にも帰ってこようかなというような誘発動機にも、私はなるのではないかなと思います。昨年申請したところが、購入だから駄目だった、今年はリースならいいというようなことをお伝えして、そしてその人は採択されたんだったら、こういう機会、同じみんな50万ですから、購入は不採択だが、リースなら採択と教えてやればいいのではないですか。それから総務課長、学校教育と言いましたけれども、これはまた学校教育とは離れた中での教育の一環であると思えます。その辺のところは、もうちょっと思いやりのある採択してもいいん</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>じゃないですかね。時間に限りがありますから、一人一人の管理職の皆さん、この審査会に出た方に意見を聞くわけにはいきませんが、せっかくチャレンジということで出てきているんですから、私はそのぐらい幅を持ってやるべきだということが、この事業がもっと町民に受け入れられていくものではないかなというふうに思うところでございます。そういった意味で大変残念であります。その後、幾つか、11採択されて、1件だけ落ちたということでありますので、この申請をした木を愛でる会の皆さんもお気の毒に思う次第であります。</p> <p>続きまして質問させていただきますが、なぜ来年度はこの事業の受付をしないのでしょうか。この事業は終了ということですか。お尋ねいたします。</p>   |
| <p><b>総務課長</b></p>  | <p>お答え申し上げます。令和3年度事業の中でも様々な問題も浮き彫りになりましたし、篠原議員さんからも、監査の中で幾つかご指摘をいただいております。そのようなことを全てクリアにしていくということは、なかなか至難の業でございます。一旦ここで仕切り直しということで、この次始めるときには、こういった質問が出ないような体制を整えて、また新たに提案をさせていただきたいということで、取りあえず令和4年度の事業につきましては、新規受付は今しないということで考えております。ただし、今年採択したものの中に、2年目、3年目も、昨年の申請もそうなんです。2年目、3年目の申請をなさっている方がおまして、それについては承認済みでございますので、途中で約束を打ち切るわけにはいきませんので、その分については予算要求でお願いしていきたいということで考えております。</p>                           |
| <p><b>11番議員</b></p> | <p>町長はじめ執行側がいて、そして私たちも町議会議員として同じ町民の皆さんから負託を受けているわけですから、総務課長、どんなケースになっても、どんな案件についても質問が出ないということはないわけであり。また、質問をして払っていくのも私たち、町民の皆さんから負託された議員の役割でありますから、このまま、いつ採択また採用してこういふに出てくるのか知りませんが、昨年はたしか217万ほどだったんですよね。今回は509万円。増えているんだよね。どうしてそれが減らさなきゃならないか。1,000万の予算の中で、大変浮き沈みのある事業ですけども、昨年よりは今年、この事業に出してきた町民の皆さんが増えてきている。そして、この事業は町長の任期中に始めて、任期中に終わりにするのはいかがかなと、私は思いますよ。昨年12月定例会の一般質問で、この事業は町長は憩うまちこうみに次いで2番目に実績として話されてお</p> |

ます。そして、また平成31年1月1日、黒澤町長が就任した後の公民館報の中で、町長はこういうふうにも述べています。「私の選挙公約は、積極的に挑む小海町、元気な町づくりということで、三つのキーワード、挑戦、新鮮、実行を提案させていただきました。まず挑戦ですが、私も一昨年まで会社の経営をし、様々な経験をして来た中で、常に挑戦し続けることの大切さを学ばせていただきました。そして今般小海町でも小海町チャレンジ支援事業の創設をし、町民参加型町政の実現を図り、町の活性化のために自主的、発想豊かで、かつ発展性のある取組に要する経費に対して支援してまいります。挑戦できる町、挑戦する人を応援する町、絶えず挑戦し続ける町を目指します」と、これ、町長就任したときの最初の公民館報ですからね。それだけの重きがあつて言われたと思うんですよ。そういった中で始めてきたものを、私はこの事業そのものはすばらしいものだと思いますよ。黒澤町長の本当に新規の事業でありまして、ちょっと事業を始めようとしたときには、資金の援助をしてもらえるのですよね、これ。最高50万、3年間で100万になります。事業に資金は不可欠です。老若男女問わず、誰でも挑戦、チャレンジできます。この事業が、私が思うに、今回で来年新規受付をしないというのは、この事業の運用がまずいからじゃないかなと思うんです。趣旨は、私はすばらしいと思うんです。誰でも挑戦してきて、前よりもかなり範囲が広く、こういう何ていうんですか、ハード面の購入もオーケーになってきている。非常に小海町で起業するのにも起こしやすくなってきている。私は監査委員でもありますので、令和2年度の決算審査のときに総括意見として申し上げました。この事業に対する意見に対して、対応方針として10月19日付で町からいただいております。「当初は多くの申請を見込み、期限を設けましたが、現在は御指摘のとおり期限後の申請が多くなっています。昨年は5月という要綱の中で1件だけで、あと7件だか8件は全て年をまたいだりもしておりました。現在は御指摘のとおり、期限後の申請が多くなってきている。先ほど申し上げたとおりです。しなしながら、この制度は町民からも評価されておりますので、引き続き、多くの方に利用していただけるようPRに努めるとともに、適正な運用のため、要綱を改めてまいります。」10月19日に、町から私ども監査委員にいただいた方針なんです。それでさらに、11月には定期監査を行っております。そのときに、我々の指摘に対して、担当係長のほうから、「対象は町民に、申請期間は通年に要綱を改正する」と、我々、定期監査のときに言われているんです。定期監査の位置づけをその程度のものに町が思

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>っているなら、それはそれで構いませんけれども、ただ10月にそういう方針を出す、そして11月にそうやって、そして今度は12月の長振のときには、令和4年の受付はしない。いかがなものでしょうか。せっかく私はこれいいあれですし、それから町のほうでも、たしか申請は期限後になっているけれども、制度は町民からも評価されております。課長さんたちだけか、評価しないのは。だから、現に令和2年より令和3年のほうが、申請件数も増えているし、金額も増えているわけなんですよ。そうだとすれば、ちょっと管理職の皆さん方、町民の御意見御意見と言いますけれども、ずれているんじゃないでしょうかね。そういった意味で、採択基準、対象者というようなところが曖昧模糊にしたままだからだと思うんです。これは広い観点で、やっぱり町民益につながるもの、それで町でやってくれるというものだったら、私は広い観点から、これを進めていくべきだというように思います。そして、長振の実施計画では、先ほど総務課長もおっしゃいましたが、令和4年度受付なしと記載してありますが、この事業が終わりとは書いていない。先ほど総務課長もおっしゃっていました。もうちょっと整理したらまた、質問を受けないような内容にしたいということでもありますので、何も1,000万でなくても、100万、200万でも計上しといて、臨機に対応していけばいいんじゃないんですか。町には定例会が4回あれば、その都度、補正予算も出されるわけですし、場合によって、緊急度が高ければ、臨時議会を開いたっていいわけです。この事業で臨時議会でも開けるものだったら、これは素晴らしいことだと私は思いますけれども。そして、こういったものを町長が自ら任期中に重点施策として位置づけたものを、その任期中に廃止するということは、町民の皆さん、先ほど私が読み上げた町長の年頭所感の中にもありますけれども、いかがに思うでしょうかね。自らの公約である挑戦をなくすということ。町民もはてなと思うんじゃないでしょうか。そして、まだ実際に事業を実施してから3年間だけなんですよね。だから、もっと長いスパンで見て、本当にもう申請者がいなくなったというんでしたら別ですけども、総務課長、後ほどまた終わりにしたわけじゃないからと言いますが、その点、町長のお考えはいかがでしょうか。</p> |
| 町 長 | <p>長きにわたる御指摘、誠にそのとおりでと思います。しかし、施策というものは日々成長するものであり、よりよい施策にするために、一回ここで考え直すということがございますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思っております。</p>   |

11番議員

ほかのことなら、町長から言われれば、はい、分かりましたと返事をしたいところですが、これはちょっとやっぱり無理ですね。理解をしろと言われても、ちょっと私には理解できない。それで、よりよい方向に変えていくと言いますけれども、現に去年より今年のが要求が増えてきているんですよ。だったら、そのまま歩きながら変更していけばいいわけですよ。何でそんなに、こんなに急いでやらなきゃならないかと、甚だ私は不審に思っているところです。果たして、こんなこと大変おこがましい言い方かもしれませんが、課長会議において、管理職の皆さん、事業申請者の趣旨目的というものはっきり認識した上でやっておられるのかどうか、甚だ疑問を持たざるを得ません。

次に、ワイン用ブドウ栽培の試験栽培について、質問させていただきます。先月、議員仲間と原村に視察に行つてまいりました。ハウレンソウ栽培とブドウ栽培をしている専業農家と、原村に移住した人たちだけのグループ、約20人ほどですけれども、そのグループだけの人たちがブドウを作っている、2か所を視察してまいりました。小海町では、町が主導してブドウ栽培を進めておりますと言いましたら、大変、専業農家の方も、それから移住者の皆さんもうらやましいなと言つておりました。そうしたら、つい二、三日前、原村も苗木やそういったものに補助を出してやるというようなことが新聞に載つておられまして、ああ小海町の方向のところを、原村さん、進んでいる、ブドウ栽培では進んでいるかもしれないけれども、補助ということについては一歩進めたんだなと。そして、私が大変関心を持ちましたのは、地元にいる方のやっていた方以外に、移住者によるグループによるブドウ栽培、これはすごいと思ひました。いろいろなこともあるでしょうけれども、それでも、去年、取つた量をお聞きしましたら、480キロぐらい、それで三百八十何本取れたと。それで、ブドウの木は19本ほど植えていましたから、単純に計算すると、1人20本近く手に入ったのかなと。ただ栄養があんまりよくなかつたせいか、糖度が低いので、アルコール度が8%か何かだつたですけれども、それはそれとしても、移住の人たちがそういうふうによつていて、作つているということに対して、私は大変関心を持ったところでございます。

さて、ワイン用ブドウ試験栽培業務委託契約書によれば、この業務により収穫されたブドウの果実の全量は受託者に帰属する、また、本業務終了と同時に、ブドウの木を支える支柱など設備、ブドウ苗木は受託者に無償で譲渡するというようになっております。この試験栽培に加わつている人た

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>ちが土地を提供しても、土地使用料は無料、試験栽培を委託するその方たちに対しても労賃はなし。ただ、技術習得ということで、東御のアカデミーに通う受講料等々については、町が負担ということでございますけれども、ただ、これが委託業務が3年、4年という中で終わったら、これを無償で譲渡するという根拠は何かお尋ねいたします。</p>   |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お答えいたします。ワイン用ブドウの試験栽培業務委託契約及び栽培指導に関する覚書ということを、令和2年、昨年度と今年度、2名の方がおられましたので、契約を結んでおるところでございます。ただいまおっしゃられた3年後の処分についてということなんですけれども、苗木を植えてから3年間でブドウもある程度収穫ができるという考えの下に、そこを1つの区切りにした。これは試験栽培でございまして、初めて行っておることでございますので、どんな種類がいいのか、どんな品種だとよく育ち、また果実もいいものになるのか、そういうことの試験業務ということでございまして、町が主体的に行うことになると思います。そして、その3年間経過後に無償で譲渡する。このことについても、一定の成果が出たことを検証でき得れば、その後はその資材、そういうものをそれ以降の試験栽培でなく、今度は栽培者が主体となって、ブドウ栽培の事業に利用できる。そういうことを考えた上でのことだと思われま。ですので、どこか法に抵触することがなければ、もうこの契約は本人も了解の上で締結されておりますので、こんな方向で進めてまいりたい、そういう考えでございます。以上です。</p> |
| <p><b>11番議員</b></p>  | <p>民法の解釈からいけば、個人間の中でこういう契約というのは成り立つでしょうね。これはお互いやっというもらったということで、これだけのものができたと、その代わりあまり手厚くもしていなかったからということで、出来上がったものということで、町とすれば、試験栽培した結果が、どの種がよく合ったかということの結果が分かればいいということでいければ、そういう法律の観点から立てば、確かにそれはそれでいいと思います。しかし、小海町というのは、小海町の根本は地方自治法に基づいているんですよね。地方自治法というものに基づいた地方自治体であります。小海町が有するものは全て公的な財産なんです。財産というものを、その財産が基準も何もなく、そのときそのときの理事者の考えで、ただ漠然と譲渡していったってよろしいものでしょうか。私はこれを委託するとき、委託受諾者のほうに、労賃とかそういうものも全然入っていないじゃないかということをお尋ねしましたけれども、その分、講習に行ってきた</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>りしてやるから、それで行ってこいということでございますけれども、実際にこの人たちの畑の借りた分の使用料とか、あるいはまた草刈ったりとか、支柱立てたりとか、もろもろのものに対して、経費は経費として計上し、そしてその後のもの、苗木とかそういったものだって、消耗品じゃないですよ。消耗品はおおむね1年位と言われていきますからね。みんな備品関係、財産になってくるものも、ちゃんとはっきりしてやらないと、この後、今度はまたやろうという人たちについてもなかなか、何だ不公平じゃないかなというようなことも出てくるのではないかと、私は危惧しているところでございます。したがって、こういう公的財産というものを処分する場合には、これはこれで確かにその方たちに譲渡するのはいいけれども、明確な基準、明確なものを定めておいて、誰でもが見ても、ああなるほどと。なぜ役所の仕事が遅いかというと、手続に手間がかかるからなんですよ。民間ですと、マンツーマンの契約でオーケーですけれども、こんな小さな町でも、小海町がやることは、人口4,500人いれば4,500人が全て対象で、そのところで公平無私でなければならないから、いろいろな決まりをつくってやっているわけですよ。そういったところで、今回、こういう形で、それで、この方たちは今度、覚書の中では、千曲川ワインアカデミーにおいて習得してきたものは、今度、町の中で栽培していくほかの人たちに無償でみんな指導していけというんでしょう。なかなかこの契約結んだ方々はすごい人だなと、私は思っております。そういった意味で、こういったものも、せつかくこれから町の大きな特産品になる可能性のあるものですから、やっぱり明らかにするところは明らかにし、かかる経費はかかる経費でやって、誰でもが参加できるような形にすべきではないかというように考えておるところでございます。そして、令和4年度には、ブドウ栽培に関する補助制度を創設するようですが、ブドウ栽培を最優先することは私は賛成ですけれども、ただ、試験栽培が3年だけで、今後、このブドウ栽培は、全て民間の方々のフリーハンドでやっていくということなのでしょうか。</p> |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お答えいたします。先ほど御指摘いただきました地方自治法に基づいてという部分からお願いいたします。財産というものの処分の仕方、それが地方自治法には定められております。また、併せまして、物品というものについての処分の方法が自治法にも記載されております。また、町の条例の中の財務規則の中にも、物品の処分についても記載がされておりますので、その内容に従って処分をすること自体は法に抵触するかどうか、これ</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>はやはりもうちょっと、それこそ監査のときにも、もうちょっといろいろな御意見を聞きながら、考えていく必要があるかと思いますが、いずれにしる、処分の方法はあるということです。そして、もう一つ、そのことが町民益に反するかどうかということなんですけれども、先ほど契約内容が、これは栽培者にとってちょっと不利なんじゃないかという部分にも該当するんですけれども、ある程度、資材、処分すること、処分といいますか払下げですよ、譲与するということです。そこは利益になるわけですが、これだけの負担を栽培者は負っていただくので、そのあたりの感情論、そういったものは払拭できるのではないかというような内容に読み取れることができます。そして、また、もう一つ、たった3年間でこれができるのか、そして補助制度を設ける、それが時期尚早ではないかという部分についてでございます。もちろん、これは3年よりも、本当は5年、長ければ長いほど作られるワイン、これはワインの醸造のために栽培するわけですから、当然、ワインの質がどうかということまでよく検討しなければならぬのが普通の考え方でございます。ただ、1シーズン、1年かかります。そして、それを長く取って、それから一斉にスタートする。そういうことであると、先ほどのスケジュール感の問題ですけれども、行政は遅いということなんです、栽培者が納得さえしていただければ、補助制度を利用して、栽培をちょっと見切り発車でやっても、本人さえよければ、そこに補助をする。それもスピード感の中の一つではなかろうかと考えます。もちろん栽培者によっては、それは分からないからちょっと様子を見るよと、当然そういう方々もおられると思います。それはそれで大事な考え方だと思いますので、今やりたいことは、栽培者を増やしたいことということですので、そんな体制を考えております。そして、また原村のお話が出ました。原村でも、補助制度を来年度から進めるということですが、やはりそこについても検証ができたか、それは村では検証していないようです。民間の方々が栽培されるものを、それをその人たちの意向に沿って、補助制度を進めるんだということをおっしゃいました。やはり不安だということも言っておりました。そういうことをある程度乗り越えて前に進む。方向を定めれば、前に進んでいく。そういうことはやむを得ない部分もあるのかなと考えております。以上です。</p> |
| 11番議員 | <p>今、試験栽培委託契約しているのは2人だけですよね。私もそれは個人でやりたい人だったらどうぞって、それはそれでいいと思うんですよ。ただ、これから先やっていくのに2人だけ、もっと広げていく。事業をやっている</p>  |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>くときに、やっぱり成功もあれば失敗もある。そういうところの危険も、ある程度、町が保険になっていてやれば、取り組む人はもっと多くなるんじゃないかなと思うんですよ。原村の例ですけれども、原村は既に私どもが聞いた方では3,000本。それから1本3,000円の計算で900万だけれども、ワイナリーに委託したんで1本1,000円かかって300万円ぐらいで、実際は粗収入で600万円だと言っていました。この人たちも、醸造は高山村、東御のアカデミーが山梨に今年つくるといようなことだったらしいけれども、何かコロナの関係でできなくなったということで、高山村だとか、伊那のほうのところで、醸造委託してやってきているようであります。それが大変きつかったと。今度、原村が補助を出してくれるということは、これは原村の方も、原山農園の皆さんも助かると思いますし、それから、町でもそれは言えるんじゃないでしょうかね。3年たってまだ、今年の春先、遅霜で果物関係大きな影響受けていますよね。まだ遅霜とか、そういったもろもろの天候異変のことによって、これ、3年ぐらいで果たして、もし1回駄目になっちゃったらアウトですし、そういったところで、町が5年、あるいは10年ぐらいの試験期間を設けてやっていくということも、私は必要じゃないかなと思って、やる人が、関わる人が安心すると思いますが、課長、どうですか。</p> |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お答えいたします。やはり農家の皆さん、どんなに補助があるといっても、私財を投じて、そして労力を投じて行うわけですから、その責任といいいますか、決断は重大なものだと思われま。当然に、県の農業農村支援センターさん、そして、ほかの地域の情報、そういったものをよく栽培者にはお伝えして、それで少しでも安心感を持ちながら進んでいく。不安であることは、もう前提からそうなんですけれども、その中でも栽培のプロである県の支援センターが一番、小海にもおられるわけですから、そういう指導を受けながらという部分が大事になってこようかと思ひます。ですので、これは同時並行的な進め方になってはしまひ、ちょっと無謀ということも御意見であろうかと思ひますけれども、同時並行で進めていくのがいいのかなと思ひておひます。</p>  |
| <p><b>11番議員</b></p>  | <p>本当に、今度もチャレンジ支援金事業の中で、1人の方が試験栽培として補助金の申請をしているんですよね。これ、個人が試験栽培なんて気の毒ですよ。町が最初お願いしとて手をつけたから、多分、その方も意欲があるからだと思ひますけれども、私はそういうことだったら、もうちょっと手厚いものを出してやっても、私はいいじゃないかなと思ひます。つま</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>り言ってみれば、町が主導をもっと続けるべきだ、手厚く。といいますのは、なぜかって、個人で栽培したい人は、それはそれで対応していけばいいと思います。しかし、もっと町が関わらなければ、9月の定例会のときの資料によれば、毎年1ヘクタールのワイン畑造成、その目標は10ヘクタールということになっております。令和2年度で栽培者を募集、説明会を開きましたが、現在関わっているのは、令和2年度契約した人、今年契約した人2名と、そして地域おこし協力隊、期限付で来た地域おこし協力隊の方4名だけなんですよね。しかも、4名の方、期限付ですから、この先、分からなくなってくると。そうなったときに、1人の人は試験栽培として自分が入っていく、1人の人はまだ町の契約期間の中だからやっていくじゃ、果たして10町歩なんてこと、いつ頃になったらできるんですかね。私は試験栽培の受託者をもっと増やすためには、委託条件だってもっとよくしたっていいと思うんですよ。これ、誰でも取り組んでいけるようにして、何も儲けろとは言いませんけれども。ワインやワイナリーなどは慌てて作らずに、ワインという特産品を目指すならば、ブドウ栽培という底辺をもっともっと広げる施策を展開していかなければならないと思うんです。黒澤町長の最大課題に、このワイン栽培、特産品開発というものを取りつけて組むべきではないかと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。</p> |
| <p><b>町 長</b></p>   | <p>元に返りますが、これからの農業ということ考えた場合に、1,000メートル超えのところではワイン用ブドウが作れないかということから始まっております。これはなかなか農家大変なんですけど、ハクサイを作る重量、それからレタスを作る工程の大変さ等々ございますけれども、空いた土地を有効に利用したり、それから、こうした新しい農業にチャレンジすることというのは大変大切なことだと、私自身も認識しております。それで、特産品というものがなかなかできてこなかったわけなんですけど、そういったものの取組にも、これは適合しているのではないかというふうに考えておりますので、ただいま篠原議員、提案を幾つかしていただきましたが、大変参考になる部分がございますので、そういったところも取り入れて、ブドウの生産者を増やしていくということを目指させていただきます。</p>  |
| <p><b>11番議員</b></p> | <p>私もいろいろなことを言ったりしますけれども、決して否定しているんじゃないで、やっていくときに、自分なりに、こうしたほうがこの事業、もうちょっとスムーズにいくんじゃないかなという観点から申し上げているわけでありまして、3月25日以降、正直どうなるか分かりませんが、ぜひまたそのままだったら、私はありったけ町長の次の大きな課題</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>として取り組んで行っていただけたらというように思います。そして、また町の主導の中で、試験栽培加わってもいいよという人が増えてくるような施策の展開を要求いたします。</p> <p>続いて、憩うまちこうみ事業についてお尋ねいたします。町と協議会の関係、この協議会には会長とか会計とかというような役員はいらっしゃるのでしょうか。</p>   |
| 総務課長  | <p>関係を述べさせてもらったほうがよろしいでしょうか。役員がいるかいないかだけなんですか。</p>   |
| 11番議員 | <p>役員とその両方。</p>  |
| 総務課長  | <p>役員は当然おります。憩うまちこうみ事業は、平成28年度より、町民を主体としたまちづくり協議会にて事業の提案や見直しを行い、町が運営主体とする体制で事業を行ってまいりました。その後、令和元年度に、協定企業の受入れが本格的に開始されたことに伴い、各セラピストを主体とした運営団体、まちづくり協議会が設立されました。町はこの協議会と協力しながら、事業の推進に当たっております。プログラム提供は協議会に所属するセラピストが、企業との日程調整等については事務局としての地域おこし協力隊が現在行っております。町は憩うまち事業全体の調整や新たな企業の開拓などを行っております。以上です。</p>  |
| 11番議員 | <p>この協議会というのは、28年から発足したのですか、この事業。その頃から協議会ということで、一番、第1号の平田さんというのは協議会がセラピストの公認もしていますんですね。それはそれで進めておるところでございましょうけれども、じゃ、このセラピストなり何なりは、全て町の金が出て、やってきているんですよ。いまだかつてまだ、たまたま私、監査しておりましたものですから、資料を頂きましたけれども、そういったものに対しての報告が一つもないんですね。町はお金だけ出すだけ出しておいて、そして、それぞれのこの事業に関わった人たちのところに、それぞれセラピスト代とか何とかで入っていつている。今年の6月に総会があって、そのときに町長をはじめ、司会が町の職員で、会長挨拶かなと思ったら町長挨拶ってなっているから、またいつの間にか、これ、町の機関になっているのかと。観光協会とか、ああいうところみたいに、外のところつくってきて町がやっているのと違って、そういう意味で。それで、この規約を見ていってみると、憩うまちこうみ事業の運営等を行い、そして、経費は全て憩うまちこうみ事業の収益をもって充てるというように書いてあるんですね。多分、補助金か何か、昨年もらったりしたから、その次</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>のあれで出したかなとも、私なりに解釈するんですけども、まだ独立して歩ける状態じゃないわけですから、もうちょっと、それで、事務局担当は町の渉外戦略係でやっているんですから、それはそれで私は町の中でしっかり組んでって、そして自走できるようになったら、そっくり委託料払うのか、補助金出すのかにしたって、やっていくようにすればいいんじゃないかなと思うんです。この間、信濃町のことがテレビに出ていまして、ちょっと見ましたら、すぐ町がどれというのではなくて、森林メディカルコーディネーターかというような人が来て、テレビの中で宣伝していましたけれども、そこまで自立しているような形のものだったらいいと思うんですけども、まだちょっとこの事業はどうかなというように思うわけです。一般的に、この事業は頂いた見積書を見ますと、1泊2日で5人なら12万8,250円の費用で、令和元年度はこの事業で471万、収益。それから、コロナの影響もあったでしょうが、令和2年は173万。今年はまだ途中でありコロナの影響もありますが、28万の実績ということのようであります。そして、町が株式会社さとゆめに6年間では約5,416万円の委託料を払っており、そのほかにもまだ憩うまちこうみ事業というのは、経費がかさんでいるわけでございます。そして、今年度、さとゆめの委託の中には、予算書で見ますと、自走詳細計画策定ということが入っているわけですから、あと何年かかるか分かりませんが、あと数年で、協議会が、私は自立してやっていけるようになるんじゃないかなと思うんです。だから、協議会が自走できるまで、町が事務局を担当するんだったら、歳計外現金の扱いにせず、予算に計上すべきだと私は思っているところでございます。歳計外現金なんていうものは、少なきゃ少ないほど私はいいと思っていますんで。毎年、相当な予算をつぎ込んでいるんですから、その効果、また使い道も明快にすべきだと思います。セラピーやるときに、5人までは1万円だといいますが、それは、そのままセラピストの収入になっちゃうんですかね。チェックは大勢でしたほうが、私は事故が少ないと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| <p><b>総務課長</b></p> | <p>総計予算主義というのは、地方自治法210条に定められた一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に計上しなければならないという原則でございます。この事業に関して、歳入としては、憩うまちこうみ拠点施設の使用料を計上し、歳出として、本事業に係る職員旅費、事業の総合調整の委託料、消耗品等の購入に係る事業費を計上しております。なお、プログラム提供に関わる収入、支出については、憩うまち</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>協議会で管理しており、協議会総会で定められた監事において監査をいただき、総会で協議会委員の皆様へ報告をして、了承をいただいております。基本的に、篠原議員さんのおっしゃることも分からないわけではないのですが、考え方が、町はこの事業を立ち上げて、軌道に乗せる。それで、町民の皆さんがこの事業を自分たちで運営をして、町が元気になる。そういった事業の形態を目指してありまして、セラピストの皆さんが活動できるまでは、町が支援すると。その支援する金が一般会計でお願いしている費用でございます、実際に、今、篠原議員さんおっしゃった協定企業から頂いているお金につきましては、セラピストの皆さんの活動に対する対価でありますので、それについては協議会のほうで管理をしていただいて、当然、監事もいて、監査もしておりますし、事務局のほうでも、それを確認をしておりますので、多くの目でお金のほうは見ておりますから、間違いはほぼなくなるのではないかとこのように考えております。</p>   |
| 11番議員 | <p>私が言うのは、直接あれしているからというんじゃなくて、町がこれだけの投資しているんだよね。それで、セラピストの養成と云って、町のお金でみんなやっているんだよね。だから、そういったものの関わってきた人のところのやつ、それで町が今度は事務局も町の渉外戦略でやっているんだしたら、セラピストとか、そういったもののかかった経費だって、そこからみんな払っていけばいいわけで、それで完全に協議会の皆さんが自走できるようになったら、それは100%任せればいいんですよ。相当役場の職員の皆さんが関わっているわけでしょう。だから、そういう意味で、私ははっきりとしてやったほうが、間違いが少ないということです。何でもそうですけれども、当初始めた頃は、間違いなんかありっこないと思うんですけども、時間というものはなかなか大変なものであります。この事業そのものを私は否定するんじゃなくて、今後、町長が出馬表明したときに、今度はこの憩うまちこうみ事業の充実を図ると新聞報道されておりました。そういった意味で、私は憩うまちこうみ事業というのは、町の交流人口を増やしていく一つのきっかけでしかないと思うんですよ。そういった意味で、今度、町長がこの事業の充実を図るということでありますんで、今、具体的に何かお考えがあるんでしたら、一言お願いいたします。</p> |
| 町長    | <p>コロナ明けということ、非常に私は希望しているわけでありまして、そして、各企業の皆さんも、それを期待していると思います。ただいま18社ということですが、セラピスト30名では、これ大変、こなし切れるかどうかというものが問題にありますけれども、そこを期待してやっていくのも一</p>   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>つの方法かと思います。リモートワークはもう要らないというような時代が来てくれれば、非常にありがたいし、進めるのにいい材料ではないかというふうに思います。また、私もおいでになっている企業のトップ、あるいは皆様とお付き合いさせていただくことが、この町の職員のやっぱり成長にもつながるというふうに自負しております。</p>   |
| 11番議員                             | <p>私もこの事業、これからもっと発展していくと思うんですよ。いわゆる健康経営から一步進んでいった中で、今度は協定企業の皆さんが町に住んでくれるように、そういったためには、私はもうちょっとインフラ整備も必要じゃないかなと思います。正直言って、先ほど誰かも言っていましたけれども、泊まるどころどうだとか、いろいろな問題がありますので、憩うまち協議会があるはあるですけれども、その辺も先ほど申し上げたとおり、私は一抹の不安を考慮しておりますし、町の費用を使うなら会計は町の中に入れるべきです。そして、黒澤町長には、ぜひ大きなまちづくりになるように御尽力を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。</p>   |
| 議長                                | <p>以上で第11番 篠原伸男議員の質問を終わります。<br/>ここで3時30分まで暫時休憩とします。<br/><br/>(ときに 3時20分)</p>  |
| <p><b><u>第1番 黒澤 敦史 議員</u></b></p> |   |
| 議長                                | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。<br/>次に、第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>  |
| 1番議員                              | <p>1番黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。よろしく願いいたします。1つ目の質問は、商店街をはじめとする事業者の減少への対応についてです。まず、質問の前に、コロナ禍によるお客さんや売上の減少に耐え、地域経済、住民の暮らし、そして南佐久の中心として町内事業者が育んできました歴史を守るために、日夜、努力されている町内事業者の皆様の御努力に感謝申し上げたいと思います。</p> <p>さて、当町では、昭和31年に北牧村と小海村が合併して以来、人口は減り続け、それに合わせて商工業規模も縮小し続けております。駅前商店街を見ましても、廃業する事業者は多く、私が子供の頃の賑やかだった様子は、今や見る影もありません。これは、経済センサスなど統計を見ても明らかで、当町の商工業等の経済規模は縮小する一方です。もっとも人口が減る中、また、佐久市に大型商業施設ができるといった状況の中で、経済規模</p> |

が過去と比較して相対的に小さくなるということは、ある意味、当たり前のことです。ですので、私はこの規模の縮小自体を今回、評価、検証するつもりはございません。私が危惧しておりますのは、事業者の減少がこの地域の活気そのものの減少、減退につながりつつあることです。例えば、駅前には飲食店が複数店あり、それぞれのお店がそれぞれのお店で営業しております。が、10年後、全てのお店が今のように経営しておられるでしょうか。それぞれの事業者にはそれぞれの事情がありますので、廃業することももちろんあるかと思えます。それを踏まえつつ、地域の活気を維持していくためには、何が必要かということを考えていかなければならないと思えます。

前定例会の一般質問で、私は、アルルの譲渡問題について質問させていただきましたが、この問題はアルルのみのものではありませんし、また、民間の事業を行政が代わって行うこと自体が完全な解決策ではないと考えております。私は、アルルの問題について、手段の一つとして、まず町が譲渡を受けるべきで、テナントそのものは、民間の力、知恵を活用すべきだと考えております。では、どのように民間の力を活用していくかということになりますが、今回は、アルルのみではなく、アルルを含めた町内の商業など、経済全般について質問させていただきたいと思えます。

私は、まず、創業であったり、事業者が行う新規事業への支援の充実により、この町の商業など、事業者の数や規模を維持、または拡大できるのではないかと考えております。時代は、目まぐるしく変化しつつあります。10年前の常識が今や非常識になっているケースは数多くあるのではないのでしょうか。特に情報化の波は都市部と地方を隔てなく進み、さらには地方でも都市部と遜色なく仕事が数多くあることが、このコロナ禍におけるテレワークやワーケーションの実践によって示されました。10年前には想像できなかったことではないのでしょうか。人と相対しなければ、商業は成立しないという声もありますが、もちろん人と人との相対を基本としつつ、今やオンライン上の大きなニーズにも反応することが事業者に求められております。逆に捉えますと、オンライン上の大きなニーズに反応することができれば、この小海の地でも十分にもうかる事業をすることができるということではないのでしょうか。

創業支援、新規事業支援策についての質問となりますが、10年前とは時代が大きく変わりつつある中で、行政は、資金や借りやすい融資の提供など、今までの支援のほかに先ほど述べたような、新しい事業の方法についての

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>適応や習得についての支援、新しい事業の方法そのものを創業者になり得る方々や新規事業を起こし得る事業者へ伝えるための取組を行うべきではないかと思います。そこで質問ですが、私が今述べたような創業や新規事業を事業者が始めようと思うようになるための取組について、町は、どのように考えるか、また、町は創業や事業者の新規事業のための支援を検討をしているかどうか、お聞かせください。</p>   |
| <p><b>産業建設課長</b></p> | <p>お答えいたします。創業支援策の現状ということですがけれども、現在、国や中小企業庁には直接補助が受けられるようなものはありませんで、県においては、相談窓口の設置が主な事業でありまして、一部の活性化、過疎対策など、地域の課題に対応したものについては補助金が出るものもあるというような状況です。そして、小海町におきましては、創業または新規事業立ち上げに係るソフト部分への支援としましては、商工会の相談窓口の開設やハード部分のうち、店舗の新築などへの支援としまして、産業建設課管轄の店舗新築等助成事業を活用いただいております。店舗新築等助成事業につきましては、店舗新築や既存建物を改修して事業を始める場合に、お客様が使用する部分に限るということですがけれども、事業費の2分の1を200万円まで支援するというもので、本年度も新たに創業される方の店舗設置に対して交付決定をしております。一般的な創業の際の資金の融資、これには各金融機関で直接相談される場合が多いと思うんですがけれども、自己資金が十分でないことから、融資が受けられず、創業を諦めることも全国的には多いと認識しております。また、政府系の金融機関である、日本政策金融公庫の創業者向け融資についても、敷居が高い、なかなか活用できないというようなことを承知しております。今後につきましては、今、議員さんがおっしゃられるような創業支援、最も取り組みやすい、新規事業の参入者が利用しやすい、そのような制度について商工会と相談し、検討していきたいと考えております。以上です。</p> |
| <p><b>1番議員</b></p>   | <p>さらなる検討ということでお願いしたいと思います。私は、企業誘致も町内経済の活気を維持する一つ的手段かと思っています。先ほども申し上げましたとおり、情報化の波は、地方と都市部の差をなくしています。また、SDGsに表現されるように事業者の中には、事業の目的として、営利の追求のみではなく、事業に関わる人やもの、地域への利益の還元であったり、事業の社会的役割を重視する方々が増えてきたこともまた追い風であろうかと思っています。</p> <p>かつて、企業マネジメントの父と呼ばれるピーター・ドラッカーは、事業</p>  |

の目的は顧客の創造であると言いました。これは、新規顧客の獲得が目的であると言ったのではなく、事業の目的は喜ぶ人を増やすことであるという意味だと解されております。高度経済成長期から、長い不況を経て不確実な時代に突入し、さらにはコロナ禍を経る中で、事業者の中には事業の目的を再定義し、ドラッカーの言う喜ぶ人を増やすことを事業の目的と再定義するケースが増えているように思います。なぜ、そのように思うかといいますと、手前みそな話で大変恐縮ですが、私も会社の役員として自社で働く従業員が、自分が働く会社であったり、また、今のこの仕事を誇りに思え、楽しく幸せに生きるためにはどのようにすればよいか、会社の理念を、企業理念を再検討し、それを今浸透させるべく実践しているところだからです。働く従業員の幸せはその家族の幸せにつながりますし、ひいては顧客、地域の幸せへと波及するものだと思っております。このような事業者は、事業に関わる人たちの喜ぶ様子がより見えやすい自分たちも幸せを感じやすい地方を事業の場として選ぶことが、大いにあるように思います。そうであるならば、当町にも、大いにチャンスがあります。なぜならば、協定を結んだ事業者の従業員の心身の健康を目的とした我が町の「憩うまちこうみ事業」は、協定企業も増えてきている等、順調に拡大しているとのことであり、事業者にとって、町の姿勢に親和性が高く、魅力的な町に見えるであろうからです。

さて、この企業誘致についてですが、この町にヴァイタライズというIT企業が支社を置きました。なぜ、小海を選んだのか、支社長の濱野さんにお聞きしますと、ITはインターネット環境さえあれば、どこでも仕事ができること、IT企業にもかかわらず、企業のミッションとして少子化を食い止めることを目指していること、縁あって佐久地域全体を候補に考えていたものの、相談に乗ってくれた総務課渉外戦略係の篠原君の熱意によって、小海での設立を決めたとのことでした。このような事業者は今後増えてくることでしょう。そして、それを活性化のための起爆剤とするため、地方の多くの町村がインターネット環境や廉価な事業所の設置など、インフラ整備を行うに違いありません。その中で、当町がどのように存在感を示すかが重要かと思えます。ヴァイタライズの例を申し上げましたが、私は近い将来発生するであろうこの競争の中で、このヴァイタライズの例を成功事例として、十分に研究し、町に戦略的に企業誘致を進めてほしいと考えております。

私は、この戦略の重要な要素の一つに小海高校の存在があると思えます。

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>ヴァイタライズも小海高校生を1名採用したと聞いております。若い魅力的な人材を確保できる環境は、人材不足が著しい昨今の状況の中で、当町が持つ貴重な魅力です。私は、戦略的な企業誘致、今回はIT企業をイメージしておりますが、そのためには、1つ目として、インターネット環境の充実を図ること。2つ目として、小海町が目立ち、認知され、候補地の一つとして選ばれるようになること。3つ目として、企業の誘致について、感度・感性の高い職員を配置すること。4つ目として、ファミリー向け、単身向けの住宅建設や確保を進め、誘致により転入する企業、職員の住宅の確保を図ること。そして、5つ目として小海高校生の就職先ということを強く意識していくこと。以上の5点が必要であろうかと思えます。この地域の将来を担うであろう、そして、この地域で学んだ小海高校生には、ぜひ事業の目的は喜ぶ人を増やすことであるとする事業者とともに、喜びながら地域で活躍してほしいと思えます。</p> <p>そこで質問ですが、地域の魅力である小海高校を念頭にIT企業などの誘致について、町はどのように考えるかお聞かせください。</p>   |
| <p><b>総務課長</b></p> | <p>お答え申し上げます。黒澤議員おっしゃるとおり、コロナ禍を経験したことにより、確かに世の中の価値観は大きく変わってきておまして、ヴァイタライズさんのように、本業のほかに、地域づくりに貢献したいという企業が増えてきていることは事実でございます。最初に協定を交わしたアルファテックスの会長さんもその一人でございます。笠原に居を構えていただき、ワインブドウの普及に協力したいと言っていたいております。当町と協定を結んでいただいた多くの企業が少なからず地域の発展にも貢献したいと言っております。</p> <p>ご質問の小海高校を念頭にIT企業などの誘致にどのように考えているかということですが、ここ3年ほど、主に小海高校生を対象に、佐久穂町と合同就職相談会を実施しております。これをきっかけに、今年ヴァイタライズさんで1名がインターンシップを行い、就職が内定したと聞いております。</p> <p>コロナによって都会への憧れというものも多少変化があるのではないかとこのように思っているところでございます。そのようなことも踏まえて、来年の春休みを利用して、高校2年生の地元企業でのインターンシップを、やはり佐久穂町さんと合同で計画をしております。IT企業の誘致も現在、保養所兼テレワーク、ワーケーション施設を造りたいという企業が現地視察においでいただいております。こういったことをきっかけに企</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | 業誘致につなげていければというふうに考えております。以上です。   |
| 1 番議員 | <p>ありがとうございました。大変すばらしい取組だと思うので、さらなる発展を目指していただきたいというふうに思います。先ほどから申し上げておりますが、地域経済の活性化のためには、今ある事業者への支援に加え、創業や誘致を進めていく必要があると思います。そのためには今ある支援制度をより拡充、充実させる必要があります。当町には限られた人材、資金、時間しかありません。ぜひとも、今まで申し上げたことを、一つのきっかけとして考えていただき、若い経営者を増やし、そして雇用を増やすことで活気ある経済再生に向かう努力をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、先ほどから例として挙げているヴァイタライズから、当町には、町外から移り住む人向けの住宅が少な過ぎて、取りあえず住んでみようという気持ちになりにくいのではとの意見をいただきました。議案質疑でも町営住宅について質疑がありましたが、私はこの部分について、町は積極的に住宅整備を進め、またはアパート経営を行う事業者への政策的な支援をお願いしたいと考えていること申し添えさせていただきます。</p> <p>次に、2つ目の質問に入らせていただきます。2つ目の質問は、職員の体調維持とやりがい維持、能力の向上についてです。まず、質問させていただきたいのですが、役場職員の採用方法について、採用の流れとその流れは法令上定められたものであるのか、また、面接は町長が自らされると思いますが、その際に重視されていることについてお聞かせください。</p> |
| 町 長   | <p>お答え申し上げます。採用試験につきましては、現在は、長野県の町村会が実施する共通テストを利用し、学力考査と事務適性、職場適応性などを判断する試験を行い、その後、私町長と副町長、総務課長、そしてほかに必要な担当課においては課長を出席させ、面接試験を行い、総合的に評価の高い人を採用することにしております。職員採用試験については、特に法令上の定めはありません。私が職員採用試験の際、重視していることは、コミュニケーション能力と過去に達成感のあることを経験したことがあるかということをお聞きします。役場の仕事はあらゆる町民の皆様と直接接する仕事ですので、対話がうまくできるかということは必須条件になってきます。それから、達成感のあることを経験したかということにつきましては、物事に対して一生懸命取り組むことができるかということにつながります。そういった観点から、面接をしておりますが、短時間でこれを見極めるということはなかなか難しい状態ですが、そうした状況で、採用試験を行っております。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 1 番議員 | <p>ありがとうございました。今、面接の際にはコミュニケーション、対話能力と達成感をお聞きするという話で、大変すばらしい感覚かなと思います。ぜひとも、そういった感覚を続けていただければいいのではないかと、いうふうに感じます。</p> <p>私は、会計年度任用職員や一般職員、再任用職員の採用はとても大きな責任を伴うものであると考えております。一般的に定年退職まで勤めるとして、新卒採用の職員であれば、約40年、職員は住民と向かい合い、町のために仕事をするわけですので、採用試験受験者の中から人物本位で選んでいただきたいと思います。そんな中で提案ですが、先ほど町長おっしゃられました、まずは学力試験があるということで、その試験ですけれども、受験者の基礎学力を測るものですので、本当に必要最低限の点を取れば、皆クリアということではないかというふうに思います。そして、一番重要なのは受験者がなぜ他町の役場や役所、会社ではなく、小海町役場で働きたいのか、どのようにこの地域と一緒に成長していきたいのか、自分とこの地域の未来をどのように描いているのか、その会話、対話の内容を採用の可否の際に重視していただきたいと思います。役場は、民間企業とは異なります。職員の行動一つ一つが直接的に住民の生活につながります。住民は議会議員を選挙で選ぶことはできますが、役場職員を選ぶことはできません。ですから、町長には、住民の代表として、役場という会社の一社員を採用するのではなく、小海町全体を会社と考え、職員採用に臨んでいただきたいと思います。</p> <p>そこで質問ですけれども、今、申し上げた私の考えにつきまして、町長はどのように考えるかお聞かせください。</p> |
| 町 長   | <p>大変重要なことだと存じます。その中で、やはり今、黒澤議員おっしゃった小海町という会社だということは、実に重要なことだと私は考えております。町が一つになり、その生活していく最低限のお手伝いをするのが役場であり、そして、町民の皆様の要望にお応えする、そして安定、安全、そして快適な生活を送っていくというのが役場の使命でございます。それを達成するためには、今、黒澤議員がおっしゃった幾つかのことが大変に重要になってくるかと思っておりますので、参考に、大変ありがとうございました。</p>   |
| 1 番議員 | <p>ありがとうございました。私は、生き生きと働く会計年度任用職員や一般職員、再任用職員が増えることが、住民の幸せにつながると思います。職員一人一人が幸せを感じながら、充実した気持ちで働いていたら、きっと</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>住民を幸せにできるようなよい仕事ができると思います。大分抽象的ではありますが、この部分は民間の会社であっても同じことで、その職員自身が幸せでないのに、お客さんを幸せにできるサービスを提供できるはずがありません。先ほどから、採用について質問させていただいておりますが、さらに重要なのは役場の働く環境についてです。残念ながら、役場でも部署にかかわらず療養が必要な職員が複数人発生していると聞いております。これは、会社の経営に関わっている私の立場から考えてみましても、大変由々しき事態であると思います。そこで質問ですが、この事態について町はどのように考えているか、またどのような対策を行っているか、または、検討しているかお聞かせください。</p>   |
| 町長   | <p>私は、町長を3年8か月務めてまいりました。その経験上から、心の病などの対策として一番重要なことは、チームワークと相談体制ではないかというふうに思っております。役場の場合、仕事の幅が広いと、どうしても個々の仕事の主となり、チームで何か大きな事業に取り組むということは少なく、個人で仕事を抱え込んで悩んでしまう、一人で悩むというケースが多いわけです。チームとしての最小単位は係ごとになるかと思いますが、当然、課、署の単位でよいことですが、よいチームワークをつくる、チーム内の同じ職員同士よい関係を築いていくことだと思っております。仕事の効率アップにもつながると思っております。</p> <p>もう一つ、相談体制ですが、私は毎年、全職員の皆様と個人面談を行ってまいりました。これは、とても必要なことだと実感しておりますが、しかし年1回で、さらに30分という面談でございます。中には、1時間ほど延びてしまう場合もございますが、いつでも何でも気軽に相談できる、秘密は守るよということをやっているわけなんです、相談体制が必要であるということから、私は、この個人面談を始めました。</p> <p>特に重要なことは、異常などに気がついた他の職員からの報告の発信を受け止め、相談を受けられる体制準備だと思っております。これは、先ほど、よいチームワークといったことと同じで、いつも一緒にそばで仕事をしていて、少しおかしいぞと思ったら、声をかけてみるなり、上司に相談するなり、我慢せず、宣告することなく、常に気をかけていることがよい仲間ではないかということだと思います。いかにせん、こういう世知辛い時代でございますけれども、それぞれが心打ち明け、そして悩んでいることは話せるというような職場づくりを目指しているところでございます。</p> |
| 1番議員 | <p>ありがとうございました。私も、メンタルヘルス研修のような、職員それ</p>  |

|                              |  |
|------------------------------|--|
|                              | <p>ぞれへのケアは必要であると考えますが、今、町長おっしゃいましたように、まずは仕事を楽しめるような環境、気軽に相談や情報交換ができるような時間、仕組みを導入することをぜひとも御検討いただきたいというふうに、さらにその導入を検討いただきたいというふうに思います。</p> <p>1つ目の質問でピーター・ドラッカーの事業の目的は喜ぶ人を増やすことであるという言葉を紹介いたしました。私は、この言葉の喜ぶ人とは、事業によりサービスを受ける人だけではなく、サービスを提供する人、すなわち職員も喜ぶことができることが事業の目的であると思います。そして、これが職員の心身の健康ややりがいの維持につながると考えます。職員が犠牲になって、住民を幸せにすることはできません。それでは、住民は心から喜ぶことはできません。今現在も悩み苦しんでいる職員がいるかもしれません。もし、そのような職員がいるとしたら、また、町役場の職場環境に何かしらの課題が今現在も残っているのだとしたら、この質問が、町のこの問題に対する取組をしっかりと強化する一つの理由、きっかけとなることを願ってやみません。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p> |
| 議長                           | 以上で、1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。  |
| <h3><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></h3> |  |
| 議長                           | 次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。   |
| 5番議員                         | 5番、渡邊晃子です。皆様大変お疲れのところと思いますが、これで終わりますので、何分お付き合いのほどお願いいたします。町営住宅の管理についてということで通告をさせていただきました。まず、現況についてということで、今の町営住宅の一覧を作っていただきました。これだけ管理をされているということで、まずですが、ちょっと不勉強で申し訳ありませんが、公営住宅法と、資料の8ページになります。公営住宅法以外というところのこの違いの御説明、また、特定公共賃貸住宅というもの、これは法律に基づくと書いてありますが、私も読んでみて、定義があるということは理解するんですけども、管理する上で何か違いがあるのかどうか、そういうところをまずちょっと御説明お願いします。  |
| 町民課長                         | お疲れさまでございます。では、資料を提出をさせていただいております。資料の8ページを御覧いただきたいと思います。ただいま、公営住宅の内容についてでございますが、一番右側に公営住宅法、また、その下に公営   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>住宅法以外と、また特定公共賃貸住宅等々あります。公営住宅の分野につきましては、公営住宅法によりまして、補助金を頂いた中で建設をした経過がある住宅が主なものでありまして、主に生活に困窮する低所得者を対象としまして、家賃を設定されている賃貸住宅でございます。また、その下の公営住宅以外の住宅であります、これは、国庫補助等を頂かないで、町独自で建設をした住宅が主なものでございます。そして、中段の特定公共賃貸住宅であります、公営住宅の低所得者には該当しませんが、中程度の所得層向けに賃貸をされる住宅であります。そして、一番下の雇用定住促進住宅につきましては、令和元年に建設しました新田の住宅であります、定住の促進、また、医療、介護の人材の確保ということで、町で条例を制定をさせていただきまして、設置をした住宅でございます。以上でございます。</p> |
| 5 番議員 | <p>それで管理の仕方について、何か違いがあるのかというところをお聞きしたいのですが、例えば、小海町町営住宅管理条例には、整備基準が第2条の2に書いてあります。町営住宅及び公共施設の周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。また、(2) 安全・衛生・美観等を考慮し、かつ入居者等にとって利用しやすいものとなるよう整備することなどが書いてありますが、特賃の条例のほうにはこれが見当たらないかと思うのですけれども、また、特賃に住んでいるということ、私自身もこういう議員としての立場になって、特賃という言葉を知ったわけなんです、住んでいらっしゃる方もそういうことは御存じないと、お聞きしたいのは、管理が何か違うのかどうかというところです。</p>                                       |
| 町民課長  | <p>町営住宅の管理ということでありますが、条例には、今、紹介されましたような事柄が並んでおります。でも、実際の管理ということになりますと、全て同じであります。入居者の皆さんに対しまして、生活環境、そして生活しやすい居住空間を設けるということで管理をしてございます。以上でございます。</p>   |
| 5 番議員 | <p>さらにですみません。さらに、小海町町営住宅管理条例のほうの第55条には、町営住宅管理員という文言が出てきます。町長が町職員のうちから二人以内の範囲において任命するとあります。ちょっと確認なんです、これはどなたに当たりますか。</p>  |
| 町民課長  | <p>この管理は、町民課の生活環境係で行っておりますから、その者が管理に当たっているという解釈をお願いしたいと思います。</p>   |
| 5 番議員 | <p>生活環境係の方ということで、この第55条では、管理員が町営住宅及びそ</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>の環境を良好な状態にするよう、入居者に必要な指導を与えるとなっております。先ほどの御説明で、管理の仕方は全て同じだということをお聞きしました。ですが、どこと言わないんですけれども、階段にコケが生えて滑りやすくなっていたりだとか、ごみが目立つなとか、そういうところも結構あるかと思うのですけれども、これはどうなんでしょうかね。入居者の皆さんの責任なのか、その辺は管理員の方ときちんとやり取りができていますのかどうか、お願いします。</p>   |
| 町民課長 | <p>通常の管理については、例えば、周りの草刈りとか、そういうことは気がついた、気がついたというか大体時期で伸びた段階で行っているということでもあります。今、言われるような階段のコケだとか、そういうものについては、なかなか気がつかない、それは気がつくほうが普通だろうと言われてればそれまでなんです、そういう連絡をいただいて、気がつくこともありますので、その段階で対応するというような形になります。また、ごみが散らかっているということについては、なかなかこれは一つの例なんです、自分がお住まいのところで、あえてごみを散らかすということはあまり考えられないんですけれども、中には、ちょっといろいろなことが発生をすることがございます。そういうときは文書をもって、誰彼ということではなく、その住宅にお住まいの皆さんに配布をして、注意を促すという対応でございます。</p> |
| 5番議員 | <p>ちょっと細かいことで申し訳ないんですけれども、前回の議会でも係の方から、基本的に連絡を受けてから行くということをお願いしたけれども、ふだん、例えば、この週はどこに見回りというか、行くというか、そういうことはされていないという理解でよろしいですか。</p>  |
| 町民課長 | <p>この週はどこに行く、そういう定期的なスケジュールはつくっておりません。だが、実際には、その定期的なスケジュール以上に相談とか、問合せとかありますから、相当頻繁に出向いている、それが現状であります。</p>   |
| 5番議員 | <p>分かりました。これ、御意見としてなんです、芦谷のようなまとまったところなんですけれども、住民の管理組織というか、そういうものはつくったりしないのかなということを、住民の方がおっしゃっておられましたけれども、そのあたりはいかがですか。</p>   |
| 町民課長 | <p>住民の管理組織というものは、基本的には、それぞれの区に町営住宅を建設場所によりまして属しておりますので、そこの第何組の組長さんとか、そういう感じで、順番で回っている。そういうことを入居する際に説明をさせてもらっているということでもあります。ただ、今言われる芦谷の特質</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | 住宅、ヒルサイドコーポ、これについては、ちょっと経過は私は定かではないんですが、聞くところによりますと、建設が平成6、7年頃でありまして、平成の初めでありまして、その頃は、まだ芦谷の地区も、あまり大きい集落ではございませんでした。そこへ、あれだけ大きな町営住宅が建設をされたという背景の中で、もともとの戸数が20軒か、30軒の集落にそれ以上のアパートというか、そういうものができることについて、その区で対応をとることがなかなか困難だったのではないかという背景があると思います。以上です。 |
| 5番議員 | 次なんです、ごめんなさい、やはりそれ結局、そういうことで、そういう背景があると、これからそういった組織はやはり区でということ、すみません、確認です。  |
| 町民課長 | そこの部分については、誰が例えば組長さんで、配布物を配布してもらうとか、そういうことではなく、町が直接、一戸一戸配布物を配布をする。また連絡事があったら連絡をする。そういう体制を取っております。   |
| 5番議員 | ちょっとそれも町の負担が大変だなと今聞いていて思いましたけれども、ちょっとまた検討をお願いします。<br>それで、敷金、家賃の3か月分を取られていると、これは公営住宅法にのっとり、また条例でも徴収することができるとはなっていますけれども、また条例の中には、敷金運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てると、入居者の共同の利便のために使用することとするとうたっていますけれども、この辺はどうなっているのでしょうか、お願いします。                        |
| 町民課長 | 敷金については3か月分、どの住宅も頂いております。そして、利子については、管理運営のために充当をさせていただくということでございます。   |
| 5番議員 | 管理運営に充てていると、複数の入居者の方から、敷金しっかり3か月分取られるけれども、入ったときにとっても汚れていただとか、木皮が落ちてきたとか、修繕箇所が複数残っていたとか、そういう苦言をお聞きしました。そのあたりどうなっているのでしょうか。   |
| 町民課長 | 今、言われるような御指摘は正直言って私は耳にしてございません。そういう中ではありますが、敷金については、故意的に壊してしまった部分、そういうものについては、退去の際に敷金を充当して修繕をお願いしている。ですが、資料で提出をさせていただいたものの中で、ほとんどが築20年、25年以上のものでございます。入居者が退去される際に、経年劣化による傷みが激しい部分、そういうものについては修繕を行いまして、新しい入居者の方の生活環境を整えているという状況であります。先ほど、申           |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>されたようなことが現実にあるということになれば、入られる時点でちょっとこここんなになっているから相談に乗ってもらいたいとか、そういう御発言があるかなとも思いますが、いずれそういうような意見もあるということで、確認には確認を重ねて管理をしまいるということになるかと思えます。</p>  |
| 5番議員 | <p>もちろん、当然、確認には確認を重ねていくということで、こういうことではないように、ぜひお願いしたいと思えます。</p> <p>現況改修について、どの程度行われてきたかということについては、申し訳ありません。ちょっと通告に反しますけれども、今後の計画についてのところでお聞きしたいと思えます。</p> <p>それから、設備のところです。細かいところで申し訳ありませんが、風呂釜、古いところは風呂釜は御自分で入れられたということですよ。それから、エアコンですが、エアコンは雇用定住促進住宅だけについているということで、これはなぜなのでしょう。</p>   |
| 町民課長 | <p>まず、改修についてでございますが、資料の9ページを御覧いただきたいと思えます。大規模、中規模の改修の捉え方これにもいろいろあると思えますけれども、まず、(1番)であります、改修、平成28年によしの窪と馬流清水町団地のサッシを二重化させていただいていると、金額は約550万円でございます。また、令和元年度には、芦谷の特賃住宅B棟の3階のベランダの工事を70万ほどでさせていただいているという経過がございます。</p> <p>また、設備について、お風呂の浴槽、風呂釜を持ち込んでいた時代があるということだと思えます。公営住宅法や公営住宅等整備基準、これによりまして、建設がされております。そして、時代の趨勢とともに改正がされております。建設当時の整備基準においては、浴槽だとか、風呂釜、そういうものが入居者の負担になっているという制度がございました。そのときに、建設したものは、当然、平成の初期、風呂釜をお持ちになって入居されたケースもございます。その頃は、先ほど黒澤議員のお言葉の中に、10年前の常識が今では非常識だというような話でありまして、30年前の常識が今では考えられないことになっております。そういう中で、現在は浴槽だとか、風呂釜、町のほうで整備をしております。いつから、そうなったかは定かではありませんが、担当をたどりまして5代前の担当まではそういうことがなかったということでもありますから、平成10年代はあったかどうか分かりませんが、最近はそういうことはなく、町のほうで用</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>意している、用意というか設置をしてあるということです。また、エアコン、エアコンにつきましては、新田住宅については、建設時に設置しております。そして、その前の住宅については、住宅建設のときに、まだ、設置がされていなかったということでもあります。これは、温暖化等の問題もあろうかと思いますが、時代の流れによりまして、一般住宅にも今はエアコンが普通に設置をする時代かなと、それがたまたま5年、7年前は選ばれる時代だったのかなという感じでございます。</p> |
| 5番議員 | <p>ということは、これから造られる町営住宅にはエアコンは標準整備、また太陽パネルもそうなんですか、その辺のお考えをお願いします。</p>  |
| 町民課長 | <p>エアコンについては、これから建設する住宅、これは普通の設備になってきておりますので、冷暖房をエアコンでというようなイメージで、エアコンは設置していくべきだと考えております。また、太陽光、これについても地球温暖化、脱炭素、そしてゼロカーボン、こういう社会的背景から、太陽光発電システムを設置をしまして、環境への配慮をしていくということで、本年、建設をしております大畑の住宅についても設置の設計でございます。以上です。</p>               |
| 5番議員 | <p>次に、防災対策しっかりできているのかということで、私、ちょっと耐震のことを抜けてしまったんですけども、火災警報器と消火器について、先ほど、9番議員さんのほうからも質問がありました。火災警報器は今年度でもう全て設置できたということによかったなと思いますが、今後の点検については、これはもう個人の負担というか、責任になるんでしょうか。</p>   |
| 町民課長 | <p>火災警報器の点検につきましては、これは、町でやるべきでありますから、そのとき、そのときごとに町で行っていくということでございます。</p>   |
| 5番議員 | <p>細々すみません。消火器なんですけれども、設置義務はないのかもしれませんが、やはり古いところにはついていない。団地、5戸ですから、あれかと思うんですけども、このままでよいとお考えでしょうか。お願いします。</p>   |
| 町民課長 | <p>このままでよいかどうかということではありますが、このままではまずいということは、誰がお答えしてもそういうことになるのではないかと。消火器については、建設基準や消防法によって対応しているということが現実であります。ただ、設置をしていない住宅が資料のとおりであります。居住空間の安全性の観点、そういうことを考えますと、順次整備をしていく、それが正しいのではないかと感じております。</p>                                  |
| 5番議員 | <p>安心の町営というところで整備をお願いしたいと思います。</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>それで、通告をしていなくて恐縮なんですけれども、防災無線についてもちょっとお伺いしたいと思ひまして、もともと防災無線というのは、もともとはついて、町営住宅についていないのでしょうか。入るときにつけて、総務課にお願いしてつけていただくということになるのでしょうか。よろしいですか。</p>  |
| 総務課長 | <p>これは、申請主義ですので、こちらから強制的に入れられるものではありませんので、欲しいという方には1戸につき1台は無料でつけて差し上げております。2台目以降については有料ということになります。以上です。</p>   |
| 5番議員 | <p>先般、町営住宅に限らないので恐縮ですが、先般、大きな水漏れ事故があったときも、防災無線に入っていないお宅が突然出ないという事態に陥ってしまったと、これは係の方にもお伝えしたんですけれども、防災無線が入っていても、その時間にうちにいなければ情報は入らないということで、町はSNSなどで発信などはしていないんですけれども、せめて、今あるホームページに防災無線の情報を載せるということをぜひお願いしたいんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。</p> |
| 町民課長 | <p>町での出来事を町民の皆様に的確にお知らせをするということは大切なことでもあります。そして、防災無線は無線でありますから、何かのかげんによって受信ができない場合もあります。そういうことも考えますと、今、発言されますように、ホームページの中で防災無線のお知らせ内容、そういうものを掲載をしていくということになろうかと思ひます。</p>  |
| 5番議員 | <p>じゃ、ホームページに載せていただけるということで理解いたします。ぜひ、早急をお願いいたします。</p> <p>それで、土地賃借関係についても、一番、8ページの下のほうに出していただきました。これ、別に特定の場所についてお聞きするわけではないんですけれども、ちょっと教えていただきたいのですが、例えば、契約期間のどれくらい前から今後についての検討を始めて、契約相手方と協議を始めるのか、そういうシステムのことを教えていただきたいと思ひます。</p>  |
| 町民課長 | <p>それぞれの土地については、期間がそれぞれであります。契約の内容もそれぞれでございます。趣旨は同じでありますから、そういう中でありますから、それにうたわれている期間、例えば、3か月前までに双方どちらかから申出があった場合は相談に乗るというような内容がございます。その時点については、それぞれの契約書に示されております。以上です。</p>  |
| 5番議員 | <p>公共施設等総合管理計画というものが、どの町村にもあるかと思ひます。北相木村、小海町ともそっくりなんですけれども、ちょっと違いは公営住</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>宅のところの違いは、統合や廃止の推進方針という部分で土地が借地のものもあり、所有者から申出があった場合は施設を撤去することから、調整が必要になりますとあります。小海の計画にはこういう記述がないんですけども、それは計画にないというのはちょっと不安になるんですけども、そういうところはどうか捉えていらっしゃるのか、契約相手とはきちんと関係が保たれているのかお聞きしたいと思います。</p>   |
| 町民課長 | <p>公共施設管理計画については、ちょっと手元にもなく、確認もしていないので、何ともお答えができません。申し訳ありません。</p>   |
| 5番議員 | <p>ちょっと通告の不備ということですが、ぜひそういう細かいところも検討していただきたいとか、明記していただきたいと思います。今後の計画についてに進めさせていただきたいと思います。ちょっとまたこれ、今の小海町公共施設等総合管理計画というものを引かせていただくので、お手元がないということで恐縮ですが、この40ページに本町が管理する公営住宅等で建築後30年以上になる公営住宅が全体の約50%に上り、老朽化が進行しています。今後、既存ストックを有効に活用することを前提として、計画的に住宅改修、建て替えを実施することにより、安全で安心な町営住宅の供給を推進しますと書いてあります。また、その中の細かい部分で維持管理修繕更新等の実施方針、点検の結果を踏まえ、早期の段階で予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持、管理に努めるとともに、修繕などの履歴を集積、蓄積し、老朽化対策等に生かしていきます。また、住宅供給公社に委託することにより、維持管理の圧縮について検討しますということが書いてあります。これを読んで、点検修繕維持管理が一体できているのかというところ、資料で先ほど改修の御紹介ありましたけれども、これ最近の、平成28年度からこういうことしか行われていないということで、維持管理というか、修繕、点検だとか、そういうことはされているのかお願いします。</p> |
| 町民課長 | <p>大規模とか、中規模のものを資料として出させていただきました。維持管理、そして修繕、小規模な修繕、そういうものについては、いろいろな内容がございます。決算額で申し上げますと、令和元年度の決算で約400万円、そして令和2年度の決算で約450万円を充当をさせていただいているという現実でございます。そして、本定例会の補正予算に100万円の修繕費を増額の補正をお願いしております。入居者の皆さんの要望、要求、希望、そして、冬場を迎えるに当たりまして、水道等の凍結、破裂、そういうものに備えての補正計上ではありますが、そのように、どちらかという要望</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | に応えられる、そういう対応をしているという状況でございます。   |
| 5番議員 | それから、住宅供給公社に委託することにより、維持管理の圧縮について検討しますと書いてあるんですけども、そのあたりはいかがですか。公社に委託を検討されているのかどうか。  |
| 町民課長 | 内容について、改めて確認させていただかなければ、はっきり分かりませんが、現実的に、管理を委託をするという体制にはなっていないと、私は思います。以上です。   |
| 5番議員 | 町民課長はそう思っていないということでありました。それで、統合や廃止の推進方針、また同じところなんですけれども、細かいところで、統合や廃止を推進方針のところでは、老朽化が著しい住宅については、住宅需要と住民ニーズを踏まえ、計画的に修繕、建て替え、除去等の対策を実施し、快適な居住水準の向上と安全で安心な公営住宅の供給を推進しますとあります。一番古いので昭和38年と、私も場所、もちろん分かっていますし、住民の方とお話もしたりしましたけれども、老朽化がすごい、床がきしむだ、サッシが閉まらないだとありますけれども、こういうことが計画にうたわれていますが、具体的にこういう建て替えや除去だとか、計画はされているのか、住民の方とお話はされているのか、そのあたりお願いします。 |
| 町民課長 | 具体的にどの住宅をいつ頃こうしますという計画は改めてございません。ただ、議案質疑で若干申し上げさせていただきました、長期振興計画の中には、令和5年度に16戸、そして、6年度に8戸というような計画はございます。いずれにしても、老朽化している町営住宅、これは土地の有効利用につながるような計画を立てた中で、建て替えを順次進める必要があると、これは明らかでございます。そして、先ほど、条例にも触れられましたが、町営住宅の管理条例によって、建て替えに関する規定もございます。そういう中でありますが、入居者の引っ越しだとか、住み慣れた住宅からの離れる精神的な負担だとか、そういうものに十分配慮しながら進めることが大切ではないかと、こんなことを感じております。           |
| 5番議員 | もちろんそうですね。長きにわたってそこに住まわれているというところで、その辺の配慮はもちろん慎重に慎重を重ねてお願いしたいと思えます。今、お手元にないということで、分からないかとは思いますが、小海町公共施設等総合管理計画、お分かりになればですが、これだけでしょうか。例えば、巻末資料があるだとか、もう少し細かい付随したものが   |

|      |  |
|------|--|
|      | あるとかお分かりになりますか。  |
| 総務課長 | また、資料を下のほうで御覧いただけますので、ぜひ帰りに寄って見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。  |
| 5番議員 | お聞きしたいのは、例えば、参考で佐久穂町も同じ公共施設等総合管理計画があるんですけども、公営住宅のページを見ると、老朽化度がパーセントで出ていましたり、主要建物耐用年数到来年度も一覧ですぐ分かるようになっていました。巻末資料とかではなくてですね。また、北相木村は、計画自体はひな形が同じなのかそっくり同じで、公営住宅も40ページまで一緒だったんですけども、ただ違いは巻末資料で公共建物等一覧で耐震診断や土地所有建物所有が一覧で出ていますし、コンピューター入力しただけかもしれませんけれども、公共建物更新費用内訳が年度別、また更新種別、更新費用と令和31年までの長期にわたって建て替えや大改修の計画が示されています。小海町にはこういうものがないのか、こういう長期的な計画がないのかということをお聞きしたいのですけれども。                                    |
| 総務課長 | 先ほども申し上げましたが、下で見ていただければ一目瞭然なんですけど、これは全国的にどこの町村もみんな一斉に整備したものでございまして、様式もほぼ同じでございます。それで、小海町におきましても、何年度にはどの施設の改修が望ましいという形で書いてございます。ただ、そこにある計画を、全て計画どおりに実行するというのは、予算的な絡みもございまして、思うようにはできないというのが現実でございまして、また、後ほど資料を見ていただいて、何がどうなっているかということをお覧いただければと思います。  |
| 5番議員 | 私が、下で見に行くというのは、もちろんそれはできることであれなんですけれども、ただ、佐久穂や北相木はネット上で簡単に町民が誰でもすぐ見られるわけで、こういうものを町民に分かりやすくお示するという姿勢が大事なのではないかということをお願いわけです。<br>それで、次に進みますが、先日の議案質疑の中で町営住宅の建設に緊急性があると総務課長おっしゃられました。応募状況を近年のね、出していただきました。これを見ていますと、土村南町、9ページになります。建設後に、1件募集のところを5件応募があったとか、それは多いなと思いますけれども、これ全体に見て、緊急性なのかなということをおもいます。私も実際に町営に応募したい、住みたいけれども、大畑どうなるのかなということをお聞かれたこともありますけれども、これで緊急性なのかと繰り返しになりますが、それで令和2年に出された長期振興計画にもそういった緊 |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>急性のようなことは書かれていません。むしろ多様な理由により、町外へ移住してしまう世帯が少なからず見受けられますなど書いてあります。また、今年度の町長の施政方針の中にも本間の宅地造成や大畑の町営住宅のことしか上げられていません。この後、急に緊急性が生じたのかなということがとても疑問です。先日、的埜議員も指摘されました5月に頂いた、私、議員になってから5月に頂いた令和3年度から5年度の長期振興計画の町営住宅の建設の欄には、令和3年度大畑6戸分、これは4戸になりました。5年度に本間8戸分、しかし、先ほど町民課長もおっしゃられましたけれども、先日頂いた新しい長期振興計画には、本間の前に場所も示されずに令和5年度に16戸という、これは一体どういうことでこうなったのかというのを、もう一度、詳しく御説明お願いします。</p>   |
| <p><b>町民課長</b></p> | <p>先日の議案質疑でも若干触れられまして、住宅に緊急性というか、不足をしているというお話でございます。先ほどの資料の9ページ、中段、(2) 過去5年の応募の状況でございます。新しい住宅を建設したときには、このように申込みがありましたという表でございます。そして、(3) 番、近年の建設住宅への応募状況、これ入替えの部分であります。退去した方と応募される方、栄町の住宅につきましては、4戸ありまして、入居時というか、新築をして、初めて募集をしたときに4戸で4戸の応募がございました。そして、30年に1世帯退去されまして、そして、募集したところ2世帯が応募されている。そして、南町の住宅につきましては、新築をして8戸募集しましたところ、10戸の世帯の皆さんが応募をされたと、南町、令和2年に1戸退去がありまして、そのときは5戸応募があった。新田住宅については、8戸に対して8戸、この住宅については世帯向けというか、若干、2世帯というか、1人でお住まいになるか、お二人かという若干間取りが小さいものでありまして、8戸ということでございます。そして、今の建て方、対面キッチン、そのような現代風の建物については、恒常的に空き家となっている住宅はございません。先ほど、説明をさせていただいたとおり応募のほうが多いと、そして入居の問合せ、そういうことを考えますと、現在、町で管理をしている住宅、その供給量、それと需要、供給量より需要のほうに勝っているのではないかとということで、あのような発言をさせていただいたと思います。</p> <p>ただ、トータル的に築30年、平成の初期、そういう建物に若干の空き家がある。これは、入る人の、早く言えば人生設計、安いところでも時のしのぎでいいとか、そういう方もいらっしゃるかもしれないが、せっかくここ</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>で住むからきれいなところがいい、そういう方がニーズとしては大勢いらっしゃるということで、そういうような御発言をさせていただいたということでもあります。</p> <p>また、長期振興計画につきましては、前回のものをローリングという言葉で見直しをさせていただいて、今回、明日、全員協議会で説明をさせていただく長期振興計画ですから、当然、翌年度の計画はできる限りそれに沿った予算計上を行っておりますけれども、やはりそのイメージどおりには、なかなか事が進まない、これは世の常であります。そういうことで、ローリング、見直しを行う、そのローリングはある意味、先送りのローリングだけではなく、もしかしたら事によっては、前へ移動するローリングも考えられます。そういうことで常に変更が生じるということでございます。以上です。</p>  |
| <p><b>5 番議員</b></p> | <p>ローリングについては、趣旨というか理解しているつもりですがけれども、ちょっと前に大畑が4戸、本間8戸とあって、いきなり16戸、この16戸という、新しいところに住みたいって、私先ほども言いましたけれども、友人からも聞かれたりしましたが、16戸も場所も書かずに出してくるという、何ていうか根拠と申しますか、そういうところがちょっと今の御説明でもよく分かりません。</p> <p>私、ちょっと現在、ある町営住宅にお住まいの子育て世帯の方から御意見をいただきました。その御意見は、だんだん子供たちも大きくなり、引っ越しなども考える家庭も出てくると思います。新しい住宅を造るのもいいですが、今、住んでいる人はいずれ出ていくことになりますよね。造る、でも、ほかの住宅は出ていく、何か無駄ですよとおっしゃっておられました。私、自分の意見を言って、どう思うか聞いたわけではないんですね。この方の率直な御意見です。こういった様々な住んでいる方々の御意見把握した上で、長期的な計画を立てているのか、それはとてもそうは私には思えません。</p> <p>それで、議案について、これも通告をしていないので、あれなんです、今後、ますます空き家が増えていくのだから、公営住宅の運営をやめて、低所得者向けの家賃補助に切り替えたほうが効率的、こういうような御意見もあります。公営住宅の運営をやめるなどという極論は、私は賛同しませんけれども、小海町にも、小海町空き家対策等計画、空き家対策協議会、空き家等対策事業補助金というものがあるかと思えます。この計画については、拝見しますと、平成29年から平成31年の3年間となっていたんです</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | けれども、その後、どうなっているのか、また、対策協議会やその補助金等を含めて、総合的に、ちょっと通告していないで恐縮ですが、総合的に空き家対策どうなっているか、簡単に教えていただけるでしょうか。  |
| 町民課長 | では、空き家もですが、5年度の計画につきまして場所は特定をされておられません。そして、16戸という数字は載せていただいております。そういうことではありますが、令和4年中に、やはり場所、そして先ほど申されましたとおり、子供さんが大きくなって、ここで住んで、住み心地がいいというか、間取りが間に合うというか、そういうものであったら住み続けたい、そういう意向、単身向けなのか、世帯向けなのか、そういうことを最近建設した栄町だとか、南町、そして新田住宅、本年建設しています大畑の住宅、そういうところの入居者の皆さんの意向、そういうものも伺った中で、具体的な検討を行ってまいり。そして、最終的には、議会の皆様に御相談、御協議をいただきながら、令和5年度の予算へ反映させていただきたいという内容というか、腹づもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。   |
| 総務課長 | <p>空き家対策ということで、通告いただいておりますので、詳しい資料というか、詳しい説明はできませんけれども、まず、その前に、住宅需要でございますけれども、16戸という住宅の数、無計画というご判断でございますけれども、ご存じのとおり、今、臼田に大規模な工業団地ができております。聞くとところによると、そこに入ってくる工業団地で働く皆さん、今、住宅をかなり探されているという話を聞きます。それで、私のほうにも、本間の団地はいつできるんだと、早く造ったほうが売れるよという話もいただいております。それから、今、住宅に困っている方、私の耳に入っているだけで、5人の方が早く住宅が欲しいと、住宅が欲しいというか、要するに町営住宅に入りたいという皆さんが5人います、今のところ、これ多分大畑をこの3月に募集をかけると思ひますけれども、当然、競争になると思ひます、4戸しかありませんから。という意味で、かなり需要が高くなってきている。それから緊急性は当然あると、そういったことを考慮して我々もいろいろと長期振興計画で計画をローリングしているわけですが、そういうこともぜひ世間の情勢もご理解いただきながら、お考えいただければというふうに思ひます。</p> <p>それから、空き家、空き家と言ひますけれども、空き家って基本的に、そのままでは使えない空き家がほとんどです。これから増えてくる空き家も、要するに築50年とか、80年とか、そういった空き家が主になってきま</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>す。どちらかという、今、空き家対策は壊す、そのまま放っておかれると困りますので、町で補助金を出して壊していただく、どちらかという、そういうほうが今主になっております。</p> <p>私、考えるのは、確かに町営住宅を建つのも重要なことですが、ある程度いい空き家であれば、町がある程度水回り等を改修して、それを今度賃貸住宅だとか、移住定住促進住宅だとか、そういったものに使っていただければなというふうに思っております。これについては、また、新年度以降、そういったものを構想を実現していくように、政策を組んでいただければと思うのですが、そういった簡単に空き家、空き家対策と言いますが、そういうことがあるということは、ぜひご理解をいただきたいと思っております。</p>             |
| 5番議員 | <p>そういった事情があるということで16戸と出されてきたということで、理解はいたしました。</p> <p>最後に、町長にお伺いしたいと思います。この議会の冒頭のご挨拶では、住宅のことは触れられておりませんでしたけれども、その次の朝刊、信濃毎日新聞の取材に町長は町営住宅増設や、宅地造成などを通じた宅地不足の解消とおっしゃっておられました。今までの議論を聞いておられて、長期的なビジョンというか、町長のお考えをお示しいただきたいと思っております。お願いします。</p>  |
| 町長   | <p>先ほど、資料154戸ある中で、空きがないというようなことで、新しいものを造るということのほか、私は、災害時に入る家というものが必要だと考えます。そういったものを総合的に考えてみた場合に、町は家が不足していると、それから、先ほど総務課長申しました中部横断の臼田インターの下に5戸の工業団地、全て完売しております。もうすぐ、来春には着工ということで、そういうことになると、すぐに社員の募集等々があり、本間のあの地から約15分くらいでその工業団地に入ろうかと思っております。そういったことも含めた中で、やはり住宅がもうちょっと早くできればというふうに思っておりましたけれども、長期ビジョンということになれば、そういったものの対応も住宅は必要ではないかというふうに私は考えております。</p> |
| 5番議員 | <p>先ほど、町長のご発言で、町民の安心・安全は行政の基本中の基本ということもおっしゃいました。昭和38年に建てられた住宅など、そういうことも安心・安全と言えるのかどうかというの我也想います。長期振興計画には、公営住宅の施策内容で、1、宅地の供給、ミニ宅地造成を含めた計画を策定</p>   |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>し、環境の整った優良宅地の供給を図るとともに、借家から持家への移行の促進に努めます。2、町営住宅の供給、民間の住宅供給の状況に留意しながら、必要に応じ新婚世帯、独身者向けの快適で利用しやすい町営住宅を建設します。3、空き家等の利用、空き家バンクへの登録を進め、空き家等対策事業補助金等の利用促進により、様々な目的に利用活用できるように検討します。4、町有地の有効活用、老朽化した町営住宅を解体し、また、遊休化している町有地を宅地分譲するなど、有効活用を図りますと書いてあります。町営住宅を造るなどは決して言いません。ですが、そのバランスというか、建設と空き家、空き家と言うけれどもとおっしゃいましたけれども、そういうこの1、2、3、4の4つのバランスが取れているのかというところで、少し疑問に思います。長期の計画について、もう少しはっきりとしたビジョンをもう少しお示しいただけたらと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p> |
| <p>議 長</p>          | <p>以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p>   |
| <p><u>○ 散 会</u></p> |  |
| <p>議 長</p>          | <p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして明日8日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については大畑町営住宅建設地、落石防止柵、馬流、本間の土地交換予定地です。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。御苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 4時54分)</p>  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令 和 3 年 第 4 回</b> |   |
| <b>小海町議会定例会会議録</b>   |   |
| 「第 17 日」             |   |
| *                    | 開会年月日時 令和3年12月17日 午後 3時00分  |
| *                    | 閉会年月日時 令和3年12月17日 午後 3時46分  |
| *                    | 開会の場所 小海町議会議場   |
| <b>会 議 の 経 過</b>     |   |
| <u>○ 開 会</u>         |   |
| <b>議 長</b>           | <p>皆さんこんにちは。本日は令和3年第4回定例会最終日であります。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今年も残すところあと僅かとなりました。町は今年もコロナの対応に追われた一年でありました。最近は、そのコロナもワクチン接種が行き届き、感染状況もやっと収まってきたところではありましたが、新種株のオミクロン株が先月下旬に確認をされました。最悪の場合、第6波を想定し、3回目のワクチン接種の前倒し等の検討がされるなど、国も対応に苦慮するところでもあります。町では来年3月を目途に追加接種を考えているとのことですが、いずれにしましても、この年末年始を控え、コロナやインフルエンザなどのウイルス対策を徹底し、穏やかな新年を迎え、町民の皆さんが平穩にそして、無事に日々を過ごせますよう心より御祈念を申し上げます。ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。</p> |
| <u>○ 議事日程報告</u>      |   |
| <b>議 長</b>           | 本日の議事日程は、お手元に配布し申し上げたとおりであります。  |
| <u>日程第1 「諸般の報告」</u>  |   |
| <b>議 長</b>           | <p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの2ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。</p>  |

## 日程第2 「行政報告」

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 日程第2「行政報告」を行います。<br>町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。   |
| 町 長 | 皆様あらためましてこんにちは。17日間におよぶ第4回定例会大変お疲れさまでした。では2件ご報告申し上げます。<br>1件目ですが、昨日の信濃毎日新聞でも報道されていましたが、15日に佐久地域振興局にて移動知事室が行われ、浅間山の噴火対応や中部横断自動車道の早期着工などについて意見交換が行われました。当町としましては、早期着工と整備済区間も含め通行料の無料化を継続するよう国に強く働きかけていただくよう要望しました。<br>2件目ですが、東京電力の100%出資の子会社である発電事業会社から、メタンガスによるバイオマス発電所を当町に建設したいので、用地の提供をいただきたいとの申し入れが来ております。事業の概要をお聞きしたところ、当町で発生する生ごみや畜糞、キノコの廃菌床なども受け入れができ、発電後の原料については堆肥や燃料用ペレットに加工してリサイクルするとのことで、カーボンニュートラルの取り組みとしては願ってもない施設になるのではないかと考えております。この件につきましては年が明けましたら、議会全員協議会で事業者から直接説明する機会をいただきたいと思っておりますのでよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、ご報告といたします。 |
| 議 長 | 他に行政報告がありましたらお願いいたします。   |
| 議 長 | 以上で行政報告を終わります。<br>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。   |

## ○ 議案の上程

|                      |  |
|----------------------|--|
| 議 長                  | それでは順次議案を上程いたします。                            |
| <u>日程第3 「議員派遣の件」</u> |  |
| 議 長                  | 日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。<br>(事務局長朗読) |
| 議 長                  | 朗読が終わりました。お諮りいたします。                          |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | 議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。   |
|                             | (異議なし)   |
| 議長                          | 異議なしと認めます。<br>したがって、議事日程つづりの3ページ、4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。   |
| <b><u>日程第4 「議案第38号」</u></b> |  |
| 議長                          | 日程第4、議案第38号<br>「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。<br>民生文教常任委員長 井出幸実 君。 |
|                             | (委員長報告—可決と決定)  |
| 議長                          | 委員長報告に対する質疑を許します。<br>質疑のある方は、挙手をお願いします。  |
|                             | (質疑なし)   |
| 議長                          | これで質疑を終わります。<br>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。  |
|                             | (討論なし)   |
| 議長                          | これで討論を終わります。これから議案第38号を採決いたします。<br>委員長の報告は、可決であります。<br>議案第38号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。                            |
|                             | (挙手全員)   |
| 議長                          | 挙手全員と認めます。<br>したがって議案第38号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。   |
| <b><u>日程第5 「議案第39号」</u></b> |  |
| 議長                          | 日程第5、議案第39号<br>「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してあります  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ので、委員長より審査結果の報告を求めます。<br/>民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>  |
|      | (委員長報告—可決と決定)   |
| 議長   | <p>委員長報告に対する質疑を許します。<br/>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>   |
|      | (質疑なし)  |
| 議長   | <p>これで質疑を終わります。<br/>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>   |
|      | (討論なし)  |
| 議長   | <p>これで討論を終わります。これから議案第39号を採決いたします。<br/>委員長の報告は、可決であります。<br/>議案第39号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>                                  |
|      | (挙手全員)  |
| 議長   | <p>挙手全員と認めます。<br/>したがって議案第39号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>  |
|      | <u>日程第6 「議案第40号」</u>  |
| 議長   | <p>日程第6、議案第40号<br/>「小海町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。<br/>民生文教常任委員長 井出幸実 君。</p>      |
|      | (委員長報告—可決と決定)   |
| 議長   | <p>委員長報告に対する質疑を許します。<br/>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>   |
|      | (質疑なし)  |
| 議長   | <p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 5番議員 | <p>はい。5番渡邊晃子です。私は小海町部落差別の解消の推進に関する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。まずなぜ部落差別に特化したこの条例を作らなければならないのか、その理由がはっきりとは示されませんでした。国が平成28年に制定した法に準じての提出理由で</p> |

すが、国が制定した法に今後も何でも準じていくのでしょうか。また被差別部落がなかった小海だからこそ姿勢を示したいというご説明もありましたが、この条例を作ることによって、更なる啓発になるとは考えにくいかと思えます。小海町には小海町差別撤廃人権擁護に関する条例があります。その第1条には、この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であるとした日本国憲法と、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と自由人権思想の普及高揚を図り、もって平和で明るい小海町の実現に寄与することを目的とするとあります。これで十分ではないでしょうか。11月25日に開かれた差別撤廃人権擁護審査会において、審議員の皆さんは賛成の声多数でした。しかし、町側から既存の人権擁護条例の内容を示し、示した上でこれに加えて、なぜこの条例が必要なのかという丁寧な説明がされたとは残念ながら思いません。インターネット上での部落一覧の掲載や本の発行など悪質な事件が起こっていることはもちろん看過できない問題ではありますが、過去に自民党の友好団体、自由同和会が差別の助長になると大騒ぎすることはないとの、いまだに差別があることを根拠にすることは、差別の現状を見誤ると指摘をしました。その通りであり、ネット上の問題にどう対処するかは別の問題だと考えます。具体的な中身についてですが、この条例には、部落差別の定義がありません。運動団体において、あれも差別、これも差別という根拠にされないか危惧します。第5条教育及び啓発について、小中高において、部落差別について、教育がされてきていることは、先生方や教育長からも伺いました。また先月末の人権を考える町民の集いでも部落差別に特化せず、幅広く、しかし部落出身者というお立場での方の講演がありました。こういった活動がしっかり町民全体でこれまで以上に積極的に共有することで、更なる啓発はされるのではないのでしょうか。そして第6条が大変問題だと思います。委員会でこの調査は、今行われている教育や啓発活動がしっかりなされているかという調査のご説明を受けましたけれども、ここにはしっかりと部落差別の実態に係る調査と書かれています。平成28年参議院の法務委員会での付帯決議でも調査を実施するにあたっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものになるようその内容等について、慎重に検討することとあります。このように付帯決議がなされること自体、この中身に問題があることを物語っています。この問題の法に内容も素直に準じるこの条例はそっくりそのまま人権侵害に繋

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
|                                      | がる危険性をはらんでいると考えます。繰り返しになりますが小海町差別撤廃人権擁護に関する条例で十分だと思います。重ねて申し上げて、反対の討論といたします。  |
| 議 長                                  | 他に討論のある方は、ございますか。<br>これで討論を終わります。これから議案第40号を採決いたします。<br>委員長報告は、可決であります。<br>議案第40号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。   |
|                                      | (挙手多数) × 5、6  |
| 議 長                                  | 挙手多数と認めます。<br>したがって議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  |
| <b><u>日程第7～8 「議案第41号～議案第42号」</u></b> |   |
| 議 長                                  | 日程第7、議案第41号、日程第8、議案第42号については一括して議題といたします。<br>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。<br>予算決算常任委員長 篠原義従 君。   |
|                                      | (委員長報告—可決と決定)<br>(委員会からの要望事項—2件)  |
| 議 長                                  | 委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。   |
|                                      | (異議なし)  |
| 議 長                                  | ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤 弘君。  |
| 町 長                                  | 元職員による不祥事の件につきましては、11月2日発行の広報にて「職員の懲戒処分について」として内容等を掲載したところでございます。その中に記載しました今後の対応策については実施をしております。引き続き、全職員の綱紀粛正と服務規則の徹底に努めてまいります。<br>職員のメンタルヘルスにつきましては、今回の一般質問でも述べましたが、「チームワーク」と「相談体制」の二つが重要で、心の悩みの早期発見には自ら進んで何でもいつでも気軽に相談できる体制と、周りの職員の気づきがとても大切な事だと思っています。ご要望にありますとおり心に寄り添ったケアができる体制確立を進めてまいります。 |

|      |  |
|------|--|
| 議 長  | <p>これより日程第7、議案第41号「令和3年度小海町一般会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>  |
| 6番議員 | <p>はい。第6番的埜美香子です。私は補正予算第5号に反対の立場で討論いたします。JAとの土地交換について、議論を重ねてまいりました。議会に報告があったのが9月議会の全員協議会でした。その時には、主に馬流の米倉庫と隣接するお宅をセットで活用方法としては、3階建ての町営住宅20戸程度の建設は可能ですと、馬流の空洞化の問題もあるので、町営住宅にしたらどうかという話が唐突に提案されました。そして11月16日の議会運営委員会では、ヒルサイドコーポの契約が終わるから移転を考えなくてはならない、買い取るか、10年ももたないから取り壊すかと、その話も唐突な話でした。馬流だけでは足りないかもしれないから大畑にできる新しい町営住宅にも移ってもらわなければならないかもしれないと、ここで緊急性の話が出てきたわけです。委員会が出された資料を見ますとJAから申し入れがあったのが2月27日です。そして検討交渉がなされ、8月11日にJAと方向性が決まり、隣接する所有者の承諾が8月31日、議会に報告があった9月まで半年以上も前から話を進めていたわけです。ヒルサイドの件も1年半前からの話だと、その間議会には何にもなかったわけです。土地の活用についても有効活用をこれから皆さんと相談しながら考えると言いながら、町営住宅の緊急性が、臼田の工業団地だとか、災害時にだとか、次々と変わってきました。長期振興計画には町営住宅の予定は令和3年大畑、令和5年本間しか載っていない。町長の施政方針にも載っていない。それがこの町長の任期が終わろうとしているこの時期に急に提案をされる。町は土地の取得を軽々しく考え過ぎではないでしょうか。個人の家を町が簡単に買ってしまうことも大きな問題だと思います。そんなことなら家も買ってくれよ、家もまけるから買ってくれ、そういう話になってきますよ。新田住宅の時もそういう指摘がありました。そして今回、議会にもですが、地元にも全然相談がされていません。馬流のほんの一部の方達には、10月の下旬から11月の中旬になって、本間では全然されていません。千代里分校は歴史ある特殊な土地の話です。千代里の方達が寄付もしてきています。地域の合意なしに進めていいものではないでしょうか。そういった意味からも、もっと時間を掛けて、町全体のビジョンを立ててから進めべきだと思います。町長、信毎の取材を受け、次期に向けて、町営住宅増設など宅地不足の解消と言っているわけですし、そんな急ぐ話ではないと思います。3月の骨格予算、次、6月の補正までしっかりと町全体のビ</p> |

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | ジョンを立ててから進めるべきだと思います。以上が私の補正予算第5号の反対理由であります。  |
| 議長                         | 他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第41号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第41号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。                 |
|                            | (挙手多数) × 5、6  |
| 議長                         | 挙手多数と認めます。<br>したがって議案第41号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  |
| 議長                         | つづいて日程第8、議案第42号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。<br>討論のある方は挙手をお願いいたします。                                    |
|                            | (討論なし)  |
| 議長                         | これで討論を終わります。これから議案第42号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第42号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。                                 |
|                            | (挙手全員)  |
| 議長                         | 挙手全員と認めます。<br>したがって議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  |
| <b><u>日程第9 「陳情第4号」</u></b> |   |
| 議長                         | 日程第9、陳情第4号<br>「最低制限価格の設定に関する陳情書について」を議題といたします。陳情第4号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。<br>総務産業常任委員長 品田宗久 君。 |
|                            | (委員長報告—継続審査と決定)   |
| 議長                         | 委員長報告に対する質疑を許します。<br>質疑のある方は、挙手をお願いします。   |
|                            | (質疑なし)  |
| 議長                         | これで質疑を終わります。  |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。  |
|                     | (討論なし)   |
| 議長                  | これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。<br>委員長の報告は継続審査であります。<br>陳情第4号を委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。               |
|                     | (挙手全員)   |
| 議長                  | 挙手全員と認めます。したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。   |
| <b>日程第10 議案第43号</b> |  |
| 議長                  | 日程第10、議案第43号<br>「令和3年度一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。   |
|                     | (事務局長朗読)   |
| 議長                  | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。  |
|                     | (副町長説明)  |
| 議長                  | 説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。  |
| 議長                  | <b>【歳入】</b><br>6ページ<br>款15 国庫支出金 項2 国庫補助金 目2 民生費補助金<br>款17 財産収入 項2 財産売払収入<br>款19 繰入金 項3 基金繰入金<br>款21 諸収入 項4 雑入 |
| 6番議員                | はい。第6番的埜です。お願いします。住宅取り壊し費用の関係で最終的にJAからは取り壊し費用として150万ということですが、これで足りるのかどうかお願いします。                                |
| 総務課長                | これにつきましては、概算で交渉したところでありますので、はっきりと設計しなければ分かりませんが、面積的にいって、事業の工事と一緒にやれば、恐らくこれぐらいで済むだろうという過去の経験則に基づいた算出でございます。以上です |
| 6番議員                | 9月に出された資料では、建物解体費は概算で200万程というふうに書かれていました。今建設費用増ということもありましたけど、足りなけれ   |

|       |  |
|-------|--|
|       | ばどうするつもりですか。   |
| 総務課長  | 足りなければという議論ではなくて、これはあくまでもJAさんという相手方がいての交渉で決定した額でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。  |
| 議長    | 他に質問にある方は、ございませんか。<br>【歳出】<br>7ページ<br>款2 総務費 項1 総務管理費 目4 企画費<br>款3 民生費 項2 児童福祉費 目2 児童措置費                                     |
| 12番議員 | はい。12番篠原です。4目委託費の委託料、12節委託料、小海駅前改修設計委託料の取り消しということですけど、今後の計画については何かあるのでしょうか。  |
| 総務課長  | これにつきましては、また議会の皆様としっかりと協議をした中で、先の全協でもありましたけど、アルルの方と一体的にというお話もありましたので、そういったものを全てクリアにしながら、取りかかるということやっていきたいと思います。              |
| 議長    | これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。   |
| 6番議員  | はい。6番的埜美香子です。先程の補正予算5号と同じ理由でJAとの土地交換については反対ですので、補正予算6号も反対の立場とさせていただきます。以上です。   |
| 議長    | これで討論を終わります。これから議案第43号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手多数) ×5、6  |
| 議長    | 挙手多数と認めます。したがって議案第43号は原案のとおり可決することに決定致しました。  |
| 議長    | 次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。<br>お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。<br>(異議なし) |
| 議長    | 異議なしと認めます。<br>したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。  |

○ 散 会

議 長

以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和3年第4回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

(ときに 3時46分)